

「満洲国」の農業政策と農村社会

2011年3月

新潟大学大学院現代社会文化研究科

陳 祥

目次

序章	1
I 研究史整理	1
II 研究課題と資料	4
第一章 「満洲国」初期の農村租税公課に関する考察——北満地方を中心に	11
課題	11
I 徴税組織と税目	13
II 田賦・晌捐と糧捐・村費	15
1. 田賦	15
2. 晌捐・糧捐	16
3. 村費	17
III 吉林省南荒地村を中心とする租税公課	19
1. 村の租税	19
2. 南荒地村の租税公課の考察	20
小括	21
第二章 「満洲国」初期の農村経済関係と農民生活——吉林省永吉県南荒地村を 中心に	26
課題	26
I 吉林省永吉県南荒地村の土地所有状況	26
II 農家経済状況	29
1. 耕作状況	29
2. 農産物の販売状況	30
III 農家の負債状況	32
IV 村の経済関係の考察	35
1. 満洲農村の階層と小作地率	35
2. 土地経営の経済性	36
3. 親戚間の借貸関係	36
小括	37

第三章	1930年代における「満洲国」地方財政	43
課題		43
I	旧東北三省の地方財政	44
II	満洲国の租税徴収変遷	45
1.	満洲国の財政構造	45
2.	満洲国初期の地方財政確立（満州事変～1936年7月）	48
A	過渡期の地方財政整備（満州事変～1933年初）	48
B	満洲国安定期の地方財政整備（1933年初～1936年7月）	49
3.	日中全面戦争期前後の地方財政整備（1936年7月～1939年）	53
III	満洲国地方財政の歳計	57
小括		60
第四章	日中全面戦争期の「満洲国」農村経済と統治状況——1939年の双城堡四 つ屯の聴取調査を中心に	66
課題		66
I	農家の経済状況と負担	68
II	農村の支配状況	70
III	農村実態の考察	75
1.	経済状況の考察	75
2.	農村支配の考察	76
小括		77
第五章	「満洲国」統制経済下の農村闇市場問題	85
課題		85
I	農村統制政策の構造	87
II	統制政策に対する満洲農民の要望と闇市場形成	90
1.	農民の要望	90
2.	農村における闇市場形成の原因	91
A	行商人の存在	91
B	配給機構から闇市場への物資流出	93

C 農村土着資本金の流入と菟市	94
III 満洲国農村闇市場の実態	97
小 括	100
第六章 日中戦争による「満洲国」農業政策の転換	103
課 題	103
I 満洲国初期の農業政策	104
1. 農業政策の基調	104
2. 満洲国農業の具体化	107
A 農村金融政策	107
B 農村統制政策	108
3. 小節	109
II 日中全面戦争期の農業政策	109
1. 満洲農産五ヵ年計画の修正	110
2. 農産物の統制策の展開と限界	113
A 米穀統制・糧穀統制・特産統制（1937年8月～1939年11月）	113
B 本格的な統制政策の展開（1939年11月～1941年）	116
3. 小節	118
III アジア太平洋戦争期の農業統制政策	118
1. 農産物菟荷政策の強化	118
2. 農産物闇市場の実態	120
A ハルビンの「老客児（出張員）」	120
B 新京（長春）の小販児（立売人）	120
C 奉天の食糧不足	120
小 括	121
満洲国農業関係年表	125
終 章 満洲農村社会支配性質の検討	128
文献目録	132
資料目録	134
謝 辞	137

序 章

本稿は「満洲国」（便宜上、以下括弧を省略する）の県以下のレベルの農村社会を直接の考察対象とし、日本の満洲支配の崩壊にいたる過程を農業・農村支配の実態に即して歴史的に把握する。同時に、満洲国の支配がどこまで浸透していたかを追究する。

I 研究史整理

満洲国の支配に関するこれまでの研究として、風間秀人「農村行政支配」¹、塚瀬進「1940年代における満洲国統治の社会への浸透」²、浜口裕子「『満洲国』の中国官吏と関東軍による中央集権化政策の展開」³などがある。

風間秀人の研究方法と具体的な枠組は以下の通りである。氏は満洲国の建国から満洲国崩壊までを三つの時期（建国期、日中戦争期、太平洋戦争期）に分けて検討し、村政が保甲制度—街村制度—国民隣保制と転換したとしている。しかし、各時期の政策転換は、一貫した政策展開の結果ではなく、政策の破綻を受けた政策変更である。満洲国末期には、協和会の満洲の農村行政を強化しようとする念願は画餅に帰することになり、満洲国の農村国民運動組織は質的に極めて脆弱な組織に止まっていたとする。これは協和会という一組織の角度から見た満洲国の支配状況である。満洲国の農村支配は一面だけではない。本研究では第四章で満洲国農村支配実態にも言及したが、協和会の影響は实际的に農民にほとんど影響がなかったことが分かった。満洲国の農村支配実態を詳しく検討する必要がある。

塚瀬進は、1940年代の戦時体制強化により、満洲の農産物と戦略物資の供出が強化されたとする。満洲の都市は非日本人の特性を理解していないから闇経済の存在を実質的に容認した。農村末端の村落は掌握できず、農民たちの戦時体制へ協力は十分な成果があげられなかった。日本人が多数を占める中央政府で決められる政策は、日本人の発想を越えることができず、満洲社会には受容され難いものであるため、省公署に非日本人より多数の日本人を配置していた。それによって、満洲国の行政は省から県まで届いたが、県から各村・屯へ浸透していなかったとした。しかし、各県から街村への支配の浸透を検討しないまま、満洲国の行政支配が県まで浸透したと結論を出すことは十分ではない。本研究の検討対象は主に県以下の農村社会について、満洲国の支配実態を検討する。

浜口裕子は、官吏の動向を分析することにより、日本留学経験者で日本語のできる者や協和活動に熱心だった者が新たに大臣に抜擢され、旧来の現地有力者から実務型の官吏へ転換したとする。省地方官吏も実務型官僚が増え、日本留学経験者、大同学院出身者、関

東州出身者が増加する傾向がみられたことを明らかにした。確かに県長も前述した傾向がみられるが、再任されるケースがおおく、中には満洲事変から県長で、1940年代に入っても県長職に就いているという者もいた。そして、中央と地方の摩擦が相当大きかったので、中央集権を実現させようとした関東軍は、大臣・省長などの限られた人選については、その意向を強く反映させ、中央の統制を強めた。県以下レベルの掌握は必ずしも容易ではなかったとした。しかし単純に人事から満洲国の支配を判断することは不十分であり、農村社会統治実態から支配を検討する必要があると考えられる。

以上のように満洲社会の地域支配をめぐる、三氏は国民組織・統治政策・満洲国行政人事の角度（言い換えれば、満洲国の農村支配機構に沿って、上層組織から満洲下層農村をみる）から日本の満洲支配を分析した。

一方、満洲農村の社会・経済と関わる研究も幾つがある。

まずは中国の研究は以下通りである。

解学詩の『偽満洲国史新編』（人民出版社 1995年）は、1920年から終戦までの満洲通史である。そこでは、満洲国時代を三つに分け、農業は「農業危機」・「農業計画」・「農業略奪」にまとめられる。概観的に満洲国の農業政策と農村の支配に言及したが、通史的なものなので、満洲農村の支配実態を明らかにしてはいない。

孔経緯の『新編中国東北地区経済史』（吉林教育出版社 1994年）は、清朝初期から建国後までの東北地域社会経済の変遷を記述した。豊富な一次資料を利用しているので、説得力は高い。特に、清朝時代から民国の東北地方の土地制度の分類・転換過程の分析については高い価値がある。但し、満洲国期の東北地方農業に対する分析は不足している。

次は、日本方面の研究成果である。

石田興平の『満洲における植民地経済の史的発展』（ミネルヴァ書房 1964年）は、満洲の経済を植民地経済的に形成・発展してきたものと位置づける。満洲経済は移住植民地と投資植民地との相互媒介的な二重構造をもつ特殊な植民地経済だったので、これを「寡占的二重植民地経済」と呼ぶことにした。二重構造を持ちながら、植民地再生産理論という立場から統一的体系的に満洲の植民地経済の発展と経済性格を分析した。

中兼和津次の『旧満洲農村社会経済構造の分析』（アジア政経学会 1981年）は、満洲村落の社会・経済構造の特質を捉えるために、因子分析を用いて複数の基本的な構造因子なるものを抽出し、満洲村落の特質と構造が①村落としての結合はかなり弱い②村落内の階級・身分は固定していなかった③村落内農家間の共同行為は経済的原理に基づいてとり結ばれていることを明らかにした。その上で、梨樹県裴家油房屯をケーススタディとして、村落の生産・所得・地域循環などを分析し、当該屯では市場関係が村の内部にまで浸透していたが、資本主義的経営や資本主義的行動様式は生み出していなかったとした。満洲の農

村は低蓄積—低投資—低所得—低蓄積という「低水準均衡のわな」が支配していたことを論述した。この分析は、経済学的な角度から満洲農業構造と循環モードを分析したものである。

前に言及した風間秀人には民族資本を取り上げた別の研究『満洲民族資本の研究—日本帝国主義と土着資本の研究』（緑蔭書房 1993年）がある。満洲国で実施された農産物収奪政策を全体的に把握し、東北地方の流通の中核である土着資本の糧棧が、日本帝国主義支配の下でどのように商業活動を続けて、日本帝国主義と対抗し、それを破綻させていたのかを究明した。「統制経済実施前」と「統制経済期」とに分けて、日本帝国主義の糧棧に対する政策を分析した。特に統制経済期の農産物統制政策と糧棧の対抗、公定価格と農民の出荷拒否、闇市場の形成などにより、1942年までの統制策が失敗におわり、1943年から農産物略奪政策へ実行すること明らかにしていた。だがこの研究では、農産物の流通を中心とした農村の実態や農業政策面そのものについては検討されていない。

塚瀬進の別の研究である『中国東北地方経済史研究』（東方書店 1993年）は、中国東北地域の経済的変化を追っている。19世紀から1945年までの東北経済の変遷を取り上げ、地域の歴史的変遷を満洲経済の変化と関連させながら検討したものである。筆者は満洲地域の経済発展と地域経済発展の原因を鉄道敷設に求めている。鉄道敷設によって、満洲地方の従来の通商ルートは変化し、農業生産も変化し、金融状況も変化した。さらに、筆者は満洲地域を九つの地域に区分し、鉄道敷設が地域の市場圏の変化をもたらし、その市場圏は都市と都市、街と街の経済関係に影響を与えたとする。市場圏の盛衰が鉄道敷設によって新たな後背地を獲得できるかどうかによっていたことを検出した。

安富歩の『「満洲国」の金融』（創文社 1997年）は、前述した石田興平の『満洲における植民地経済の史的発展』で示された満洲の貨幣の流れをモデルとして、満洲中央銀行をはじめとする満洲国の金融機関、満洲重工業開発株式会社、南満洲鉄道株式会社などの財務データを利用して、満洲経済全体の動向を分析した。第五章の『「満洲国」の農業関係金融』では、太平洋戦争期の農業関係金融（大興公司与金融、興農合作社と関係する金融）と農産物統制政策の検討を通して、満洲国農業金融の実態を明らかにした。ただし、農家・農民から戦時中の満洲国金融支配の農民への影響については問題が触れていない。

さらに、安富歩・深尾葉子『「満洲」の成立—森林の消尽と近代空間の形成』の第Ⅱ部「すべての道は県城へ」は、県レベル以下の農村市場・定期市を分析した。県城に政治・経済が一極的に集中し、県城の商人と農民の関係を強化させた。県城を中心とする経済圏が形成され、県内に流通する流通券は県域内の支払協同体の形成を促す。それによって、満洲事変後、日本帝国主義は迅速に県城を支配下に置き、満洲全体の支配を実現することが可能となったとする。本論は県以下の中心街や村の役割について検討していないという

弱点がある。1930年代の県城は、規模から見るとは農村にある中心街・村などに比べると中心とは言えるが、経済の面ではまだ優勢を確立していない状況であった。

山本有造の『「満洲国」経済史研究』（名古屋大学出版会 2003年）は、満洲国のマクロ的な生産力変化や満洲国経済のパフォーマンスを総体として数量的に把握したものである。満洲国期の産業開発・増産計画などを、経済政策の立案と折衝を通して論じ、特に満洲国経済について鉱工業・重工業を中心に考察した。農業の面では、満洲大豆三品の輸出統計・普通作物生産統計・満洲農業開発五ヵ年計画農業部門の目標および実績に関連する指数を整理して、満洲農業生産と輸出の動向を分析した。これらの資料とデータは非常に貴重だが、農業国である満洲国についての農業面の分析は不足している。

これらの諸研究は、戦前の東北地域の農村経済・社会を主に政治学と経済学の角度から研究したものである。各研究は基本的に満洲国統治構造の上層部から支配状況を検討する手法を採っている。日本帝国主義支配の下での変容に対する考察、特に満洲国支配下の満洲農村の実態に関する研究はほとんど空白といっても過言ではない。また多くの研究は、満洲国の経済の中心は重工業・鉱工業経済である。日本植民地経済として分析していた。満洲農村社会を満洲土着社会や満洲の中国人の視点から分析した本格的な研究が欠けていると思われる。

II 研究課題と資料

本研究では、前述した各研究の成果を受け止めつつ、とくに風間氏が整理した満洲国支配の三つ時期に沿って、県以下の農村社会の実態について究明したい。農村支配の実態を、満洲国初期（1932年—1935年）・日中全面戦争展開期（1936年—1941年）とアジア太平洋戦争期（1942年—1945年）に区分し、租税徴収と農産物集荷状況を本立脚点として、満洲国農村社会の実態を検討する。

本論では、主に戦前日本の調査資料を慎重に利用する⁴。以下本論の各課題について、使用する資料を含め概括する。

第一に、満洲国初期の農村課税公課について検討する。満洲国期に入ってから満鉄経済調査課会は満洲各地で農業調査を行い、数多くの調査報告書を作成した。本研究はこれらの調査報告書を利用して、地方政権の構造と徴税方法・財政状況について検討する。主に国税・県税・村費について当時の満洲国財政の課税負担関係を検討し、農村に対する村費・県税・国税の負担実態を究明する。特に、これまでの研究ではほとんど言及されていない村費問題を重視する。

満洲国農村に関する租税公課の研究は非常に少ない。江夏由樹の「中国東北地方におけ

る農村実態調査——康徳三（1936）年度、満洲国農村実態調査報告書にある統計資料について⁵は、満洲国実業部臨時産業調査局の「農村実態調査報告書」を利用して、中国東北三省の21カ村1095戸の公租公課関係データに沿って、農民の実際負担を検討した。しかし、満洲国政府臨時産業局が作成した調査資料（『康徳三年度 農村実態調査報告書 戸別調査之部』（全4冊））は、農家の税収調査はあまりに範囲が広いので、各県のサンプルを選定して調査を行った。例えば、荘河県38戸・鳳城県47戸、盤山県57戸、黒山県65戸、遼中県59戸、新民県91戸、法庫県37戸などである。サンプルの選定方法や農民の調査への抵抗などを考慮すると、この調査データに沿って満洲国の農村租税実態を考察するためには、慎重な検討が必要である。

第一章で用いる資料は、主に中国吉林省社会科学院満鉄資料館（以下満鉄資料館と略す）に保存されている「経済資源調査報告書」を利用する。この「経済資源調査報告書」は満鉄経済調査会が1934年に満洲国各地で実施した経済資源調査に基づいて作られたものである。経済調査会は、満洲国各地の状況と満洲地方の経済的多様性に沿ってそのまま各調査報告書を作成したため、満洲国農村全体の租税問題の究明のために、重要な史料である。この史料は、日本が満洲各地の経済資源を掌握するために、一県か数県を調査対象として、各地の県長と関係者より地方の状況を調査したものである。これらの情報は個人の利益と直接に関連していないし、一部の累年統計データもあるため、比較的当該地方の実態を反映したものであろう。

この課題の延長として、個別の村租税について深く検討する必要がある。本論の第二章は、前述した満洲国の租税公課問題の検討を踏まえつつ、吉林省永吉県南荒地農村を対象とし、満洲農村の租税実態、村の金融問題、村の小作関係を究明する。満洲農村にある農業経営層の農村経済に対する重要な役割も究明する。満洲国支配下の満洲農村経済関係と農民生活状況を一農村をとり上げて究明する。

この第二章では主に野間清の「満洲の一農村に於ける農民の租税負担」、水谷国一の「満洲に於ける一農村の農業労働者」、「満洲に於ける一農村の金融」という三つ調査報告書を利用する。この報告書は少人数が南荒地という村に約2週間滞在し、非常に力を入れて調査したものである。データは、農家の真実そのものを反映したものであるとは必ずしもいえないけれども、少なくとも当該村の農家経済の事実を最もよく示した調査である。

第二の課題は、満洲国の財政を地方費との関係で把握することである。満洲国の地方支配とは徴税権の確立であるといえる。前この課題を検討するためには、1930年代の満洲国の地方財政と徴税について検討する必要がある。そこで、本研究では満洲国建国から1942年までの地方財政データを利用して、1930年代の満洲の徴税構造と地方歳計を検討する。

日本の満洲支配は県を中心としていることが究明できるだろう。満洲国が地方支配をうまく行えなかった理由を分析し、これら問題と矛盾を解消するためにどのように改革を行ったかも検討する。

これまで、満洲と満洲国期の財政と租税に関する研究はあまりない。とくに、満洲国の省・市県旗・街村の地方費税状況について検討した研究はほとんどない。孔経緯『新編中国東北地区経済史』⁶は、民国期と張氏軍閥政権の満洲にある各省の財政と徴税捐目を羅列したが、具体的に研究していない。満洲国期の財政と徴税問題については、まったく触れていない。満洲国史編纂刊行会編『満洲国史（各論）』⁷は、創業財政時代・基礎財政時代・開発財政時代・戦時財政時代を分けて、満洲国の財政概要と歳計を検討した。それによって、満洲国の税収は内国税増大と関税縮小という趨勢があったとし、全体の財政については、満洲国は「經常歳出は經常歳入をもって支弁すべく、臨時歳入をもって支弁すべからず」の主義によって、財政は形式上の健全性を確保したという。以上の満洲国財政に関する研究は満洲国地方行政の財政問題にふれていないという大きな欠陥がある。

この課題を分析する第三章では、満洲国の各年度の総予算と1936年、1938年、1939年、1940年、1942年の『地方財政概要』（満洲帝国国務院総務庁地方処）を利用する。各年度総予算の資料は満鉄資料館と遼寧省档案馆に一部保存されている⁸。『地方財政概要』は満鉄資料館と日本国内に一部分保存されている。そして、満洲国の『地方税関係法令纂』と満洲国公報などの資料も使用する。この『地方財政概要』は満洲国の統計資料であるため、地方行政の財政状況を反映できる。ただし、使用する資料には、1932-1936年には決算額があるが、1937-1942年のデータには決算額が記載されていないため、予算額のみ用いる。

第三の課題として、日中全面戦争下の満洲国の満洲農村支配をめぐる実態を検討する。日中全面戦争期に入ってから、満洲国は全面的に支配を強化した。これらの強化策の農村での実際上の効果どうであったかを検討する必要がある。双城堡にある四つの村（尚勒村陳廂紅四屯、興礼村沈家窩堡、興礼村正紅五屯、興礼村区紅頭屯）を対象とし、この四つの村に対する1939年の聞き取り調査資料に基づいて、日中全面戦争期の満洲国農村の支配システムを検討し、農民に対してどのような影響を与えたのかを考察する。

日中全面戦争期の満洲国行政支配についての研究は割合に多いが、ほとんど満洲国支配の組織・行政・政策などの面に限られていた。風間秀人は、協和会の活動から農村行政支配を検討した。安富歩は満洲国の各金融機関の財務データを基礎として、農村金融面から正金銀行の特産金融支配と大興公司・金融合作社・興農合作社などの農村金融機関が着実に農村に浸透したことを論証した。塚瀬進は、満洲国戦時動員策の日本人と非日本人の角度から動員支配を検討する。解学詩は、日中全面戦争期に入ってから、満洲農業に対す

る要求は一般農村物の増産と出荷の促進に変わったと説明した。統制経済期の満洲農村統治については、主に興農合作社や農業移民などを中心に分析した。これらの研究は、ほとんど満洲国で人口が一番多い満系農民と満系農村に即して日中全面戦争期の満洲農村支配の問題を検討してない。本研究は満洲国の満系農民の視点に立って満洲国の農村支配状況を究明する。

この課題を分析するために、満鉄資料館に保存されている 1939 年の双城堡における聞き取り調査資料を使用する。満洲国農民の負担問題も引き続いて検討し、満洲農民が満洲国の「行政—協和会—合作社」という三位一体の支配をどこまで受け入れたかを検討する。この聞き取り調査では、農家に直接収支状況などを聞いていなかった。農家所有農具に注目するほか、①大豆耕作面積②甜菜と亜麻と小麦の耕作③農事合作社④金融合作社⑤農産物販売先⑥村屯長・公署⑦協和会⑧諸税負担⑨賦役⑩義倉⑪自衛団⑫青苗廟会費等農家利害関係について調査したものである。

第四の課題として、満洲国統治を揺るがせた末期の農村闇市場を検討する。満洲国は統制・配給という政策を実施したが、それにともない統制経済期本格的始動した 1939 年から闇問題も現れた。その後、益々深刻な状態が生まれた。このような満洲国末期の農村社会の支配の実態について、形式上の支配と実際上の遊離二側面から究明する必要がある。

これまでの関係研究は、満洲国の戦時中の統制政策の面から、闇価格・公定価格などを取り上げた分析に限られている。風間秀人は土着資本・糧棧の動向を検討する際に、農村の闇市場が配給統制政策下の市場と共存していたことを言及した⁹。山本有造の闇価格に関する分析では、新京物価指数のデータを利用して、公定価格と闇価格の差の問題を検討したが、農村闇問題には全く触れていない¹⁰。中国方面の解学詩は、満洲国の闇問題と統制配給問題に分けて分析し、日本帝国主義の統治失敗とともに、満洲国は「民価」に対する統制は無力であったと指摘した¹¹。統制政策の角度から闇問題を検討したこれらの研究は、筆者に大きな示唆を与えた。しかし、統制政策以外にその存在が公然と認められた闇市場にかかわる実態について、特に農村部の闇問題についての研究はこれまでない。関係調査資料を用いて、深く分析する必要がある。

そこで第五章では、主に 1942 年 9 月に実施された農村生活必需品配給機構調査の報告書を利用する。これらの報告書は満鉄資料館に保存されている。その他、満洲中央銀行の闇市場に関する調査も利用する。満洲国における農村統制政策の構造、闇市場の形成と実態などを検討する。生活必需品配給に関する調査は、県下統制機構と当地有力者などから聞き取った意見と配給機構の基本データを使用している。残念ながら、個別農村の闇調査資料は見つかっていないので、個別農村の闇市場の分析はできない。

第五の課題は、満洲国の農業政策の全体像を解明することである。満洲国初期の農業統制は自給自足・地方生活安定を目指していた。関東軍・満鉄・満洲国の三者の折衝により、農業政策が制定された。戦局の進展とともに、満洲農業の対日従属が急激に進行した。その結果、満洲農業の重点は生産促進政策から流通統制・生産統制へと転化した。統制体制に組み込まれた作物と農民はどんどん拡大した。満洲の農産品と農民は全面的に日本の帝国主義戦争に従属した。統制策を強化するために、満洲国行政機構も動員された。1943年以降農村末端組織の警察・村屯長の動員が恒常化し、露骨な略奪政策が実施された。そのため、満洲国各地で統制政策に抵抗する闇市場が拡大した。

これまでの関連研究は、主に満洲国の全体的な経済政策に関するものがほとんどである。農業政策を具体的に考察した研究はほとんどなかった。風間秀人は満洲農村土着資本の糧を探討し、土着資本に対する支配政策を論証するとともに、関わる農業政策にも言及した¹²。解学詩は満洲国農業政策について、満洲国の農業生産が停滞した根本的な原因は農民の貧困であり、農業生産への投資不足により農業改良を実現していなかったと説明した。これらの研究には、農業政策の全体が視野に入っていないだろう。

この課題を分析する第六章では、戦前期の新聞資料と日本国内の各大学に保存されている農業政策と闇市場調査に関する資料を利用する。

なお、本研究は第一章～第五章が各論であり、第六章は総論である。以下本研究と関連する既発表論文や発表予定論文を掲げる。

- (1) 『「満洲国」統制経済下の農村闇市場問題』（新潟大学環東アジア研究センター『環東アジア研究センター年報』 第5号, 2010年2月）
- (2) 「満洲国期の農村経済関係と農民生活——吉林省永吉県南荒地村を中心に」（新潟大学現代社会文化研究科環日本海研究室『環日本海研究年報』 第17号, 2010年3月）
- (3) 『「満洲国」初期の農村租税公課に関する考察——北満地方を中心に——』（新潟大学大学院現代社会文化研究科『現代社会文化研究』 第48号, 2010年7月）
- (4) 『日中戦争による「満洲国」農業政策の変化』（新潟大学人文学部国際ワークショップ『日中戦争の深層』, 2010年11月）
- (5) 『1930年代における「満洲国」地方財政構造の変化』（新潟大学大学院現代社会文化研究科『現代社会文化研究』 第50号, 2011年2月）

本論は、このような課題を設定して、満洲国の満洲農村支配の実態を県以下の農村を対象を限定して、明らかにしようとするものである。これまでの満洲国研究では、主に満洲

国の国家レベルの各政策や抗日武装闘争などの研究に集中していた。日本の支配下の県以下の行政に関する研究が一部出たが、満洲の県以下の農村や農民の実態については、十分に把握されていない。本論は満洲国農業政策と県以下の農村社会の実態を解明する新たな研究である。

- ¹ 風間秀人：『農村行政支配』（浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満洲支配』第五章 時潮社 1986年）
- ² 塚瀬進：『1940年代における満洲国統治の社会への浸透』（『アジア経済』第39巻7号 1998年）
- ³ 浜口裕子：『「満洲国」の中国官吏と関東軍による中央集権化政策の展開』（『アジア経済』第34巻3号 1993年）
- ⁴ 注：戦前、満洲農業・農村に関する調査を行った日本支配下の調査機構は、満鉄調査会、東亜介在調査局、大同学院、満洲国実業部臨時産業調査局、満洲国經濟部、総務庁地方処、満鉄の満洲各地事務所の産業課、興農部各部門の調査科、日満農政研究会、満洲国各省公署の民政関係部門、満洲興業銀行調査課、大興公司業務課などがある。これら調査機構が調査した資料が本論の基本史料として使われている。現在、これらの史料を使用する場合には、最も注意すべきには、「農村における地主中心とする榨取・被榨取の関係についての調査は不正確」（天野元之助語）である。要するに、満洲農村に富農・地主を中心とする調査は、彼らの反抗が激しく、調べたデータも当時農村実態に反映できないと考えられる。例えば、1934年満洲国実業部臨時産業調査局の農村実態調査報告書を作成した。この調査は北満穀倉地帯の16県と南満を中心とする21県を実地調査した。各県より原則として耕種農業を主産業となる一部落を選定し、調査を行う。規模があまり大きすぎたので、調査員はほとんど現地の村長・屯長などから村のこと説明してもらって、データを記入したので、合わせて37県の各部落の負債・税収・農家収支などのデータが極めて細かくに編成した。一般の中国人は「財不外露」（財に関することを教えない）の伝統が強く意識しているため、いかに37県に選別された各農家から膨大な細かい収支までのデータを入手できるのかを疑わなければならない。このようなデータを使用する時、非常に慎重しなければならない。当然、農家の財と関係がない部分の調査、例えば、農村の慣行・部落の自然・歴史変遷・社会関係などに関する調査は満洲農村社会の研究に対しては大事な資料だと思っている。そして、大同学院の農業調査には、調査班の学生は省長を通じて省次長に接見し、全省の状況の説明を受けた。その後、大同学院同窓会支部による歓迎の宴会を行い、県で県長接待の宴会もあった。副県長に連れられ選定された村に向かう。村に入る時には、村長に引率され整列した多くの村人と貼り付けられたカラーの標語に迎えられた。このように、大勢な人を動員することで、村の農家から真実な農家経済データと乖離することがもたらされたのではないと疑う。
- ⁵ 江夏由樹：『「満洲国」の農村実態調査』⁵（年次研究報告書6 日本大学理学部情報科学研究所 2006年）
- ⁶ 孔経緯：『新編中国東北地区経済史』吉林教育出版社 1994年
- ⁷ 満洲国史編纂刊行会編：『満洲国史（各論）』満蒙同胞援護会 1970年
- ⁸ 注：満鉄資料館に保存する資料：『満洲国康徳元年度予算概要』、『関於康徳二年度予算』、『康徳三年度総予算』、『関於康徳三年度予算』、『康徳四年度総予算』、『康徳四年度各特別会計予算』、『関於康徳四年度予算』、『康徳五年度総予算』、『康徳五年度各特別会計予算』、『康徳七年度各特別会計予算』、『康徳八年度総予算』、『康徳九年度総予算』、『康徳九年度各特別会計予算』、『康徳十年度総予算』、『康徳十年度各特別会計予算』、『康徳十一年度総予算』、『康徳十一年度各特別会計予算』
- 遼寧省档案馆に保存する資料：『大同元年歳入歳出総予算』、『大同建国年度歳入歳出総決算』、『大同元年歳入歳出総予算』、『大同二年度歳入歳出総決算』、『康徳元年度総予算』、『康徳二年度総予算』、『康徳二年度総決算』、『康徳四年度総予算』、『康徳四年度総決算』、『康徳五年度総予算』、『康徳六年度各特別会計予算』、『康徳七年度総予算』、『康徳八年度総予算』、『康徳九年度総予算』
- ⁹ 風間秀人：『満洲民族資本の研究—日本帝国主義と土着流通資本—』（緑蔭書房、1993年）。
- ¹⁰ 山本有造：『「満洲国」経済史研究』（名古屋大学出版会、2003年）。
- ¹¹ 解学詩『偽満洲国新編』（人民出版社、1995年）。
- ¹² 前掲 『満洲民族資本の研究—日本帝国主義と土着流通資本—』（緑蔭書房、1993年）

第一章 「満洲国」初期の農村租税公課に関する考察 —北満地方を中心に—

課 題

本章は、主として満鉄経済調査会が 1934 年に満洲国各地で実施した農業調査報告を手がかりとして、満洲国初期の農村租税公課の実態を究明することを課題とする。

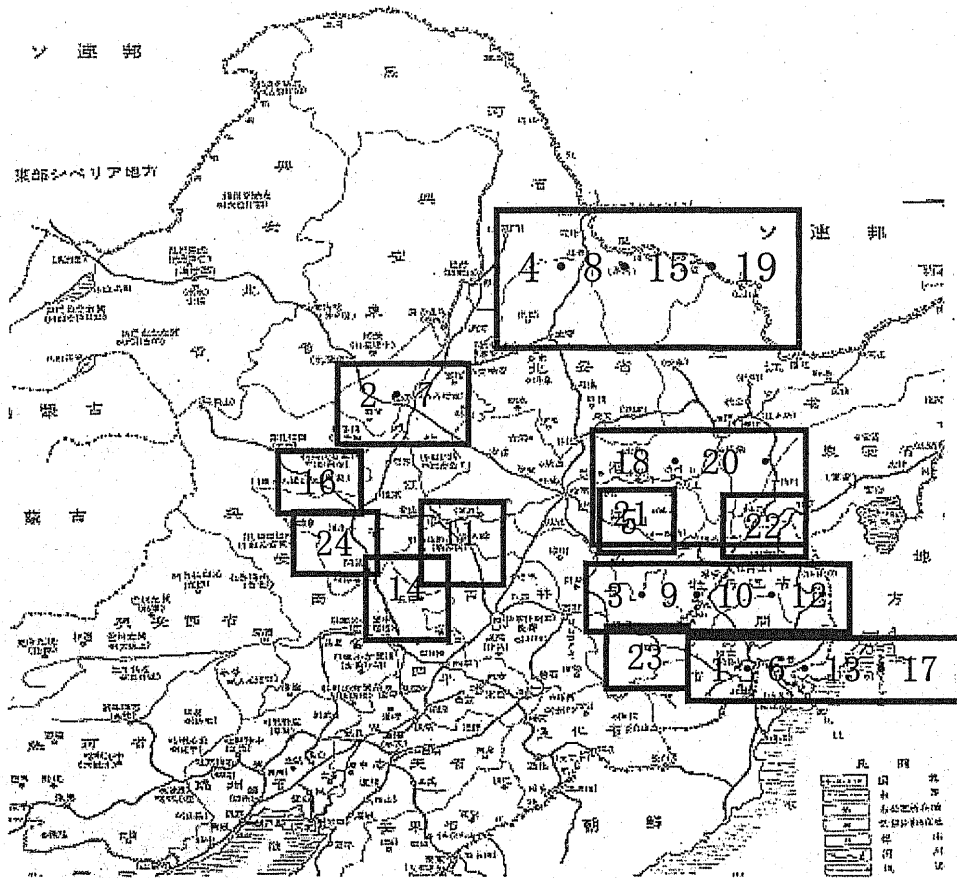
1934 年の調査は、満洲国の全体的な農業経済資源を調査対象としている。その調査成果は「経済資源調査報告書」というシリーズで取り上げられた。これらの調査報告書は中国吉林省社会科学院満鉄資料館に保存されている。本論は、入手したこのシリーズの調査報告書の一部を利用して、満洲の農業経済にとって、比較的重要な北満地方の農民に係する租税公課について究明したい。

これまでの満洲国農村に関する租税公課の研究は非常に少ない。満洲農村社会そのものに触れた研究も少ない。江夏由樹の「中国東北地方における農村実態調査——康德三(1936)年度、満洲国農村実態調査報告書にある統計資料について」¹⁾は、満洲国実業部臨時産業調査局の「農村実態調査報告書」を利用して、中国東北三省の 21 カ村 1095 戸の公租公課関係データをに沿って、農民の実際負担を検討した。しかし、江夏氏は当該資料を紹介と説明などをして、本格的に農村部の租税状況を分析することを分析していない。本章は、満鉄経済調査会の関係資料に基づいて、農村の租税公課を検討する。経済調査会の調査は、1934 年に満洲国各地の状況と満洲地方の経済的多様性に沿ってそのまま各調査報告書を作成した。これらの調査報告書の一部は中国吉林省社会科学院満鉄資料館に保存されている。本章はおもにこれら資料のうち北満地方に関する調査報告書を利用して、満洲国の租税公課を分析する。また同時代に実施された満鉄経済調査会の調査報告書と満洲国政府が行った調査報告書も一部使用する。

表 1-1 使用資料一覧

番号	資料名	作成者	出版年代
1	東寧附近農業調査報告	満鉄経済調査会	1933.12
2	齊齊哈爾附近農業調査報告	満鉄経済調査会	1934.4
3	綏芬河地方調査報告	満鉄経済調査会	1933.12
4	北安鎮ヲ起点トセル竜鎮、奇克特、烏雲、遜河地方農業調査報告	満鉄経済調査会	1934.3
5	烏吉密河、延寿、一面坡附近農業調査報告	柏倉泰治	1934.3
6	東寧県調査報告書	吉田美之、山下正巳	1934.3
7	齊齊哈爾一甘南沿道農業調査報告	田中義英	1934.4
8	踏査地区ニ於ケル北部黒龍江省経済事情	佐藤鶴亀人	1933.11
9	吉林省穆稜県穆稜河流域農業調査報告	篠原斉	1934.5
10	吉林省穆稜県畜産調査報告	渡辺勇	1934.4
11	農安、扶余地方農業調査報告	篠原斉等	1934.6
12	吉林省寧安県牡丹江流域農業調査報告	土居丁等	1934.9
13	吉林省間島地方琿春、凉水泉子方面農業調査報告	渡辺駿	1934.9
14	京大、洮大線地方農業調査報告	福井文吉	1934.7
15	一般経済調査報告一竜鎮県、琿琿県、奇克県、烏雲県、遜河県	小泉吉雄	1934.1
16	泰来県、札賚特旗、興安嶺麓、竜江県農業調査報告	木下寿男	1934.1
17	東寧、琿春県縦走地帯（吉林省東部国境地方）一般経済事情	土肥武雄、中島捨次郎	1934.8
18	黒龍江省訥謨河爾河、呼裕爾河流域農業調査報告	土居丁等	1934.9
19	中部小興安嶺、吉里爾哈山脈ノ森林並地方農村調査報告	三田村六郎、伊東弘	1934.11
20	訥河、克山県地方一般経済事情	土肥武雄	1934.9
21	訥河、克山、泰安鎮地方農業調査報告	局巖	1934.9
22	依蘭県、勃利県地方農業調査報告	尾崎英雄等	1934.1
23	吉林省敦化県農村実態調査一般調査報告書（康德3年度）	臨時産業調査局	1936
24	竜江省洮南県農村実態調査一般調査報告書（康德3年度）	臨時産業調査局	1936

図 1-1 調査地方の位置図



注. 大同学院同窓会:『大いなる哉 満州』(1966年)の満洲国地図により作成

I 徴税組織と税目

1934年段階の満洲国徴税のシステムを検討する。県政府で農民に徴税する部署は税捐局と県公署財務処である。主に国税と県税両種類を納める。経済資源調査報告書によると、税捐局は国税徴収を担当するのに対して、県公署財務処は地方税徴収を徴収する。ただ、相当の県公署財務処は地方税を徴収する同時に国税の田賦(大租)も同時に徴収する。税捐局は他の糧穀出産税、家畜税などの国税の徴収を行う。このようなに県は龍江県、興安東分省特哈旗、北安県、甘南県、泰安県、訥河県がある。他方、寧安県では税捐局が国税と県税の徴収を行っていた。この「国税」は、実際に省税と国税を含めて県政府が徴税を行った。農民はこの二つの税金をまとめて「国税」として認識していた。

まず国税に注目しよう。満洲国建国後、近代的な中央集権国家の形式的な形成によって、国税は国の中央政権が制定する。しかし、満洲地方には複雑な状況があつて、各県は国税

を徴収する場合にも、基本的に田賦・糧石税・牲畜税・出産税について徴収する。それ以外の税目については、農安県、乾安県、安広県、洮安県の場合はモンゴル地方に近いので、王租が存続し続けた。東寧県、龍江県、甘南県は免税によって、調査当時土地に対する田賦は徴収していなかった。他の国税税目は各県の経済実情によって相当違っている。

県税は「地方税」・「地方捐」などと称された。表2の各県の税目状況のように、農家に対して徴収する県税税目は相当異なっていた。これらの税目の中では、晌捐・糧捐・屠捐・車牌捐を中心として課税されていることが分かる。東寧県、扶餘県、徳都県、龍鎮県、克山県など諸県は前述した四つの税目以外に、他の税目も徴収するのである。琿春県は基本的に晌捐を中心として徴収し、最も北の琿瑯県、黒河市の地方財政は土地・穀物に頼っていない。賭博や娯楽などの産業はこの地方の「市政維持の基礎財源であ」²った。

北満地方は、満州地方の穀倉地帯であった。満洲国政権の農村徴収支配は主に土地、糧食と家畜を中心としていた。しかし、具体的に分析すると、徴収システムは統一されているとは言えない。県の産業と状況によって各県の国税徴収は相当違っている。一部の県は土地、糧食と家畜の税収以外の、他の税源にも拡大され、一部の県は完全に土地の収入に頼り、一部の県は賭博・娯楽にも依拠しているのが分かった。要するに、満洲国初期の租税支配は、県公署財務処と税捐局を通じて、農村に対する税収支配を実現することを意図していた。この意図の下で、各県は相当自由に税目を設定して徴収した。

表 1-2 北満地区一部県の対農家徴収税目表

県名	国税の税目	県税の税目
東寧県 ³	営業税・出産税・木石税・米穀税・牲畜税・酒煙税・鉱業税	晌捐・糧捐・屠捐・車牌捐・営業附加税・車捐・店捐・出口捐・学田捐・遺地捐・木材捐・黄菸捐・木耳税・煙草税・麻税・茸税・馬路捐・舗捐
布特哈旗 ⁴	田賦・糧石税・出産税・牲畜税・魚網税	晌捐・出産税・附加税・牲畜税
穆稜県 ⁵	田賦・糧石税・土産税・牲畜税	晌捐・糧捐・屠捐・車牌捐・皮張捐・田房捐
農安県、乾安県 ⁶	田賦・王租・糧石税・牲畜税・買契税・典契税・魚税	晌捐・特別糧捐・牲畜捐・屠捐・車牌捐・中学糧捐・貨物税
扶餘県 ⁷		屠捐・山貨捐・営業捐・当捐・攤床捐・皮張捐・海業捐・糧石銷場捐・糧石出産捐・牲畜捐・土産捐・魚捐
寧安県 ⁸	田賦・糧石税・買契税・契	晌捐・糧捐・車牌捐・屠捐・稻米捐・營業車捐・土産捐

	紙税・土産税・牲畜税・屠殺税	
琿春県 ⁹	田賦・糧石税・牲畜税・屠殺税・黄菸税・雜菸税	昇科地响捐・昇科学田地响捐・東溝学田地响捐・糧米特捐・勤学所学田租・勤学所昇科地租・七、八年学田地地租
龍江県、甘南県 ¹⁰	糧穀出産税・家畜税・出産税・菸酒税・契税・印花税・雜税	学費响捐・警費响捐・自治費响捐・実業費响捐・地方捐・車牌捐
安広県、洮安県 ¹¹	田賦・王租・糧石税・牲畜税・魚税	响捐・糧捐・車牌捐・屠捐
大賚県 ¹²	田賦・糧石税・牲畜税	响捐・糧石税付加捐・江口糧捐・四厘糧捐・車牌捐・屠捐・魚課
徳都県 ¹³	大租・糧石税・出産税（豆餅税・山貨皮張税・木材税・	响捐・糧捐・車牌捐・屠捐・牲畜捐・房捐・魚捐・山貨捐・木材捐
龍鎮県 ¹⁴	木炭税・麻税・油税・魚税・白條猪税）木材附加捐・牲畜税・屠殺税・營業税・民	响捐・糧捐・車牌捐・荒捐・荷馬車捐・房捐・木材捐・營業捐
克東県 ¹⁵	令營業税	响捐・糧捐・車牌捐・營業捐・山貨捐・屠捐
克山県 ¹⁶		响捐・糧捐・牲畜捐・營業捐・山貨捐・屠捐・快馬車捐・車牌捐・屠宰手術料・衛生費・吸戸証捐
訥河県 ¹⁷		响捐・糧捐・車牌捐・營業捐・山貨捐・附加公益捐
瓊瑋県 黒河市 ¹⁸		会局捐・賓局捐・牌九局捐・麻雀捐・跑封捐・籤筒捐・茶社捐・妓捐・牛馬捐・酒舖捐

II 田賦・响捐と糧捐・村費

満洲の農業において、田賦と糧石税・响捐と糧捐・村費が直接に農業に賦課される税である。そのうちの糧石税は、販売した糧穀の価格に対して一定の割合で課税するものである。満洲国の糧石税は粗糧税・細糧税・油糧税・豆類税¹⁹に分けられ、それぞれに価格の0.5%・1%・2.5%・2.5%の課税率である。これは全国的に統一された税金と推定できるだろう。以下はそのほかの税金について分析したい。

1 田賦

国税の土地税は、県政府から徴収する。省政府へ送る田賦や大租など、1 响の土地に対

して定められている課税額を徴収する税である。清朝時代には東北土地は封禁されていたが、清朝末期から関内より漢民族が長城を越えて移住し、それによって、旗人と蒙人の土地が有償開拓された。政府もこれら土地から税金を取れる。辛亥革命後、旗地は清朝からの売られ、また満族の失脚によって、ほとんど民有地になった。田賦や大租は公的に政府の税収になった。しかし、北満には蒙古人が所有している土地が多く、蒙古王公は満洲国建国後にも相当の土地を所有していた。民国期に、それまで徴収されていた蒙租の一部を田賦として徴収するようになったが、北満地では土地に対する賦課を蒙租とする地域が存在し続けていた。以下のその例である。

甘南県の田賦額は1晌に0.85元とする。²⁰

綏芬河の田賦額は1晌に0.5元とする。²¹

穆稜県の田賦額は1晌に0.8元とする。²²

農安、扶餘県の田賦額は1晌に0.32元とする。²³

寧安、牡丹江の田賦額は1晌に0.8元とする。²⁴

間島地方の田賦額は1晌に0.8元とする。²⁵

安広県の田賦額は1晌に0.3元、王租0.35元とする。²⁶

洮安県の田賦は免税され、王租はは1晌に0.3元とする。²⁷

農安県の田賦額はは1晌に0.32元 王租0.48元とする。²⁸

龍江県、布特哈旗、大賚県は、田賦を地租、三費、経徴費と園基租に分けている。地租は上中則0.5元・下則0.3元になり、三費は上0.03元・中0.02元・下0.01元になり、経徴費は以上両税合計の3%を徴し、園基租は丈方に0.007元を徴する。²⁹

以上のように、満洲国の田賦は、大きく一般民地と蒙地に分かれており、一部の県は単純に1晌ごとに定額を賦課し、一部の県は田賦を更に地租、三費、経徴費などに分けて、土地の肥沃度によって徴税した。全体的に見れば、田賦は0.32元—0.85元の間である。蒙地の王租が全国に定められなかったが、1晌土地に0.3—0.48元を徴収した。

2 晌捐・糧捐

晌捐は田賦と同じように耕地に課税し、土地1晌ごとに課税額が決められていた。すべて県の収入となるが、田賦と異なる。糧捐は県政府により、農民が販売した糧穀の価格に対して一定の割合に課税するものである。両方の税額は各県政府が決めるため、各県の課税額は異なっている。使用資料中では、東寧県と農安県と訥河県の1933年県税収入額の記載が見つかった。東寧県では、晌捐38991.29元・糧捐5091.49元は県税総額61716.36元の63.2%と8.2%を占めている³⁰。農安県の晌捐124624.77元・糧捐14425.44元は県税総額206977.67の60.2%と6.9%を占めている³¹。訥河県の晌捐10890元・糧捐50330元は、

県税総額 82815 元の 13.1%と 60.8%を占めている³²。要するに、晌捐と糧捐は県政府にとって最も重要な収入源であった。

一方、晌捐と糧捐の徴税方法については、以下のデータがある。

東寧県の晌捐には 1 晌当りに 1.99 元とし、糧捐は販売額の 2%の課税である。³³

龍江県の晌捐には警費晌捐・学費晌捐・自治費晌捐・実業費晌捐があった。1 晌当りの晌捐は 0.2 元・0.13 元・0.004 元・0.028 元として、合計は 0.362 元に賦課されている。³⁴

穆稜県の晌捐には 1 晌当りに 1 元とし、糧捐は販売額の 2%に課税していた。³⁵

農安県の晌捐には 1 晌当りに 1.05 元とし、糧捐は中学糧捐と特別糧捐に分けて、両方とも販売総額 1%に課税する。³⁶

寧安県の晌捐には 1 晌当りに 0.54 元とし、糧捐は売買価格の 2%に課税する。³⁷

琿春県の晌捐には昇科地晌捐 1.84 元/晌・昇科学田地晌捐 2.4 元/晌・東清学田地晌捐 1.97 元/晌となり、糧捐は売買価格の 12%に課税する。³⁸

安広県と洮安県の晌捐は 1 元/晌で、糧捐は売買価格の 3%である。³⁹

徳都県の晌捐は 0.5 元/晌で、糧捐は売買価格の 1.4%である。⁴⁰

龍鎮県の晌捐は 0.485 元/晌で、糧捐は売買価格の 2.4%である。⁴¹

克東県の晌捐は 0.59 元/晌で、糧捐は売買価格の 3.4%である。⁴²

克山県の晌捐は 0.991 元/晌で、糧捐は売買価格の 1.4%である。⁴³

訥河県の晌捐は 0.26 元/晌で、糧捐は売買価格の 5%である。⁴⁴

以上、1933 年の北満地方におけるの晌捐と糧捐について概観した。各県の晌捐負担額は 0.26 元—1.99 元位であり、糧捐は穀物の販売額の 1.4%—12%位であった。各県の県税徴税率は相当違っており、税率の幅も広い。満洲国初期の各県政府は各自地方税の徴収を行っていた。満洲国初期の各県の財政収入は主に晌捐と糧捐であり、農業生産に対する課税は地方財政の基礎財源となっていた。

3 村費

今まで研究では満洲国の村費についてはほとんど言及されていない。近代中国の租税制度の下で、国税と県税は政府の公的な制度のもとに置かれていたと言える。しかし、村費は県以下の行政単位の村や屯などが比較的自由に設けていたようである。一般的に言えば、村費は「村費」、「屯費」、「保甲費」、「自衛団費」、「警費」、「看青費」、「門牌費」、「戸口費」などの項目で構成されている。ただし、村費に関する詳しい調査は 1934 年の調査が行われなかった。東寧県での村費調査では、「地主・小作人たるを問わずその耕作せる土地一晌に対し 2.5 元より 3 元内外の自衛団費を納む」⁴⁵と記述されている。さらに、直接的な調査で

はないが、表 1-3 の 1937 年満鉄調査資料から見ると、北満地方では土地に対して、村費の賦課額は一番多い。ほとんど田賦と晌捐の合計額より高いことが分かった。そして満洲地方の習慣では、「門牌費」、「戸口費」などは、各戸に均等に課せられている場合が多い。後に説明する吉林省永吉県南荒地村の場合も門牌費は各戸に均等に徴税されている。要するに、村費はそれぞれの村によってかなり違っていて、農民の重い負担の一つと言える。これらの村費は主に満洲国県下の行政村長（保長）、屯長（甲長）、十家長（牌長）、自衛団、村警などの人件費と弾丸・服装など備品の購入に使われていた。要するに、村費は村以下の行政機関で使われた。

表 1-3 1937 年の北満地方一部県の土地一晌当り大租・晌捐・村費の課税率表 単位：元

	田賦	晌捐	村費	合計		田賦	晌捐	村費	合計
吉林市	0.615	0.700	4.470	5.785	五常県	0.615	1.040	1.550	3.205
永吉県	0.615	0.690	1.785	3.090	双城県	0.615	0.770	2.175	3.560
額穆県	0.615	0.850	2.280	3.745	珠河県	0.615	1.600	0.850	3.065
敦化県	0.615	0.770	2.725	4.725	哈市	0.615	0.770	0.215	1.600
樺甸県	0.615	0.770	2.360	3.745	寧安県	0.615	0.420	3.270	4.305
九台県	0.615	0.850	1.000	2.465	穆稜県	0.615	0.770	7.419	8.804
乾安県	0.615	0.420	0.450	1.485	東寧県	0.615	1.600	0.900	3.115
扶餘県	0.615	0.440	0.450	1.505	密山県	0.615	1.540	1.900	4.055
農安県	0.615	0.800	0.430	1.845	虎林県	0.615	0.600	8.500	9.715
徳恵県	0.615	0.970	8.000	9.585	佳木斯	0.615	1.500	1.000	3.115
榆樹県	0.615	0.540	0.800	1.955	富錦県	0.615	1.060	0.790	2.465
舒蘭県	0.615	0.850	2.550	4.015	賓清県	0.615	2.000	1.500	4.115
呼蘭県	0.615	0.700	1.970	3.285	勃利県	0.615	1.540	3.170	5.325
賓 県	0.615	1.120	2.000	3.735	方正県	0.615	1.200	3.680	5.495
阿城県	0.615	0.770	1.050	2.435	同江県	0.615	0.900	0.870	2.385

注. 満鉄北満経済調査所：『満洲国ニ於ケル土地一晌当り租税公課賦課率表——康德 4 年度ニ於ケル実績』1938 年 5 月、4 頁—23 頁より作成

満洲国初期の租税の徴税組織は県公署財務処と税捐局であった。その二つの徴税機関は地方税と国税の徴収機能をはっきり分けていなかった。国税の糧石税は全国で統一されたが、土地に課税する田賦などは統一されておらず、各県の国税課税目と課税率も相当違つ

ていた。県税は各県が、割合自主的に税目と税率を設定した。晌捐と糧捐は満洲県政の主要税源であった。一方、村費は、満洲農村にとって最も重い負担であった。要するに、満洲県下の行政の財源は主に、農業により支えられていた。多額に徴収された村費は自衛団・村警・保甲などの農村行政組織の維持、特に人件費・備品の財源となっていた。満洲国初期の農村行政はすでに肥大化していたと推測できる。

Ⅲ 吉林省南荒地村を中心とする租税公課

満鉄経済調査会及吉林事務所は1934年3月26日より同年4月1日まで、吉林省永吉県南荒地村の農業調査を行った。この調査の結果は、『満州の一農村に於ける農民の租税負担』、『満洲に於ける一農村の農業労働者』、『満洲に於ける一農村の金融』⁴⁶ 三つの調査報告書として残されている。筆者は南荒地村に関する経済関係をめぐって、『環日本海研究年報』に「満洲国期の農村経済関係と農民生活」を発表した。ここでは、以上の調査報告書を利用して、同論文では触れることのできなかつたこの村の農民が負担した国税・県税・村費などの調査記録を分析したい。

南荒地村は吉林市の北方50里、烏拉街の東南15里(1里≈0.5キロメートル)の位置にあり、京図線の九站、孤店子から東北方向の位置にある。南の吉林市、北の白旗街と榆樹県までは自動車道がある。村は松花江平野にあり、地勢が平らで、土質は肥沃である。村は京図鉄道に近く、農業商品経済は割合活発な村である。調査が行われた時点で、村の戸数は47戸、人口は395人であった。村の土地の多くは県城にいる大土地所有者が所有していた。村全体では自作農と雇農が多く、耕作面では比較的大規模な小作農業経営が展開されていた。村の主要な農産物は大豆・高粱・包米(トウモロシ)・粟で、それ以外に少量の煙草があり、村による大豆経済に頼っている典型的な満洲村であった。⁴⁷

以下吉林省南荒地村の農民は如何なる税金をどの程度納めていたのかについて検討しよう。

1 村の租税

まず、国税と県税について見てみよう。南荒地村の農民は、国税である「大租」と県税である「晌捐」については自ら県公署に赴き前年度納税票を提示の上納税することになっていた。納期は毎年陽暦12月1日から翌年の5月31日までであり、この期間以内に納付しない者は滞納者となった。滞納者は、6月1日から15日に至る者は納税額の5%、6月16日から30日に至る者は納税額の10%、7月1日から30日に至る者は納税額の20%、8月以降は納税額の40%の滞納処分費を徴収されることになっていた。同村では租税の未納

者はいなかった。南荒地村の農民の納めた「大租」と「响捐」の額をそれぞれ合計すると28.37元と69.01元であった。これらの土地税が、農民が納めた国税・県税の総計254.94元の38.20%を占めていた。一方「糧石税」と「糧米特捐」は、糧穀に対して課する国税と県税である。糧石税は包米・高粱・稗子などの粗糧に対しては価格の0.5%、米・小麦・大麦などの細糧は価格の1%、豆類は価格の2.5%と定められていた。糧米特捐では、各種類の糧穀に対して価格の1%を課税した。穀物の販売に課した糧石税は国税の中心となっていた。大租以外では、村の特産の黄豆に課せられる糧石税の負担も重いと考えている。南荒地村で課した国税は主に土地税の大租と穀物販売の糧石税から構成されていた。土地税の响捐と穀物販売の糧米特捐は、県税の半分しか占めていなかった。响捐は国税の大租よりずっと高く、県税の重要収入となっていた。注意すべきは、農民が所有する荷馬車に対して賦課される車牌捐は県税の半分を占めていたことである。つまり、村民の中はやや経済条件がいい農家はほとんど馬車を持っていたが、その馬車に対する賦課が県税の主な収入源になっていたことが分かる。

問題は村費である。村民の納める租税公課のなかで、村費が一番重いものであったと推測される。村の租税公課総額740.63元のうち、65.58%にあたる399.25元を村費が占めていた。まず、南荒地村の保甲費を見よう。満洲地方では、一部の地方は保甲費を自衛団費などとして使っている。このような地方の治安を維持するための費用は村費の主要な要素である。従来ほとんど土地に対して徴収されたが、南荒地村の場合は、農地経営者の地主雇農・自作・自作兼小作・地主兼小作・小作が負担している。本来地主が負担すべき費用は農業耕作者に転嫁されていると推定できる。同じように、兵差という負担も村の土地耕作者が負担していることが分かる。これらの村費負担はほとんど村の中堅階層から徴収されたため、農家にとって多大な負担となっていたと考えられる。

2 南荒地村の租税公課の考察

典型的な北満型農村である南荒地村に関する調査資料の検討により、次のことが明らかになった。

南荒地村にとっては、県税は国税より2倍多い負担であった。村費は県税の2倍ほどの負担であった。村費の負担が一番重かったことが明らかである。国税は大租と糧石税を中心に課税している。糧石税を徴する際、県公署は直接各農産物を販売する農家に対して徴収するのではなく、「糧棧が代理で納める」⁴⁸という糧棧代納の方法で徴収されていた。満洲国建国後、農民をコントロールするために、土地に賦課する同時に、土着の商業資本の糧棧と結んで農産物をコントロールしていたと言える。県税については、土地税の响捐はほぼ大租の三倍ぐらい高く課税していたので、村民の大きな負担であったと考えられる。

県税の半分ぐらいは車牌捐として徴税した。県税は農村の土地・糧穀販売に対して徴税したほか、運搬工具の馬車まで高額賦課した。つまり、国税と県税はほぼ全部が村の中層以上農家が負担していたことが分かった。

国税・県税と比較して、村費の占める割合は相当大きい。南荒地村の農民にとっては、村費が最も過重な負担であったと言えるだろう。表4によると、保甲費と兵差と廟会費は村の土地耕作者に課せられていたことが分かる。そして、徴収された村費は自衛団、警察、保甲など農村社会の統制組織の維持や人件費・銃弾費等になった。要するに、南荒地村の農村行政機構はすでに相当に肥大化していたと推測できる。この機構を維持するために、大部分の村費を農村の土地耕作者に負担させた。この負担は農村社会の中堅階層農家の経営活力・生産意欲・消費能力などを衰退させた。この時期の税負担は村の中・上層農家の所得を大幅に減少させ、それによって、南荒地村の全体的貧困化と所得格差拡大などをもたらしていたことをうかがわせる。

小 括

本章は1934年の満鉄経済調査会の経済資源調査報告書等を用いて、当時の満洲国農民の租税公課負担について検討した。

第一に、農業に関係する国税のうち、糧石税税率の統一が実現したが、土地に関係する田賦は各県の状況によって異なる徴収の仕方をとっていた。第二に、県税は主に晌捐と糧捐に頼っており、村費はほとんど農業関係から徴収していた。満洲国の行政構造の下で県以下の行政財源はほとんど農業に関係していた。農民に加担し、そして、村費は国税・県税より多く徴収していたことが分かった。この多額の財源のほとんどは、満洲国行政最末端の農村行政組織の維持のために使われていた。

南荒地村にあった兵差など賦役と現物徴収などの存在にも考えると、満洲国初期の徴税システムは国税・県税の剥奪する以上に、重い負担の村費を農村中堅層に課税し、農家の所得を減少させ、農村全体の貧困化と所得格差の拡大をもたらした。

表1-4 吉林省永吉県南荒地農家の租税公課

単位：元

農家形態	番号	国 税					県 税				村 屯 費 (公 課)				
		大租	糧石税	牲畜税	圍底兒	總計	响捐	糧米特捐	車牌捐	總計	保甲費	兵差	門戸費	廟會費	總計
小作	11	—	6.16	※	2.40	8.56	—	2.46	8.00	10.46	54.18	4.82	—	1.64	60.64
	9	—	—	—	1.60	1.60	—	—	8.00	8.00	52.92	4.70	—	1.60	59.22
	22	—	2.16	1.20	2.00	5.36	—	0.86	8.00	8.86	※	※	※	※	※
	10	—	1.91	—	—	1.91	—	0.77	8.00	8.77	49.14	4.37	—	1.49	55.00
	38	—	5.80	—	0.60	6.40	—	2.32	8.00	10.32	41.58	3.70	—	1.26	46.54
	6	—	0.86	—	1.20	2.06	—	0.34	4.00	4.34	※	※	※	※	※
	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.89	0.17	1.50	0.06	3.62
小地主	47	2.10	3.50	—	0.40	6.00	4.73	1.40	4.00	10.13	44.10	3.92	—	1.34	49.36
	13	4.62	5.91	—	—	10.53	15.54	2.37	8.00	25.91	31.50	2.80	—	0.96	35.26
自作小作	46	0.77	3.03	—	0.20	4.00	1.73	1.21	8.00	10.94	44.71	4.08	—	1.44	50.23
	7	2.00	1.53	—	1.60	5.13	4.50	0.61	8.00	13.11	36.54	3.25	—	1.11	40.90
	21	1.38	4.94	—	1.20	7.52	3.12	1.98	4.00	9.10	※	※	※	※	※
	4	0.92	1.01	—	0.20	2.13	2.08	0.41	4.00	6.49	6.30	0.56	4.50	0.19	11.55
自作	8	1.85	—	—	0.40	2.25	4.15	—	—	4.15	7.56	0.67	—	0.23	8.46
	32	1.69	1.50	—	0.80	3.99	3.81	0.60	4.00	8.41	9.45	0.84	—	0.29	10.58
	3	0.92	0.33	—	0.40	1.65	2.08	0.13	—	2.21	3.78	0.34	1.00	0.11	5.23
	27	0.92	—	—	—	0.92	2.08	—	—	2.08	3.78	0.34	2.70	0.11	6.93
	34	0.64	—	—	—	0.64	1.45	—	—	1.45	—	—	1.80	—	1.80
	2	0.62	0.39	—	0.40	1.41	1.38	0.15	—	1.53	2.52	0.22	1.80	0.08	4.62
地主・農業労働	31	2.92	※	—	—	2.92	6.58	※	—	6.58	—	—	2.00	—	2.00
	30	3.08	※	—	—	3.08	6.92	※	—	6.92	—	—	2.00	—	2.00
	42	2.31	※	—	0.20	2.51	5.19	※	—	5.19	—	—	2.00	—	2.00
	15	—	0.66	—	—	0.66	—	0.26	—	0.26	6.30	0.56	0.50	0.19	7.55
	1	1.14	—	2.80	—	3.94	2.56	—	—	2.56	—	—	2.00	—	2.00
	5	0.49	—	—	—	0.49	1.11	—	—	1.11	—	—	0.60	—	0.60
農業労働	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※	※	※	※	※
	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.60	—	0.60
	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※	※	※	※	※
	24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	26	—	—	—	0.20	0.20	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	33	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	36	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	37	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
41	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00	
43	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00	
44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※	※	※	※	※	
大工	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
売薬	45	—	—	—	0.20	0.20	—	—	—	—	3.00	—	2.00	—	5.00
合計		28.37	39.69	4.00	14.00	86.06	69.01	15.87	84.00	168.88	399.25	35.34	39.00	12.10	485.69
百分率		3.83	5.36	0.54	1.89	11.62	9.32	2.14	11.34	22.80	53.91	4.77	5.27	1.63	65.58

租税公課総額：740.63

注. ①本表は農家の一般消費税・営業税を含まない

②一般消費税：4番 8.21 元、9番 29.92 元、10番 15.02 元、13番 23.33 元、27番 6.62 元、28番 7.41 元、29番 3.74 元、31番 2.35 元、32番 7.51 元、37番 6.18 元、38番 24.70 元、41番 3.92 元、46番 24.26 元、合計 163.17 元

③国税の営業税：45番 3.90 元、県税の営業税：45番 1.30 元

④糧石税と糧米特捐のデータは南荒地村農民の穀物販売量と平均価格によって算出したものである。

⑤「※」印項は資料不足の為記入を省略した。「-」印項はゼロの記入省略部分である。

⑥満鉄経済調査会：「満洲の一農村に於ける農民の租税負担」1934年10月5、6、13、14頁より作成。

- 1 江夏由樹『『満洲国』の農村実態調査』¹ (年次研究報告書 6 日本大学理学部情報科学研究所 2006年)
- 2 佐藤鶴亀人「踏査地区ニ於ケル北部黒龍江省経済事情」1933年11月、191頁。
- 3 満鉄経済調査会「綏芬河地方調査報告」1933年12月、52～53頁。
吉田美之、山下正巳「東寧県調査報告書」1934年3月、139、140頁。
- 4 満鉄経済調査会「齊齊哈爾附近農業調査報告」1934年4月、155頁。
- 5 篠原齊「吉林省穆稜県穆稜河流域農業調査報告」1934年5月、62頁。渡辺勇「吉林省穆稜県畜産調査報告」1934年4月、43～44頁。
- 6 篠原齊等「農安、扶餘地方農業調査報告」1934年6月、46頁。福井文吉「京大、洮大線地方農業調査報告」1934年7月、131頁。
- 7 同上、44頁。
- 8 土居丁等「吉林省寧安県牡丹江流域農業調査報告」1934年9月、74頁。
- 9 土居丁等「吉林省間島地方琿春、凉水泉子方面農業調査報告」1934年9月、34頁。
- 10 満鉄経済調査会「齊齊哈爾附近農業調査報告」1934年4月、151—153頁。
田中義英「齊齊哈爾一甘南沿道農業調査報告」1934年4月、29—33頁。
- 11 福井文吉「京大、洮大線地方農業調査報告」1934年7月、127頁。
- 12 同前、133頁
- 13 同前掲「黒龍江省訥謨河爾河、呼裕爾河流域農業調査報告」56頁。
- 14 同前、57頁。
- 15 同前、58頁。
- 16 同前、59頁。
- 17 同前、60頁。
土肥武雄「訥河、克山県地方一般経済事情」1934年9月、52頁。
- 18 佐藤鶴亀人「踏査地区ニ於ケル北部黒龍江省経済事情」1933年11月、191頁。
- 19 粗糧は包米、高粱、粟とし、細糧は粳米、稻米、小麦とし、油糧は芝麻、蕪子、蘇子とし、豆類は大豆、青豆、黑豆、豌豆、小豆とする。
- 20 前掲「齊齊哈爾附近農業調査報告」157頁。
- 21 前掲「綏芬河地方調査報告」21頁。
- 22 前掲「吉林省穆稜県穆稜河流域農業調査報告」62頁。
- 23 前掲「農安、扶餘地方農業調査報告」44、46頁。
- 24 前掲「吉林省寧安県牡丹江流域農業調査報告」73頁。
- 25 前掲「吉林省間島地方琿春、凉水泉子方面農業調査報告」32頁。
- 26 前掲「京大、洮大線地方農業調査報告」127頁。
- 27 同前、127頁。
- 28 同前、130頁。
- 29 前掲「齊齊哈爾附近農業調査報告」151頁。
- 30 前掲「東寧県調査報告書」142頁。
- 31 前掲「農安、扶餘地方農業調査報告」42頁。
- 32 前掲「訥河、克山県地方一般経済事情」54頁。
- 33 満鉄経済調査会「東寧附近農業調査報告」11頁。
前掲「東寧県調査報告書」139～142頁。
- 34 前掲「齊齊哈爾附近農業調査報告」151頁。
- 35 前掲「吉林省穆稜県畜産調査報告」43、44頁。
- 36 前掲「農安、扶餘地方農業調査報告」42頁。
- 37 前掲「吉林省寧安県牡丹江流域農業調査報告」74頁。
- 38 前掲「吉林省間島地方琿春、凉水泉子方面農業調査報告」34頁。
- 39 前掲「京大、洮大線地方農業調査報告」127頁。
- 40 前掲「黒龍江省訥謨河爾河、呼裕爾河流域農業調査報告」56頁。
- 41 同前、58頁。
- 42 同前、59頁。
- 43 同前、60頁。
- 44 同前、62頁。

⁴⁵ 前掲「東寧附近農業調査報告」12頁。

⁴⁶ 満鉄経済調査会「満洲の一農村に於ける農民の租税負担」1934年10月

水谷国一「満洲に於ける一農村の農業労働者」は「満鉄調査月報」の昭和九年十月号で載せられた。

『満鉄調査月報』第14巻10号（「満洲に於ける一農村の農業労働者」）不二出版 1985年

水谷国一「満洲に於ける一農村の金融」は「満鉄調査月報」に載せられておらず、原本は中国吉林省社会科学院の満鉄資料館に保存されている。満鉄経済調査会：「満洲に於ける一農村の金融」1935年2月

⁴⁷ 拙著「『満洲国』期の農村経済関係と農民生活」（新潟大学現代社会文化研究科・環日本海研究室『環日本海研究年報』第17号 82頁）

⁴⁸ 前掲「満洲の一農村に於ける農民の租税負担」12頁。

第二章 「満洲国」初期の農村経済関係と農民生活

— 吉林省永吉県南荒地村を中心に —

課 題

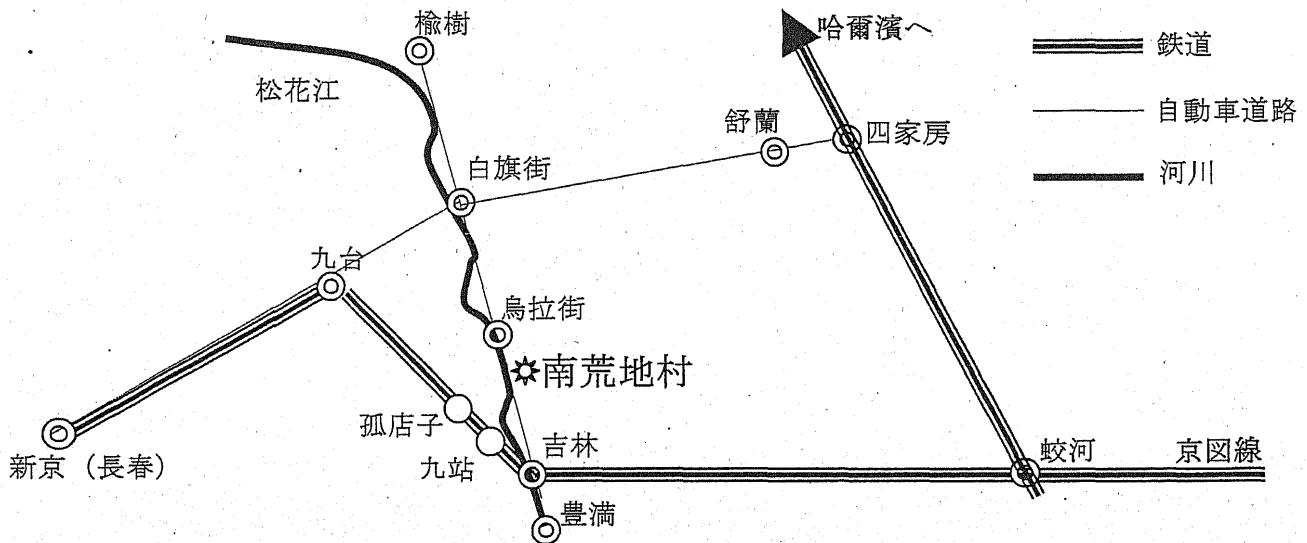
本章では、前章の租税問題を検討した上に、1934 満鉄経済調査会が吉林省永吉県南荒地村を対象として行った調査を用いながら、満洲国期の満洲農家が陥っていたについて村の構造と経済関係を究明する。永吉県南荒地村を選んだ理由の、一つ目はその県が中満地域に位置すること、二つ目は当該村が鉄道と吉林市の近くにあること、三つ目は当該村の調査資料データが比較的多く、村の状況を詳しく究明できるという三点である。本章で利用する資料は、野間清¹「満洲の一農村に於ける農民の租税負担」、水谷国一²「満洲に於ける一農村の農業労働者」、水谷国一「満洲に於ける一農村の金融」などである³。三つの調査報告は、1934年3月26日から4月1日まで、満鉄経済調査会と吉林事務所の共同主催によって行われた調査の中間報告である。調査対象農家は満洲国吉林省永吉県南荒地村の47戸である。

これまでの満洲農村社会に触れた研究は少ない。江夏由樹の『『満洲国』の農村実態調査』⁴は、満洲国実業部臨時産業調査局の「農村実態調査報告書」を利用して、中国東北三省の21個村1095戸の公租公課関係データを利用し、農民の実際負担を検討した。中兼和津次の『旧満洲農村社会経済構造の分析』⁵は、南満型の梨樹県裴家油房屯を例として、満洲農村の経済構造を議論した。しかし、これらの満洲農村研究は満洲国の農村支配という視点がよわい。また、中満・北満の満洲農業地帯の実証的な分析がない。このような研究状況を踏まえて、本稿は吉林省永吉県南荒地村を事例として、満洲国の農民生活状況と農村経済関係について考察する。

I 吉林省永吉県南荒地村の土地所有状況

南荒地村は吉林市の北方50里、烏拉街の東南15里(1里≈0.5キロメートル)の位置にあり、京図線の九站、孤店子から東北方向の位置にある。南の吉林市、北の白旗街と榆樹県までは自動車道がある。村は松花江平野にあり、地勢が平らで、土質は肥沃である。村は京図鉄道に近く、農業商品経済は割合活発な村である。水谷国一も「生活に余裕ある中等以上の部落であり」⁶と指摘していた。ただし、この村は工業らしい工業・商業などはほとんどなく、農業の副業もほとんどなく、大豆・高粱・玉蜀黍・粟などの穀類農業だけを

営んでいた。そこから見ると、当該村は「かかる意味で…代表的な満洲農村部落」⁷であると言ってもよいだろう。



南荒地村には、昔は張姓と姜姓の二つの地主時代があった。両姓とも相当な土地を有する地主であった。しかし、この二つの旧家は、1935年の時点では張姓三戸の32番・15番・1番と姜姓七戸の16番・21番・4番・8番・3番・34番・2番がいずれも村の中に居住していた。この10戸の農家はわずかに2晌～6晌ぐらいの零細な土地を保有していた。

1934年当時のこの村の構成形態、土地所有面積などは、附属表1のようになっている。この表から、南荒地村の状況について次のようなことがわかる。

①永吉県南荒地村は47戸の農家、人口395人によって構成されている。農家一戸当たり平均は家族数8.4人、労働者数2.5人で、若い者が多い構造のようである。この村の張・姜両姓は本村に居住し、他の農家は「来村者」といえる。その両姓の69人に対する全村人口の比率を仮に「家系率」・「同族率」とすれば、南荒地村の「家系率」・「同族率」は約17.5%である。つまり村は相当数の「来村者」の移民を受け入れた。

②表1により、小作から地主に納付される穀物の類別を見ると、本村の土地は主に大豆・高粱・粟・包米を植えていることが推測できる、他の経済作物はわずかに3.5晌⁸のタバコを経営している。

③表2-1・附属表2-1によると、土地所有面では、村内の土地は村に在住している農家に属する分は64.3晌で、村外に24晌の土地を持っている。村在住農民が所有する64.3晌のうち、48.1晌は、本村の農民が自作や小作させている土地で、16.2晌の土地は村外の農民に貸し出している。村民のうち純粋的な「地主」は30番の農家のみであり⁹、村民の土地所有はごく零細な状況で、土地を持っている農家は僅か18戸(全農家の38%)、一戸

平均は4.91晌、これを全村農家平均で、僅か1.88晌である。本村の在住地主はわずか1.5～9.5晌の土地を所有する極零細な地主である。一方、表2-1の3.5晌の香煙地は他の村人に所有されている。16番・4番の農家が耕作していると推測できる。本村の所有耕地約402.2晌のうち約309.4晌(76.9%)が不在地主に所有されている。そして、吉林市にいる不在地主は本村の約273.3晌(68.0%)を占有している。村の38番・46番・47番の地主である楊某は本村の百晌以上の土地を持っている。彼はもと吉林將軍衙門の官吏であり、9番の地主も税捐局長や県長を歴任した官吏である¹⁰。これらの不在地主の本村における所有土地はほとんど一晌当り2石ぐらいの小作料を受け取ることが可能な肥沃な土地である。つまり、本村の不在地主は官の背景を持っており、この村に対する土地支配は強度であると考えられる。

④村の階層は複雑である。単純に地主—自作農—小作農—雇農という構造ではない。すなわち、地主兼小作・自作兼小作・地主兼農業労働などの複合的な農家が相当存在している(約38%)。

この村の土地関係は表2の通りである。不在地主のうち、吉林居住者は273.3晌を有し、その他地主の所有土地は61.1晌である。村の農民は村内に64.3晌、村外に24晌の土地を有している。3.5晌の香煙地は本村にあるが、他の村の農民に所有されていることがわかる。この村の土地の多くは県城にいる大土地所有者が所有している。村全体では自作農と雇農が多く、耕作面では比較的大規模な小作農業経営が展開されている。

表2-1 吉林省永吉県南荒地農村の土地小作料と土地所有

番号	地主	小作納入穀物	小作納入量/	小作面積/	小作料/晌
4	香煙地	大豆・高粱・粟	3	2.0	1.5
6	龍家崗某	大豆・高粱・粟	40	20.0	2.0
7	吉林閔某	大豆・高粱・粟/包	66	22.5	2.9
9	吉林董某	大豆・高粱・包米	81	42.4	1.9
10	吉林胡某 蛟家崴子叢某	大豆・高粱・包米	72	胡 22.9 叢 16.1	1.8
11	吉林王某	大豆・高粱・包米	86	43.0	2.0
13	本屯 1・15・他三	大豆・高粱・粟	50	25.0	2.0
16	香煙地	大豆・高粱・包米	3	1.5	2.0
21	本屯張 47	大豆・高粱・包米	9.6	8.0	1.2
22	吉林常某	大豆・高粱・粟	80	40.0	2.0
38	吉林楊某	大豆・高粱・包米	66	33.0	2.0
46	吉林楊某	大豆・高粱・包米	67	33.5	2.0

47	吉林楊某	大豆・高粱・包米	70	36.0	1.9
合 計			693.6	345.9	2.01

注. 満鉄経済調査会：「満洲に於ける一農村の金融」1935年2月 5—6頁より作成。

表 2-2 南荒地村と関わっている土地の関係

土地所有		不在地主所有		本村農民所有・村内		本村農民所有・村外	香煙地
土地面積		334.4 晌		64.3 晌		24 晌	3.5 晌
構 成	形態	吉林	其他	本村耕作	村外人耕作	本村村民所有・外村 村民耕作	本村村民耕 作・外村所有
	面積	273.3 晌	61.1 晌	48.1 晌	16.2 晌		

注. 満鉄経済調査会：「満洲の一農村に於ける農民の租税負担」1934年10月5、6頁、水谷国一：「満洲に於ける一農村の農業労働者」(『満鉄調査月報』第14巻10号不二出版 1985年)62~64頁、満鉄経済調査会：「満洲に於ける一農村の金融」1935年2月 1~3頁により作成。

II 農家経済状況

表 2-1 によると、この村の主要な農産物は大豆・高粱・包米(トウモロシ)・粟で、それ以外に少量の煙草がある。本村の農業生産は極めて単純な構造であり、ほとんど食用農産物と豆類であった。以下農家の耕作状況と農産物販売状況に注目して農家経済を考察したい。

1 耕作状況

附属表 2-1 から土地経営をみると、この村では比較的大規模の経営は10数晌から43晌ぐらいまでであった。一部の農家は土地を所有しつつ、地主兼小作者と自作兼小作者にも属している。しかし、経営している小作土地面積は多く、ほとんど小作農の性格に近い。耕作地の最も多い農家11戸(14.5晌~43晌の土地合計357.93晌)は、本村に約88.99%の土地を経営している。そして、この階層の農家の家族も多く、そのため多く地主の土地を耕作できると考えられる。大面積の土地を耕作するため、土地経営層農家の凝集力も比較的に強く、分家していなかっただろう。それに対して、村にいる一部の農民も僅かな零細土地を持っているが、彼らはほとんど小地主農家や自作農家に属し、経営している土地の収入は日常生活に満足する程度である。村の大部分の農家は土地を持っていないし、土地を経営していない農業労働者であり、彼らは本村農家の43%(20戸)を占めている。要するに、20~43晌を経営している中農・貧農群農家¹⁾は本村の上層部である。僅かな土地

を持っている地主兼農業労働者は、自作農・小作農家と同様、貧農や極貧農に属している。彼らは村の中間階層であろう。その他の農家はほとんど労賃収入にたよって、農業生産に従事している農業労働者であり、彼らは村の最下層である。多くの農業労働者は短工・月工・年工の形で農業経営層農家に雇用されて、生活を維持している。

2 農産物の販売状況

表 2-3 を見ると、農産物を売り出すことのできる農家は小作・地主兼業小作・自作・地主兼農業労働者の 18 個農家である。農産物販売量が多い階層は基本的に前述した農業経営層農家や一部零細土地を持っている農家である。同時代の農村実態調査報告書によると、満洲の農民は主に仲売人・県城糧食市場・県城糧棧・煙草組合・綿花収買所・紡績会社・県城小市場などに農産物を販売している。¹²しかし、南荒地農村の農家の販売状況は、農村物を吉林・九站・孤店子の糧棧に売り出した。当部落の販売ルートは単純に糧棧と対応している。さらに、村の農産物の販売地を見ると、吉林県城への販売量はそんなに多くないことがわかる。農家は主に農産物を地域の中心街村地の孤店子の糧棧に販売し、一部の農産物を鉄道沿線の駅の九站にある季節的な糧棧に流出した。孤店子と九站は京図鉄道にあるため、この村の農産物販売面では附近都市の吉林市への依存性は割合小さかった。

農産物販売実態をみると、当村の 18 戸農家は農産物を売り出し、31 戸の農家は余剰な農産物を持たないため、何も売り出していない。この 18 戸の農家の中では主に前述した農業経営農家は割合多く大豆を販売した。彼らの販売実態を附表 1 とともに見ると、農業経営農家は大豆経済に対して強い依存性があった。大豆販売による現金収入は農家現金収入の重要部分である。農業労働農家の収入はほとんど現金の形なので、大豆による現金は本村の農業経営農家と農業労働農家の経済生活を潤おわせている。本村による大豆経済に頼っている典型的な村である。

表 2-3 吉林省永吉県南荒地村の農産物販売状況

農家	番号	売出穀物類別	数量 / 石	価格	売出総額	対現金収入比	対年収比	売出地	売出時期・陽暦
小作	11	大豆	20.0	6.0 円/石	120.00	23.1%	10.5%	吉林	12月・1月
		包米	4.0	3.6 円/石	14.40	2.8%	1.3%	吉林	12月・1月
		小豆	10.0	7.0 円/石	70.00	13.5%	6.2%	吉林	12月・1月
	22	大豆	8.0	6.0 円/石	48.00	※	7.4%	孤店子	12月・1月
		包米	5.0	3.0 円/石	15.00	※	2.5%	吉林	12月・1月
10	大豆	16.0	6.3 円/石	100.00	100%	15.4%	九站	1月	

	38	大豆	21.0	6.0 円/石	126.00	33.5%	13.7%	孤店子	12月
	6	大豆	5.0	6.6 円/石	33.00	64.7%	10.5%	吉林	1月
地主 小作	47	大豆	15.0	6.7 円/石	100.50	49.0%	14.2%	孤店子	1月
		粟	3.0	2.34 円/	7.02	3.4%	1.0%	孤店子	1月
	13	大豆	25.0	6.4 円/石	160.00	67.5%	27.9%	孤店子	不明
自作 小作	46	大豆	12.0	6.6 円/石	79.20	28.8%	9.3%	孤店子	12月末
		蘇子	0.8	16.8 円/	13.44	4.9%	1.6%	九站	12月末
	7	大豆	8.0	6.4 円/石	51.20	100%	8.8%	九站	1月
	21	大豆	20.0	6.5 円/石	130.00	86.7%	45.7%	孤店子	12月・1月
		包米	4.0	2.5 円/石	10.00	6.7%	3.0%	吉林	12月・1月
4	大豆	4.0	6.4 円/石	25.60	38.4%	17.0%	孤店子	12月	
自作	32	大豆	6.0	5.6 円/石	33.60	73.0%	22.8%	孤店子	11月中旬
	3	大豆	1.5	6.6 円/石	9.90	100%	20.4%	孤店子	1月
	2	大豆	1.5	6.6 円/石	9.90	22.0%	13.6%	孤店子	12月
地主 労働者	31	大豆	2.0	6.0 円/石	12.00	17.1%	11.4%	烏拉街	不明
		大豆	2.0	6.5 円/石	13.00	58.0%	31.6%	不明	不明
	30	包米	1.0	3.6 円/石	3.60	16.0%	8.8%	不明	不明
		高粱	2.0	3.0 円/石	6.00	26.0%	14.6%	不明	不明
	42	大豆	6.0	6.4 円/石	63.36	100%	51.8%	吉林	不明
15	大豆	3.0	6.2 円/石	18.60	20.1%	17.6%	孤店子	1月	

注. 満鉄経済調査会：「満洲の一農村に於ける農民の租税負担」（1934年10月） 3、4、14頁、より作成。

以上の耕作状況と農産物販売状況の分析により、以下のように南荒地村農家の経済状況がわかった。

①村の収入について、現物換算収入と現金収入の二種類がある。全農家に現金収入があるが、現物換算収入は農小作・地主兼小作・自作兼小作・自作・地主兼農業労働の農家だけである。農業労働層農家はほとんど自分の労働力を農業経営層農家に雇われ、現金で報酬をもらっている。労働力の雇用に対して、現金を支払いという雇用関係がわかる。

②農家の年収を総体的に見ると、村の収入は地主—自作農—小作農—雇農という順ではなくて、小作—地主兼小作—自作兼小作—自作・地主兼農業労働—農業労働という順になる。一方、農業経営農家を分析すると、小作の16番・6番は地主兼小作農家より収入が少ない。47番・13番の地主兼小作農家も自作兼小作の46番より収入が少ない。その原因は、収入が少ない農家の小作経営面積が割合に少ないからである。この村では小作経営形態の農家は割合に経済条件がよいと言える。

③46番農家と47番農家を比べると、両農家の経営面積は36晌、労働者数3人、年工4

人での生産条件はほぼ同じである。しかし、46番農家の小作面積は47番より多い。所有土地は47番農家よりすくない。表2-1と附属表1により、47番の張文有は村内に8晌の耕地を持っているが、小作地の36晌土地を耕作し、自家の8晌を耕作しなかった。8晌を同村の21番姜榮に貸し出している。ここでは、経営形態面から見ると、村の小作経営形態は自作より利潤が多いと考えられる。土地を所有するより、土地を経営するほうが有利である。

④農家の一人当たり収入の格差を考察する。390人の南荒地村農民の一人当たりの平均収入は26.84円である。最も多い11番の94.82円は最も少ない17番の7.33円に対して、約13倍になっている。村民の収入格差は大きかったと考えられる。一方、平均収入以上の農家は11番・22番・10番・38番（小作）、47番・13番（地主兼小作）、46番・7番・21番（自作兼小作）、5番（地主兼農業労働）、35番（農業労働兼馬車）である。小作・地主兼小作・自作兼小作の農家は、土地経営によって経済条件が割合によいと考えられる。特に35番は馬車の操縦技術を持っているため、特殊技術により高い賃金をもらっている。12番の大工と45番売薬もある程度の技術を持っているため、農家経済の条件もまあまあよかった。

⑤経営形態から農家の一人当たり収入を考察する。最も注目したいのは、南荒地村の自作農家は地主兼小作農家と自作兼小作農家の所有土地とほぼ同じぐらい土地所有面積であるが、小作地を耕作していないため、収入が少ない。更に、農業労働の農家に比べると、自作農家は有利ではない。要するに、村民の収入は所有土地だけで決められるわけではなく、一部の農業労働農家は自作よりよい収入を得ていた。

Ⅲ 農家の負債状況

以下は主に南荒地村の金融状況を考察しよう。

南荒地村の1934年3月の時点の負債農家は、農家47戸中の1/3以上の17戸がある。主に「現在状況」（1934年旧暦2月）に注目すると、すでに返済したのは4戸、利息未払い4戸、未返済9戸であった。具体的状況は以下の表4の通りである。

まず、小作層、地主兼小作層、自作兼小作に注目したい。これらの農家は前述したように農業経営農家は地主の土地を耕作すると同時に、農業労働層農家にも雇用されている。本村の農業経営層の農家は社会的にも経済的にも、他の農家に比べて割合安定しており、村の上層部である。彼らは農村生産の組織者であり、農業労働チャンスを作り出す階層である。そして、この階層の農家は人口が多く、生産力と購買力がある中堅階層である。しかし、彼らが耕作していた土地は地主から一晌2石ぐらいの小作料を徴収されたので、農

業経営層農家も生産と生活をやや維持できる収入を残す状態に落ち込んでいた。更に、彼らは農業生産の利潤に頼って、農業生産をなかなか拡大できない。春耕投入と労働者の労賃を払うために、借金しなければならなくなった。農業経営の基礎は非常に脆弱であった。表2-4の負債額を見ると、これらの農家には相当の負債がある。借金は主に家畜購入、耕作用、労賃など農業経営方面に使っている。農地を耕作することが割合に有利なので、農家は農業生産に投入する積極性が割合に高まっていた。一方、借金先を検討すると、主に親戚と知人の関係によって借り入れていた。つまり、彼らは不在地主の土地を耕作しているが、僅かの人(10番・46番・7番)は不在地主から援助された。彼らは農産物を購入する農村土着資本(糧棧・当舗・雑貨店など)から借りられなかった。農家10番、46番は地主と親戚から粟を借りている。一部の経営層農家では食糧不足がひどくなって、経営状況は厳しかったと考えられる。

次に、本村の零細土地農家と農業労働農家の借金額は多くないが、借金はほぼ生活用に使っており、彼らの生産生活状況は相当に厳しかったと考えられる。この借金も当地の不在地主と土着資本から得ることはできず、すべて知人・親戚・友人の關係に頼って借り入れた。要するに、南荒地村の農民は親戚から借金することを最も優先していたので、保証人はほとんど必要がなかった。満洲地方に一時期繁盛した糧棧・雑貨舗・当舗などの金融機構はこの村に対して、うまく浸透していなかったことが分かった。

最後に借金先を見ると、南荒地村の農民達は親戚の關係を通じて县城から最も多く借金をした。县城は貨幣流通の面で、この村に対する流通を支配していたと言える。その外、農業労働層農家の借金はほぼ小口借金であるため、一部は親戚から借り入れ、一部は部落内の小作農家から借り入れた。例えば、38番農家は15番・31番・40番・41番農家にそれぞれに貸し出した。そして、義兄弟・部落内妻女からの借金もあった。これらの借金額は多くないが、農村部に関わる人が多く、幅広く存在していたと考えられる。

以上の分析によって、南荒地村農家は満洲国初期に窮乏状態に落ち込んで、地主と土着資本は資金面で上層の農業経営農家を見放した。村下層の農業労働層農家も、農業経営農家から援助されなかった。農民は中国社会に伝統的な親戚・友人關係に頼らざるを得なかったといえる。

表 2-4 吉林省永吉県南荒地村の借貸状況

形態	番号	負債額	借入先	担保保証	利率	借入時期	期限	使途	返済状況
小作	11	300 圓	吉林・張 親戚	無	月三分	昨年	10 ヶ月	家畜購入	未返済
	10	30 圓	本村・9 番	無	月三分	一昨年 12 月	10 ヶ月	労賃	利子未払
		粟三石	吉林・胡 地主	無	無	昨年夏	2 ヶ月	食料	昨秋返済
地主小作	47	80 圓	蛟家崴子劉親戚	無	年二割	本年 1 月	無	農具・労賃	未返済
	13	300 圓	吉林・王 親戚	無	年三割	一昨々年	無	耕作・生活	未返済
		300 圓	烏拉街・周親戚	無	年三割	一昨々年	無	耕作・生活	未返済
		200 圓	四間房・楊親戚	無	年三割	一昨々年	無	耕作・生活	未返済
自作小作	46	80 圓	吉林・楊 地主	無	月二分	一昨々年	無	労賃	利子未払
		40 圓	蛟家崴子・劉	47 番	年三割	昨年 1 月	無	馬糧購入	利子未払
		粟五斗	南崗子・親戚	無	無	昨年 2 月	無	食料	返済
	7	60 圓	蛟家崴子・劉某	無	月三分	昨年 12 月	10 ヶ月	労賃・生活	未返済
		40 圓	吉林・関 地主	無	月三分	昨年 12 月	10 ヶ月	労賃	未返済
	21	80 圓	烏拉街・知人	無	年三割	昨年 5 月	一年間	労賃	返済
	4	80 圓	安達木屯・関某	無	年三割	昨年末	一年間	耕作・生活	未返済
自作	27	60 圓	吉林・段某	無	年 2.5 割	昨年	無	家畜・医薬	未返済
		140 圓	吉林・孫某	無	年 2.5 割	昨年	無	耕作・生活	未返済
地主労働	31	22 圓	38 外 10 義兄弟	無	年三割	一昨年 11 月	無	生活	利子未払
		8 圓	本村・知人	無	年三割	昨年	一年間	生活	未返済
		4 圓	烏拉街・親戚	無	年三割	昨年	一年間	生活	未返済
	15	160 圓	本村・38 番	無	年三割	一昨年	無	生活	未返済
農業労働	14	4 圓	本村・13 番親戚	無	無	昨年	無	医薬費	未返済
	19	20 圓	北甸子・潘親戚	無	無	昨年末	無	生活	未返済
	25	2 圓	屯村・劉 実兄	無	無	昨年 12 月	無	生活	返済
	26	60 圓	金珠店・親戚	無	無	昨年 5 月	無	生活	未返済
	29	10 圓	本村・知人	無	年 2.5 割	一昨年 12 月	一年間	生活	返済
	36	60 圓	村農家妻女数名	無	年三割	昨年春	一年間	結婚	未返済
	40	4 圓	本村・38 番	無	月四分	昨年 12 月	1 ヶ月	生活	未返済
	41	10 圓	本村・38 番	無	月四分	昨年 12 月	1 ヶ月	生活	2 圓返済
	45	20 圓	磐石県・徐親戚	無	無	昨年	二年間	家屋建築	未返済

注. 満鉄経済調査会:「満洲に於ける一農村の金融」1935年2月 17、18頁より引用。

IV 村の経済関係の考察

1 満州農村の階層と小作地率

以上の分析によって、満洲国期の永吉県南荒地村 47 戸の農家の土地所有と経済状況と村の社会構造がわかってきた。まず、村の中で零細土地を所有している小地主であるが、彼らはあるいは農業経営に従事し、あるいは土地を貸し出して農業労働に従事している。全体から見ると、零細土地の地主は多くないため、農村社会では今までの農民階級・地主階級という構造で分析すると、不十分である。南荒地村の社会構造をひっくり返して見れば、不在地主の土地を耕作している農業経営層と其の階層に雇われている農業労働層という二つ階層が存在していた。ここから、当部落の耕地所有状況と耕作経営状況をまとめたのが表 5 である。本村の耕地状況を見ると、20 晌以上土地を持っている農家は全部不在地主であり、5 晌～20 晌、5 晌以下、無地農家は、それぞれ総農家数の 21%、17%、62%をしめる。これらの農家が総耕地面積の 14.8%、6.1%を所有している。一方、耕作経営状況を見ると、20 晌以上、5 晌～20 晌、5 晌以下、無地農家ではそれぞれ総農家数の 21%、8%、11%、60%を占める。耕作経営面積の 89.0%、6.6%、3.0%、0%を占めている。本村では、県城にいる不在地主の耕地所有によって、土地集中度は非常に高かった。不在地主は本村の土地を支配していた。彼らは直接に農地を経営しないため、土地を大面積にわけて耕作協議で農業経営層農家に貸し出した。村は小作農の大量耕地経営が優位であり、それも土地が非常に高度に集中する条件になった。それに対して、農業労働層農家は生産資料がないので、労賃で生活する。彼らに対する就労チャンスも少ない、僅か一部の人は年工だった。大部分の農業労働層農民は農繁期に農業経営層農家に雇われて、生活収入を稼いでいた。これは本村の大農的経営が成り立つ条件であった。

小作耕地を見よう。本村の小作面積 345.9 晌は本屯耕作経営総面積の 386.0 晌に対して、89.6%に達し、非常に高かった。¹³一方、本村の小作料は約 5 割（一晌に 4 石の生産量を 2 石ほど）であることを考えると、この高い小作率が本屯農業経営を圧迫する一つの大きな原因となったことがわかる。

表 2-5 経営規模別農家戸数及び土地所有・耕作面積の割合 (単位: 晌)

	20 晌以上		5 晌～20 晌		5 晌以下		無地農家		合計	
	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数
耕地所有 状況	334.4 78.5%	不在	67.5 20.7%	10 戸 21%	20.8 4.9%	8 戸 17%	0 0%	29 戸 62%	426.2 100%	47 戸 100%
耕作経営 状況	343.43 89.0%	10 戸 21%	25.5 6.6%	4 戸 8%	11.6 3.0%	5 戸 11%	0 0%	28 戸 60%	386.0 100%	47 戸 100%

注. 耕地所有状況の計算総面積は表 2 より、不在地主の 334.4 晌+本村村民所有 64.3 晌+
村民所有村外地 24 晌+香煙地 3.5 晌=426.2 晌と計算する。

耕作経営状況の計算総面積は本村民が耕作している 386 晌の土地である。

2 土地経営の経済性

前述したように、南荒地村は大豆経済に頼る典型的な満洲農村である。この村の在住農民は零細な土地しか持っていなかった。本村の農民収入は地主—自作—小作—雇農という順位ではなかった。農民の収入は土地所有との関係より、土地経営・耕作との緊密な関係がある。要するに、土地所有の量と比べて、土地を耕作することが有利である。だから、本村では大量的に土地を経営する農家の経済状況は割合によかった。自作層農家の平均収入は割合に低く、さらに一部の農業労働層農家より低かった。村の在住農民は 64.3 晌の零細土地を持っているが、わずかに 34%の 21.6 晌の土地が自作経営されていた。一方、47 番農家は 36 晌土地を経営しているが、自家の 8 晌を 21 番農家の貸出した。21 番農家は 6.5 晌土地を持っているため、この二つ土地を合わせて 14.5 晌となり、大量の土地の経営を実現した。その外に、村外の 24.1 晌土地は全部貸出されており、42 番・15 番・1 番の所有する 16.2 晌も村外の人に貸出していた。

3 親戚間の借貸関係

前述した借貸関係において、借貸利息は、いくつかの無利息を除いてほとんど 2 割～3 割の間であった。同期の山東農村の利息と比較すると、満洲農村社会の借貸率は、ある程度関内の主要移民地である山東省の農村の習慣からの影響を受けていたせいも、平均水準をずっと超えていた¹⁴。南荒地村の農民は都市から相当多くの資金を借りており、だいたい借金の 6 割以上を占めていた。同時に県の不在地主は、農村土地所有権の占有を通して、農民から高額の小作料を徴収した。この時期には、満洲国政府が農村金融の融通不良の問題に対していろいろ調整を行った。例えば、1934 年から全国に金融合作社を設置すること

などがあった。しかし、「金融合作社の設立と指導する人士は、ただ形式上の金融常識を持っていたが、東北農村に対する認識の欠乏に関わらず、農業に関する知識も非常に足りなかった。そして、直接に合作社を監督する責任を負っている偽経済部銀行科は農村の行政の関係に対して、非常に疎遠であり、地方の特色はうまく果せずばかりでなく、業務の運用にも目覚しい進展を取っていなかった」¹⁵。という。県は農村の金融支配をはかったが、近代的な金融合作社や銀行など、あるいは中国伝統な土着資本も、農村まで浸透していなかった。結局、満洲国の県から村までの金融は、県城にいる地主や富裕層を通じた親戚あるいは友人関係にたよっていた。

小 括

本章では満洲国初期の吉林省永吉県南荒地村の検討を通して、以下の論点を明らかにした。

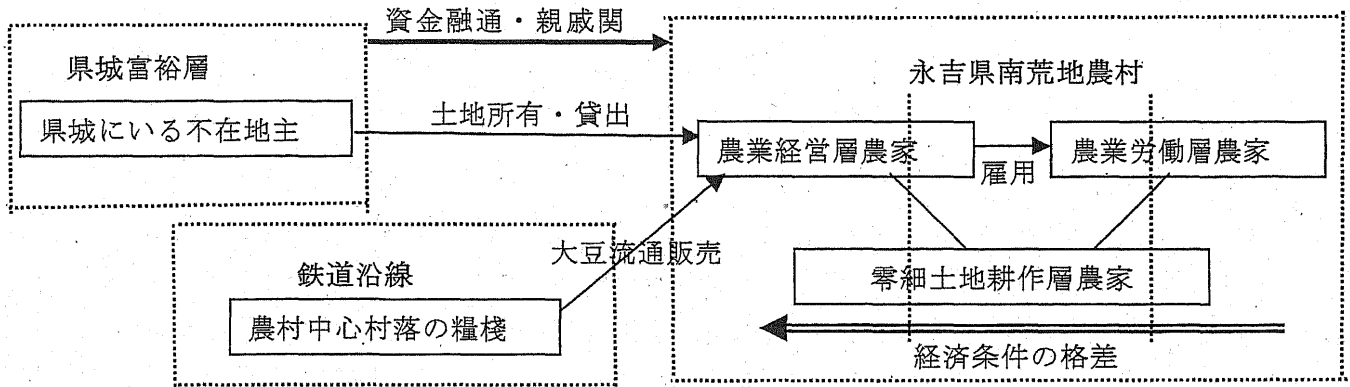
まず、大量の土地を持っている不在地主は、直接土地を経営していなかった。不在地主は零細労働階層と雇用関係を持たず、村の上層経営農家に耕地を貸し出していた。不在地主と上層経営農家の間に土地耕作契約関係があったと見られる。

第二に、満洲国初期のこの村の経済構造は、通常の農民階級、地主階級の枠組みでは分析できない。南荒地村では、三つの階層に分けるのが妥当である。つまり、土地を借りる農業経営階層と、この階層に雇用される農業労働階層と、零細土地階層が存在し、この三つ階層が村の基本的枠組みを構成していた。

第三に、租税問題を別とすると、南荒地村の経済関係には三つのルートがある。一つ目は、県に在住している不在地主は土地所有権を持ち、大量の土地を占有していた(土地所有)。二つ目は、県が農村に金融を融通する際に、伝統的な親戚関係が主導的地位を占めていた(金融融通)。三つ目は、鉄道沿線の中心街村にとって農産物の流通販売は非常に重要であった(農産物販売)。

第四に、南荒地村では、農民の経済状況は土地経営と緊密に関わっていた。農民は広い面積の土地を経営するほうが経済生活上有利である。村内部には大きな格差が存在していた。

図 2-1 吉林省永吉県南荒地村の経済関係構造図



本章では、永吉県南荒地村の農民がほとんど土地を持たず、高額の小作料を取られていたこと、農産物販売に際して糧棧に搾取され、農村部の金融体系が不備であることを追跡した。このような経済状況の下で、農民は農業生産と生活を維持するため、親戚・友人関係に頼って高利の資金を借り入れざるを得なかった。南荒地村の農民は農業の再生産はなかなか維持できず、社会不安や農産物と労働市場の変動などの影響を受けやすい状況にあった。

附表 2-1 吉林省永吉県南荒地農家の経済状況¹⁶

番号	名前	農家 形態	家族 数	労働 数	年工 数	所有面 積・晌	小作面 積・晌	経営面 積・晌	現物換算 収入・円	現金収 入・円	年収・円	一人当 収入・円	
11	劉文田	小作	12	3	4		43	43	618.47	519.4	1137.87	94.82	
9	尹太		31	9	1		42.4	42.4	644.27	—	644.27	20.78	
22	叢海林		22	5	2		40	40	※	※	601.41	27.34	
10	胡顯		26	6	2		39	39	547.24	100	648.04	29.46	
38	吳永徳		18	5	4		33	33	541.28	376	917.28	50.96	
6	宋維均		20	7			20	20	264.65	51	315.65	15.78	
16	姜広純		3	1			1.5	1.5	31.77	4	35.77	11.92	
47	張文有	地主	10	3	4	8	36	36	505.24	204.92	710.16	71.02	
13	孫輯五	小作	19	5	1	外5.0	25	25	337.01	237	574.01	30.21	
46	邵榮	自作	13	3	4	2.5	33.5	36	579.04	275.36	854.4	65.72	
7	徐万禄	小作	15	4	2	6.5	22.5	29	528.94	51.2	580.14	38.68	
21	姜榮		8	2	1	6.5	8	14.5	178.34	150	328.34	41.04	
4	姜広海		8	2		3	2	5	84.29	66.6	150.89	18.86	
8	姜書田	自作	11	1		6		6	22	216	238	21.64	
32	張金五		9	3		5.5		5.5	101.23	46	147.23	16.36	
3	姜興忠		6	1		3		3	38.71	9.9	48.61	8.1	
27	宮常会		8	3		3		3	37.47	40	77.47	9.68	
34	姜白貴		5	2		2.1		2.1	24.29	50	74.29	14.86	
2	姜興武		7	1		2		2	27.71	44.9	72.61	10.37	
31	李仲		地主	4	3		外9.5			35.2	70	105.2	26.3
30	李連奎	労働	2	1		外8.0			19.08	22	41.08	20.54	
42	唐忠奎		6	1		7.5			60	62.4	122.4	20.4	
15	張景周		5	3		5			13.35	92.6	105.95	21.19	
1	張景範		5	1		3.7			17	20	37	7.4	
5	趙俊豊		2	1		外1.5			12.5	48	60.5	30.25	
14	李雲斎		農業	5	1					※	※	※	※
17	高有福		労働	3	2					—	22	22	7.33
18	沈玉田		4	2					—	62	62	15.5	
19	吳振声	労働 雑業	7	2					—	85	85	12.14	
20	葛連吉	労働	10	4					—	139	139	13.9	
23	桑振声	労働 小売	5	3					※	※	86	17.2	
24	関徳発	農業	4	1					—	50	50	12.5	
25	劉常春	労働	2	1					—	48	48	24	
26	王鋼		10	5					—	196	196	19.6	
28	裴有		8	2					—	149	149	18.62	
29	唐忠発		4	1					—	48	48	12	
33	田有春		6	2					—	46	46	7.67	
35	郭殿発	労働 馬車	2	1					—	91.5	91.5	45.75	

第二章 「満洲国」初期の農村経済関係と農民生活

36	張文同	農業 労働	4	2					—	76	76	19
37	張徳貴		5	1					—	40	40	8
39	邵 福		5	3					—	118	118	23.6
40	張文祿		4	2					—	54	54	13.5
41	楊維忠		7	1					—	60	60	8.57
43	姜 桓	労働 小売	6	1					—	70	70	11.67
44	関 恩	農業 労働	6	2					※	※	100	16.67
12	孫青山	大工 日工	5	2					—	100	100	20
45	杜新林	売薬 月工	8	2					—	199	199	24.88
計	47戸		395	119	25	88.3	345.9	386	5269.08	4410.78	10468.07	26.84
平均			8.4	2.5		1.88	7.36	8.21	122.4	102.5	222.72	390人平均
						47戸平均			43戸平均	43戸平均	46戸平均	
						4.91	26.61	20.32				
						18戸平均	13戸平均	19戸平均				

注. ①満鉄経済調査会：「満洲の一農村に於ける農民の租税負担」1934年10月5、6頁、水谷国一：
「満洲に於ける一農村の農業労働者」（『満鉄調査月報』第14巻10号不二出版 1985年）62～64頁、
満鉄経済調査会：「満洲に於ける一農村の金融」1935年2月 1～3頁により作成
②現物換算収入は農民が収穫した農産物を当時の価格で換算された収入である。

- ¹ 野間清は、1907年生まれ。1931年京都定刻大学法学部卒業、満鉄入社。1932年経済調査会第五部第一班（諸税）、1936年産業部資料室調査班満洲経済係主任、1937年欧米留学、1939年帰国調査部総合課第五班、1940年調査部総合部第一班。1941年上海事務所調査役（南京駐在）、1942年中央儲備銀行顧問、1943年満鉄退職。1945年中長鉄路公司理事会調査処に留用、以降は東北自然科学院農学系など東北各地の機関に留用。
- ² 水谷国一は、1904年生まれ。1925年東亜同文書院卒業、満鉄入社。1926年庶務部調査課、1930年総務部付（修学中）、1933年経済調査会第五部第一班（諸税）、1937年総裁室弘報課情報第二係主任、同年北支事務局弘報班長心得などをへて、1938年調査部資料課長兼大連図書館長。1941年東京支社調査役、同年9月東京支社調査室幹事、1943年4月東亜経済調査局総務課長兼第一調査課長兼東京支社業務室参与、1944年調査局総務課長。
- ³ 野間清「満洲の一農村に於ける農民の租税負担」は「満鉄調査月報」の昭和九年十月号で載せられた。けれども、本稿は主に中国吉林省社会科学院の満鉄資料館に保存されている野間清「満洲の一農村に於ける農民の租税負担」を利用する。両方比べると、ほぼ同じ内容であるけれども、やはり吉林省社会科学院保存している資料はもっと厳密と考られる。満鉄経済調査会：「満洲の一農村に於ける農民の租税負担」1934年10月
水谷国一「満洲に於ける一農村の農業労働者」は「満鉄調査月報」の昭和九年十月号で載せられた。『満鉄調査月報』第14巻10号（「満洲に於ける一農村の農業労働者」）不二出版 1985年
水谷国一「満洲に於ける一農村の金融」は「満鉄調査月報」に載せられていなかった。原本は中国吉林省社会科学院の満鉄資料館に保存されている。満鉄経済調査会：「満洲に於ける一農村の金融」1935年2月
- ⁴ 江夏由樹：『満洲国』の農村実態調査⁴（年次研究報告書6 日本大学理学部情報科学研究所 2006年）
- ⁵ 中兼和津次：「旧満洲農村社会経済構造の分析」（現代中国研究叢書 XIX 五十六年度 アジア政経学会 1982年）
- ⁶ 前掲「満洲に於ける一農村の農業労働者」 73頁。
- ⁷ 前掲「満洲に於ける一農村の金融」 35頁。
- ⁸ 1晌≈10反歩≈100アール
- ⁹ 前掲『満鉄調査月報』第14巻10号（「満洲に於ける一農村の農業労働者」） 64頁。
- ¹⁰ 前掲「満洲に於ける一農村の金融」 36頁。
- ¹¹ 農家の基準は実業部臨時産業調査局「農家経済収支—康德元年度農村実態調査報告書」（龍溪書舎、1989年版）を参考する。一戸当平均に計算によれば、中農44.8晌と貧農12.7晌の土地を経営している。
- ¹² 満洲国実業部臨時産業調査局：「農村実態調査報告書」第10巻 47頁（龍溪書舎、1989年版）
- ¹³ 相対小作率については、北満55%、中満63%、南満53%である。
権哲男：『満洲国』農業経済分析序説（東京経済大学経済学会：「東京経大会誌・経済学」第233号 2004年 151頁）
- ¹⁴ 中支建設資料整備事務所：『編訳彙報』第83号 「支那全国土地調査報告綱要」1942年99頁により作成

1934～1935年年利息率	20～24.9%	25～29.9%	30～34.9%	35～39.9%	40～74.9%
山東省調査農家戸数の百分率	12.33%	0.70%	13.87%	39.36%	20.01%
全国平均	38.24%	4.86%	16.38%	16.34%	9.41%

- ¹⁵ 「有関金融合作社之設立及指導上之人士，徒具有形式上的金融常識，但實際對東北農村之認識不但缺乏，但实际对东北农村之認識不但缺乏，且對農業之知識，亦甚淺頭，加之，負有直接監督合作社責任之偽經濟部銀行科，對於農村行政之關係，非常疎遠，致地方特色不但不能使其發揮，且對業務之運用，亦無顯著進展。」

東北物資調節委員会印行：『東北経済小叢書③農産合作社篇』1948年 4頁。

¹⁶ 本論の表 2-3 と附表 2-1 では、「※」印項は資料不足の為記入を省略した。「-」印項はゼロの記入省略部分である。

第三章 1930年代における「満洲国」地方財政構造の転換

課 題

本章の課題は、満洲国期の地方レベルの行政の財政状況と農村租税公課の実態について解明することである。このような課題を提示した理由は、以下の通りである。

日本帝国主義による満洲支配の実態を正確に把握するためには、満洲国がどのように中央と地方の行政支配を実施したかを検討しなくてはならないが、そのためには財政状況を明確にすることが不可欠である。日本帝国主義の満洲経済支配は、満洲民衆からの広範な徴税の成否にかかっていた。地方税の徴収と分配のためには、各レベルの行政の間で調整することが不可避である。どのように地方行政のために税金を分配するのかは、日本帝国主義の満洲支配のあり様を解明するためには重要な課題といえよう。

これまでの研究では、満洲と満洲国期の財政と租税に関する研究はいくつかある。満洲国の省・県旗市・街村の地方費税状況について検討した研究はほとんどない。以下今までの研究状況について検討しよう。孔経緯『新編中国東北地区経済史』は、民国期と張氏軍閥政権期における満洲各省の財政と徴税項目を羅列したものであり、満洲国期の財政と徴税問題については、まったく触れていない¹。満洲国史編纂刊行会編『満洲国史（各論）』は、創業財政時代・基礎財政時代・開発財政時代・戦時財政時代に分けて、満洲国の財政概要と歳計を検討した²。それによって、満洲国の税収は内国税の増大と関税の縮小という傾向が分かった。満洲国の全体の財政については、「經常歳出は經常歳入をもって支弁すべく、臨時歳入をもって支弁すべからず」³の主義によって、財政は形式上健全であったという。

本章では、満洲国の省・県旗市・街村の地方租税状況をめぐって、以下の検討課題を設定する。第一に、旧東北三省の地方財政を検討する。この検討は満洲国の地方費税改革の前提となる。第二に、本章の重点である。1930年代の満洲国は、地方財政の支配に対して、一連の調整策が行われ、この政策調整とともに各種の問題・矛盾が生み出した。ここでは、これらの問題を解決することによって、満洲国はいかに地方財政を支配下に置かれるのかを課題とする。第三に、地方財政の発展推移について、具体的な地方財政のデータを利用して、各レベルの地方行政の歳計を検討する。

以上の課題に沿って、満洲国地方財政の形成と矛盾、歳計の実態と相互関係を検討することによって、満洲国の地方支配の実態を地方財政の側面から解明できると考える。

I 旧東北三省の地方財政

清王朝の時代には、国の財政と地方財政が分けられていなかった。民国期に入ってから、共和と地方分権の思想の影響を受けて、1913年に国家税と地方税法案が作られた。ただそれ以降も、軍閥間の争いが続いたため、国家税と地方税は着実には実行されていなかった。1928年、蒋介石国民党政権は形式上の全国の統一を実現した後、すぐに第一次全国財政会議を開いた。会議は中央と各省の収入権限について以下のように区分した。

- 1、国家収入：内訳は塩税、海関税及び内地税、常関税、煙酒税、巻煙税、石油税、厘金及び厘金に類似する一切の通過税、郵包税、印花税、交易所税、会社及び商標登録税、沿海漁業税、国有財産収入、国有営業収入、中央行政収入、その他の国家的な現有収入など十六項目。
- 2、地方収入：内訳は田賦、契税、牙税、当税、屠殺税、内地漁業税、船捐、房捐、地方財政収入、地方営業収入、地方行政収入、その他の地方的現有収入など十二項目⁴。

名目上、中央政府と地方の省政府に関する収入の権限をはっきり分けた。ただし、東北三省は実質的に張軍閥政権の支配に置かれていたために、1928年に東北三省保安総司令部内に財政稽核処を設立し、「吉林、黒龍江各省の管轄を受けざる収入即ち海関、常関、塩務、印紙税、煙草、酒、司法収入及び国有鉱業、林業並其他官有営業等収入は、全部同処に於て管理し国家収入と地方収入とを区別する事と」⁵した。東北三省の国税は張軍閥の財政稽核処が統轄した。東北三省の省地方収入は租税を中心とした。一方、地方にある県レベル行政の収入は、各地方によってそれぞれ「捐・費」などを徴収した。黒龍江省の場合、県地方の税目は、「学費响捐、警費响捐、塩捐、鹵硝捐、車捐、船捐、戯捐、五厘捐、斗秤零捐、商捐、舗捐、警学糧捐、警学车捐、牲畜捐、油榨捐、店捐、酒舗捐、売買貨捐、路灯捐、窑捐、大犁捐、山貨捐、木牌捐、柴炭捐、白条猪捐など」⁶であった。

1928-1930年の黒龍江省の省以下の地方財政収入を例として考察する。表1によると、張軍閥政権下の黒龍江省の財政は、ほとんど赤字であった。その原因は、1928-1930年の軍費支出が地方財政の71.2%、74.6%、77.9%を占めていたからである。歴大な軍費を捻出した結果、地方財政は窮乏し、実業・教育・交通などへの支出は非常に不足状態になった。東北三省は張軍閥政権の統治の下で、1925年には「軍費負担に関し協議の結果、東三省各省に於て負担」⁷することになった。それ以降、各省には名義上、地方財政があったものの、地方歳入のほとんどは張軍閥の軍費に充当された。

鎮威上將軍公署より黒龍江省政府に致せる訓令

目下奉天省各機關經費は予算の三倍を支給するも尚ほ不足せる有様なるに依り、本年

(1927年)七月より予算の四倍を支出する事となれるが、東三省交渉総署経費も奉天省と同じく七月より原予算の四倍支出方決定せりに依り、爾今貴省政府に於ても従前負担額の四倍を支出せられ度し⁸

表3-1の検討と以上の訓令によると、各省には徴税権はあるが、徴収した税金は奉天にある張の命令で軍費に優先的に使用されなければならないため、各省・地方の財政が成り立たない状態になっていたといえる。

表3-1 中華民国期の黒龍江省歳入歳出表

単位:元

歳入				歳出				
類別	1928年	1929年	1930年	類別	1928年	1929年	1930年	
省地方収入	田賦	1,865,860	2,715,428	2,799,909	外務費	95,904	95,904	49,452
	出産税	2,706,339	3,973,466	4,043,036	内政費	1,830,284	3,198,297	2,201,617
	銷場税	2,488,460	2,584,467	2,646,767	財政費	414,142	733,882	769,904
	雑税捐課	2,138,029	3,222,055	3,286,076	陸軍費	9,175,413	16,657,787	16,992,071
	官業収入		308,652	368,632	司法費	327,382	578,460	645,564
	煙酒協款	520,000	520,000	520,000	教育費	567,156	700,886	769,519
	雑税	3,324	3,324	3,324				
	小計	9,772,012	13,327,292	13,667,744	農鉦費	126,329	101,489	101,489
					工商費		9,600	9,600
					交通費	358,042	247,971	277,505
県地方収入	学田租	45,350	45,350	45,350				
	省二中响捐	24,072	24,072	24,072				
	附加响捐	591,214	591,214	591,214				
	罰金	6,632	6,632	6,632				
	雑捐	571,982	551,359	573,682				
	荒価収入		310,000	310,000				
	小計	1,239,250	1,528,627	1,550,950				
合計	11,538,674	14,856,019	15,235,389	合計	12,894,652	22,324,276	21,816,721	

注. 黒龍江省財政庁史志辦公室:『黒龍江省財政資料長編』第一冊 1988年 15—16頁

II 満洲国の租税徴収変遷

1 満洲国の財政構造

これまでの満洲国財政構造に関する研究は、主に国税をめぐる分析であった。満洲国の成立とともに、国政の重要事項を集中させる「総務庁中心主義」⁹が採られた。それによって、「満洲国の総予算及総括予算特別会計の予算及決算・国資の計画及運営・国庫金収支の管理など」¹⁰は総務庁の主計処が受け持った。一方、財務部は、「税務・専売・金融統制及び国有財産に関する事務」¹¹を担当する歳入官庁となった。つまり、実権を握っている総務庁が満洲国の財政を処理するという特色がみられる。満洲国は歳入を確保するために、海関と塩務機関を接收した。関税・塩税と塩専売の収入を確保することにより、満洲国歳入の基礎を築いた¹²。満州事変後出来たばかりの満洲国税収の構成は、張軍閥政権の税収体制を受け入れたものであった。その構造は以下のとおりである。

国 税：租税、関税、塩税、専売、官産収入と其の他。

地方税：租税、官産収入と其の他。

要するに、租税の収入は満洲国の中央と地方行政に対しては重要な基盤財源であった。この租税は満洲国時代で、「内国税」と呼ばれ、中央政権の租税と地方行政の租税の税目には多少違いがあるが、「収益税（田賦課・営業税・出産税・鉱業税・漁業税・牲畜税など）、消費税、流通税、其の他」に分けられていた。本論では、満洲国地方財政構造の変化を分析するため、以下主に地方財政分析を行い、関わっている地方租税も検討したい。

まず、満洲国の地方財政の構成を見よう。地方財政は特別会計と一般会計に分けられている。特別会計は満洲国経済開発のための独自の特別事業会計である。省の特別会計は表2の通り1942年までは7項目の会計があった。それに対して、県旗市の特別会計は1932年に5項目の特別会計があったが、1942年の県旗市には21項目となった。その種類別の目的を大別すると、以下通りに整理できる。

- ①財政——各県旗復興転貸資金、財政調節資金、用度事業費、満業寄付金。
- ②農林業——綿羊牧場、交易林、制酪工場、家畜貸與事業。
- ③建設——都邑計画、住宅、北邊振興、上水道、西北工業区整理事業費。
- ④厚生——禁煙、市立病院、義倉、慈善救済。
- ⑤経済——基本財産、市場、当業。
- ⑥軍事——自衛団。

これらの特別会計は満洲国が近代的な国家として独自に事業を行い、同時に国民経済を統制する一つ手段であった。

表3-2 満洲国地方財政構造表

		歳入		歳出
省	地方 税 収 入	国税附加税	勤労所得税附加税・法人営業税附加税・出産糧石税附加税・鉞区税附加税・鉞産税附加税・禁煙特税附加税・法人所得税附加税	警察費・教育費・土木費・勸業費・衛生費・営繕費・市旗補助など
		分與税(1942年から徴税)	地稅・出産糧石税・鉞区税・禁煙特税・事業所得税・家屋税	
		独立税	牲畜税・家屋税	
		税外収入	財産収入・省地方債・国庫負担金・交付金・国庫補助金	
一般 会 計	市 旗 市 旗	国税附加税	勤労所得税附加税・出産糧石税附加税・鉞区税附加税・鉞産税附加税・法人所得税附加税	公署費・警察費・教育費・土木費・勸業費・衛生費・社会事業費・各種補助など
		国税附加捐	事業所得税附加捐・家屋税附加捐・特別売錢税附加捐・禁煙特税附加捐	
		国税分與税	特別売錢税・牲畜税・家屋税	
	独 立 税	地捐・市民捐		
		法定雑捐	車捐・船捐・漁業捐・不動産取得捐・牧畜捐・屠殺捐 電灯電熱消費捐・不動産増加捐・傭人捐・馱捐・犁捐・行商捐・林業従事捐・狩獵捐・石頭捐・土地増加捐・畜犬捐・山貨捐など	
		許可雑捐		
	税外収入	財産収入・使用費手続費・交付金・雑収入・国庫補助金・省補助金・県市債・結余金		
街 村	地方税収入	地費・門戸費・家屋費・雑種費	公所費・自衛費・教育費・土木費・営費・勸業費・衛生費など	
	税外収入	財産収入・使用費手続費・交付金・雑収入・補助金・街村債など		
特別 会 計	省	北邊振興經濟	国庫補助・回収金・雑収入	土木費・警察費・産業費・衛生費・公債費・其の他
		省立病院經濟	使用及手続費・雑収入・滾入金・省債	病院費・予備費・営繕費・公債費・整備費・繳納金・雑支
		省会館經濟	使用料・雑収入・国庫補助・交付金・結余金・森林会計	会館管理費・予備費・公債費・森林会計・交付金・補助勸業・開拓蒙民助成
		給水事業經濟	事業収入・雑収入・結余金・国庫補助・省債	水道敷設費
		都邑計画事業經濟	土地収入・省債・国庫補助・結余金・雑収入	各都都邑計画事業費
		防水開発事業經濟	省債・貸款・利息・雑収入・国庫補助・滾入金	防水開發事業費・公債・予備費・事業費
市 旗	禁煙事業經濟	事業収入・雑収入・奨励金・国庫補助・交付金	禁煙費・事業費・康生院費・繳納金・予備費・営繕費・雑支出・管煙所費	
		禁煙・都邑計画、上水道、住宅、基本財産、市場、北邊振興、綿羊牧場、市立病院、当業、義倉、制酪工場、交易林、慈善救済、滿業寄付金、各県旗復興転貸資金、自衛団、家畜貸與事業、財政調節資金、用度事業費、西北工業区整理事業費	各市県旗事業費の支出	

注. 満洲帝国国務院総務庁地方処:『地方財政概要』(康德3年度、康德5年度、康德6年度、康德7年度、康德9年度)より作成

一般会計は満洲国の根本的な枠組みであり、税収入と税外収入に分けられていた。税外収入の項目中、地方に対しては、財産収入・地方債・国庫負担金・交付金・国庫補助金などがあつた。省の税収入は主に国税附加税を中心とし、県旗市の税収入中の雑捐は従来の徴税目であり、附加税制度の実施により、国税附加税も県地方財政の一大財源となつた。街村の税収入は村費であり、土地や門戸などに対する賦課の税金であつた。この構造をまとめると、表3-2のようになる。

2 満洲国初期の地方財政確立（満州事変～1936年7月）

満洲国建国後の一般会計を検討し、1930年代における日本帝国主義による満洲国地方財政支配がいかに地方行政に浸透したのかを具体的に論じる。

まず満洲国初期の地方財政再建について、過渡期と安定期に分けて、検討したい。

A 過渡期の地方財政整備（満州事変～1933年初め）

満州事変後の混乱状態の下で、満洲国は旧来の満洲財政システムを受け入れて、初歩的に財政の中央集権を整備した。ここでは、過渡期の満洲国財政はどのように集権化したか、どんな不備な点があったのかを分析する。

事変前には東北三省の省財政庁は各県の地方租税を統轄する権限があった¹³。事変後、張の権力は関東軍の武力により、奉天から駆除された。関東軍は張氏権力下の満洲各地大小軍閥を傀儡化させるために、各地の行政を独立させた。しかし、1932年に近代的中央集権の満洲国を創出するとともに、関東軍は各省の財政庁を廃止し、省経費は国庫金より支弁するようになった。徴税権限も全部中央財政部に集中した。そして、財政部の下に奉天税務監督署・吉林税務監督署・濱江税務監督署・龍江税務監督署・熱河税務監督署を設置し、五つの税務監督署を通じて、12の出張所と各県の税捐局を統轄した。

以上の措置によって、満洲国は従来張の権力に掌握された各省地方財政を中央に集中させた。ただし、過渡期の満洲国の地方財政への掌握は非常に不十分であり、幾つの問題の存在があった。

第一に、旧来の省地方権力の各県への影響力が残存している。建国後の省公署制度は旧来の東三省の区域をそのまま踏襲したため、名義上に軍事権と財政権は中央に引き上げられた。しかし、旧軍閥は満洲国政権の下で、完全に満洲国統治を実現しなかった。例えば、①熙洽の大吉林主義である。吉林省の金庫の国庫繰り入れに対する拒否態度も相当強いし、関東軍の自治指導員の入吉指導を拒否し、更に3000人規模の私兵を擁していた¹⁴。②馬占山は黒龍江省の一部を掌握した。1931年11月末には関東軍の攻撃によって、海倫に退去したが、「海倫政府ハ二十六日成立セリ…馬占山ハ各県ニ収入官金ハ総テ海倫政府ニ送付スヘキコトヲ命」¹⁵じた。その後、一時的に満洲国政府に参加した。1932年4月に黒河から脱出し、「各県の官銀号に対し黒河政府は正当の政府なるを以て税其他各種の徴収金は全部黒河に送金し来る様要し」¹⁶た。更に、事変後の満洲動乱状態の下、各地の大小軍閥や有力者などは自治の名義で各自地方行政を運営した。これらの実態の下では、少なくとも旧軍閥を完全に中央集権国家の支配下に置くことは難しかったといえる。

第二に、租税徴収の不徹底状態があげられる。満洲国の過渡期では、関東軍の武力は満洲全域を支配していなかったため、各県から租税徴収を行うことは不可能であった。各地

に「一団体の匪賊数は最大三千名を算するに至った、最小なものも百名を下らない……日本軍駐在以外の処では之を牽制する何等の力もない」¹⁷ため、各県では相当の損害と租税徴収不能などの状況がみられた。そして、各地の抗日武装団体も一部地域を支配した。熱河省は日本軍の支配下に置かれていなかった。そのため、1932年の国税の内国税徴収は25,238千元であり、1930年の60,079千元¹⁸の半分にも満たなかった。

第三に、地方徴税機構と税目の不統一があらわれる。建国当初、旧来の満洲地方の大小軍閥権力に握られていた徴収権力を継承したが、各地の税法・徴収制度・徴収機構などは不統一であった。満洲地方は張権力の下、「内国税徴収制度は所謂比額提奨制度であって、税捐局長は政府から指定された一定の責任額（比額）を徴収する事を要し、それ以上に徴収したときは一定の奨金として支給され、之に反し比額達しない場合は懲罰される事にな」¹⁹っていた。それによって、各地にある徴収機構は徴収責任を達成するために、各自徴収名目を設定した。徴税制度も相当違っていた。特に、「県税は、嘗ての国税・省税の紛乱多岐、そして分裂対立を其の儘に具現」²⁰したという。

満洲国の地方徴収は、従来の省の徴税機関の廃止によって、省の徴税権限が国税に集権された。それによって、満洲国は近代的中央集権国家の地方徴税機構を作り出したが、実際には不備な点が多く存在していたため、徴税機能はなかなかうまく機能していなかった。

B 満洲国安定期の地方財政整備(1933年初～1936年7月)

1933年の熱河作戦によって、満洲国は満洲全域に対する支配を確立させた。ここでは、過渡期の徴税機能問題に対してどのように解決したかを検討する。更に、地方財政整備によって、新たに出てきた税制問題についても検討する。

先ず過渡期の問題を解決するために、満洲国は以下のように分析した。

第一は、省官制改革である。従来の省区画は建国後そのまま踏襲されたため、旧軍閥の影響は相当に残っていた。省区画細分化による省長権限の縮小と中央の統制強化のために、1934年10月省官制を公布し、従来の四省を十省に改めた。「一、東北政権時代における武力政権対立を打破し国内統一をなし以て中央政府に対する反抗分子の勢力を消滅せしむ。二、改制後は地方政府の権力減少し中央政府に対し地方の実権を恃み示威的行動に出づるが如きことはあるまい。三、治安、実業、教育に対しては直接各県を監督促進せしめ従来のごとく監視行届かず任意にこれを放置するがごときことなく又各県において従来のごとく一片の報告書を形式的に送致して能事了れりとするようなことは無くなるだろう。」²¹同時に、従来の省が握っていた直接税の権限を国から県におろすなどの方針も打ち出された²²。この調整によって、満洲国は軍閥政治を排除し、国家の中央と地方の県という二級構造をつくり、中央集権を強化した。

第二は、税制統一である。省権力架空と徴税権撤収により、満洲国は直接各県に支配を浸透した。しかし、従来満洲各県は、各地の軍閥権力下に置かれていたため、税捐目は地方と軍閥権力者の違いによって、名目も違っていた。更に、税率も省と地方によって違っていた。満洲国建国後、各県の徴税権限を抑えるために、税制整理にも着手した。一部の国税と地方税の改正を行った。²³例えば、木税は、奉天は従価 6.6%、吉林には従価 24.4%、黒龍江省従価 23.8%であり、1934年には木税と地方の附加捐を統一した。

従来木税に関する法令は各地区々にして殊に税率は甚だしく異り吉林、黒龍江省の如きは二割乃至三割の高率にて奉天省等に比すれば数倍の高率でありこれに加えて木税に対する各地方団体の附加捐もまた酷なりしをもってここに木税を統一し且つ附加税の限度を改めて木税の負担を軽減するため左記木税法を制定九月一日より実施することになった、本木税法に規定せる税率は従価の百分の八で地方税は主管大臣の許可を得て百分の二十五以内の課税をなし得られることに制限されている²⁴

満洲各県の税収を抜本的に徴税統一するために1935年8月に「地方税法」を公布した。該法は地方税目について「民政部大臣及財務大臣の許可を受け」²⁵「営業附加捐・自由職業附加捐・家屋附加捐・地捐・雑捐」を徴収すると規定し、各税目の税率も統一した。この税法は、「地方＝農村、そして其の農村を基底として立つ県財政の実状に則したものであり……地方税体系が附加税主義と独立主義の併用に依って組成され」²⁶た。つまり、国税と地方税という定義が示された。同時に従来の比額制度²⁷を廃止し、手数料を控除支給する制度を実施した。税捐局の統合と模範税捐局の指導などにより、「租税の徴収機関を統一し、監察制度を確立し監察員に日本人に加え」²⁸、「各税捐局の枢要部に漸次日本人を配置」²⁹した。

以上のごとく、満洲国の省官制公布と税制を整理統一する政策により満洲国過渡期の各問題は徐々に解消した。しかし、中央の支配力は直接に県まで浸透すると、もっと深い幾つの税制問題が出てきた。

第一に、省は財政権を持っていないため、省の行政力が弱くなった。1934年12月には、満洲国は従来の東北四省を新しい省制度（十省となる）に改組した。「省は何等自体的行・財政的自主権を有せず、その監督下にある県・市予算の認可権すらなく（1935年度末まで）総て中央政府の指示に基き地方行政が運営されていた」³⁰という。それによって各省行政の機能と運営は、末端機構である県行政と中央行政の単なる中継ぎ機関にすぎなくなった。満洲国は、満洲各地の支配を充実するために、省の行・財政を充実する必要があった。

表3-3 満洲国市県旗の地方歳入歳出(一般会計)

単位:元

年次	一般会計歳入			歳出										合計
	税収入	税外収入	一般会計	公署費	警察費	教育費	土木費	勸業費	衛生費	社会事業費	各種補助費	その他		
1932年	18,186,530	13,254,199	31,440,729	9,466,681	11,822,513	4,283,300	1,013,428	280,136	773,642	138,810	329,556	4,422,319	32,530,385	
1933年	21,255,477	18,234,390	39,489,867	10,337,724	12,813,003	4,727,684	1,177,261	208,534	868,447	124,949	1,034,796	5,051,508	36,343,906	
1934年	23,946,709	23,625,954	47,572,663	10,427,779	13,836,151	5,815,726	3,025,246	160,193	1,154,968	181,630	1,108,759	5,903,961	41,614,413	
1935年	13,257,912	20,279,335	33,537,247	5,284,309	7,993,108	3,327,406	3,036,397	114,113	640,107	138,129	463,134	5,701,795	26,698,498	
1936年	35,750,623	30,585,303	66,335,926	11,520,429	14,156,548	7,089,089	7,024,520	398,969	2,003,393	365,520	1,246,039	11,198,558	55,003,065	
1937年	31,106,175	41,987,472	73,093,647	10,122,585	16,486,278	7,068,102	9,926,875	1,599,525	2,899,998	476,265	1,085,760	23,428,259	73,093,647	
1938年	35,002,997	59,349,220	94,352,217	14,954,999	18,036,002	7,391,034	14,508,165	4,890,138	3,236,360	416,367	2,305,627	28,613,525	94,352,217	
1939年	44,831,750	64,281,108	109,112,858	16,898,865	17,604,817	10,760,924	15,759,685	5,785,882	4,281,939	453,316	4,308,300	33,259,130	109,112,858	
1940年	58,903,608	101,192,339	160,095,947	22,391,265	25,661,328	24,484,543	20,270,456	8,680,072	8,743,473	754,733	5,700,760	43,409,317	160,095,947	
1941年	77,238,240	133,356,659	210,594,899	30,081,820	38,674,247	35,474,451	29,574,392	14,448,372	14,076,915	754,215	6,445,447	41,065,040	210,594,899	
1942年	113,150,098	155,831,590	268,981,688	36,201,765	44,317,620	38,631,813	19,167,490	12,385,963	17,673,085	746,553	5,035,894	94,821,705	268,981,688	
1932年	57.84	42.16	100.00	29.10	36.34	13.17	3.12	0.86	2.38	0.43	1.01	13.59	100.00	
1933年	53.83	46.17	100.00	28.44	35.25	13.01	3.24	0.57	2.39	0.34	2.85	13.90	100.00	
1934年	50.34	49.66	100.00	25.06	33.25	13.98	7.27	0.38	2.78	0.44	2.66	14.19	100.00	
1935年	39.53	60.47	100.00	19.79	29.94	12.46	11.37	0.43	2.40	0.52	1.73	21.36	100.00	
1936年	53.89	46.11	100.00	20.95	25.74	12.89	12.77	0.73	3.64	0.66	2.27	20.36	100.00	
1937年	42.56	57.44	100.00	13.85	22.56	9.67	13.58	2.19	3.97	0.65	1.49	32.05	100.00	
1938年	37.10	62.90	100.00	15.85	19.12	7.83	15.38	5.18	3.43	0.44	2.44	30.33	100.00	
1939年	41.09	58.91	100.00	15.49	16.13	9.86	14.44	5.30	3.92	0.42	3.95	30.48	100.00	
1940年	36.79	63.21	100.00	13.99	16.03	15.29	12.66	5.42	5.46	0.47	3.56	27.11	100.00	
1941年	36.68	63.32	100.00	14.28	18.36	16.84	14.04	6.86	6.68	0.36	3.06	19.50	100.00	
1942年	42.07	57.93	100.00	13.46	16.48	14.36	7.13	4.60	6.57	0.28	1.87	35.25	100.00	

注①. 満洲帝国国務院総務庁地方処:『地方財政概要』(康徳3年度、康徳5年度、康徳7年度、康徳9年度)より作成

注②. 1935年は半年度額とする

注③. 1932-1942年の歳入は予算額、1932年-1936年の歳出は決算額、1937-1942年の歳出は予算額である。

第二に、県を中心とする地方支配を遂行する際、行政の拡大と「地方税法」で制限された県税増税難が対立した。建国後の県制の画一化と県財務機関調整などにより、大幅に県税を増税することが困難となった。表3-3によると、満洲国初期の治安第一主義を実行するために、県公署費と警察費がほとんど県財政の半分以上を占めていた。他へ投資財はほとんど考慮できなかった。1935年の北満各県の合作社運動により、共同販売計画を実施し、「その基本的動機のほかに、各県における税収の確保という要請もあった」³¹という。

第三に、満洲国の近代国家構造上行政の最末端まで財政を浸透することが必要であった。つまり、県行政から更に農村部まで財政支配を浸透し、建国以来の満洲国財政が及んでいなかった保甲（後に街村制に改組）の徴費権を統制しなければならなかった。

1933年、関東軍は満洲各地の反満抗日武装を対応するために、6月「治安維持に関する主要事項の立案・審議機関として」³²中央治安維持会を設置した。地方の治安確保を図るために保甲制³³を採用した。その後「暫行保甲法」と「暫行保甲法施行規則」を公布し、更に、連帯責任の連坐制施行と保甲内の自衛団強化などの具体策の運用は、短期間に満洲全域の治安を確立するために大きな役割を果たした。保甲制下の財政問題には、1933年1月の「暫行保甲法施行規則」で経費使用に関することが決めた。

第十二条 甲及牌ノ経費ハ甲内各家長ガ其ノ所有スル土地及資産ノ多寡ニ応ジ夫夫之ヲ分担ス但シ保長及警察署長ヲ経テ地方行政署長ノ認可ヲ受ケ甲長之ヲ徴収するコトヲ得……第十七条 地方行政官署長及警察署長ハ保・甲・牌ノ監督上必要アル場合ニ於テハ事務ノ報告ヲナサシメ書類帳簿ヲ調閱シ及実地ニ就キ事務ヲ視察シ又ハ其ノ会計ヲ監査スルコトヲ得³⁴

この「規則」によると、各地方の保甲費徴収は各県の県長と警察署長の承認によって行っていた。要するに、最も末端にある地方行政はいかに徴税を使用するのが各県によって行い、満洲国中央は保甲にある徴税仕方・税率などが統轄していなかった。今には、満洲国初期の保甲費徴収と使用にはデータがないため、なかなか検討しにくい。別稿では検討した南荒地村農民の税金には、村費（保甲費の別の言い方）の負担は県税と国税の負担より高いことが分った³⁵。「保甲費（村費）の殆ど大部分は実質上自衛団の俸給に支出せられ其の額は県予算も匹敵する」³⁶という状態になる。保甲費の負担は実質的に農民にとって最も重い負担となる。財政の支配面から見れば、満洲国の支配は農村まで浸透する必要がある。いかに村費を中央集権国家の支配下に置くかは、重要な課題となる。

かくのごとく、安定期の満洲国は省官制と税制統一の施行によって、中央から県レベル行政までの近代地方税制を整備した。ただし、中央一県という税収構造の下で省政の無力・県財政の不足の問題が出てきた。更に、これらの施策には基本的に満洲最下層行政の街村まで及んでいなかった。

3 1936年以降の地方財政整備(1936年—1939年)

ここでは、満洲国大改革という背景下、どのように前述した三つの問題が解消されたか、を検討する。

第一は、省財政の充実問題である。建国初の省財政庁の廃止により、1932年から1936年までに、省行政は財政権がなくなった。省の経費は全部中央から支弁することとし、近代的中央集権に踏み出した。しかし、1934年の新省制実施により、満洲国は完全に省制下の各レベル地方行政を自分の支配下に置くために、「省制度並その運用方法のみを従前のままに放任して置くことは、地方行政の合理的進展を期する上に到底許されな³⁷」かった。1936年7月、満洲国は「中央地方を通ずる税制に亘る根本的調査に基き国税と地方税との有機的調整を図³⁸」るための制度を作り出した。1936年12月「省地方費法」を公布した。同法は省地方費に対して以下の収入を決定した。

法人営業税附加税	本税の百分の50%
出産糧石税附加税	本税の百分50%
木税附加税	本税の百分25%
鉦区税附加税	本税の百分25%
禁煙特税附加税	本税の百分25%
前各号に関する延滞金及過料	
国庫補給金 ³⁹	

これらの附加税は、国税中の附加税として、税捐局から徴収し、その後省地方費に払い込まれる。省財政は附加税主義の採用と国庫の補助により財源を確保した。

第二は、省財政から県への補助である。満洲国の県旗市財政には、建国後の中央集権により、従来の徴税権限と財政権限の相当部分は中央政権に集約された。地方財政を支えるために建国後国庫補助制度を創出した。表3-4によると、国庫補助は1932年から1936年まで、徐々に減少した。一部財政状態が悪かった県（北満地方が多い）は「(黒河省)八県中瑗瑗一県を除く七県が全部国庫補助を仰ぐ状態⁴⁰」となった。県の行政を行うためには県の財源を確保しなければならないが、省地方費の支弁(表3-7)は、「①警察・土木・勸業・衛生・社会及文化に関する経費②県旗市財政調整補助に関する経費⁴¹」に限定された。1937年から省補助は国庫補助に変わり、県旗市財政の重要な収入となる。

表3-4 満洲国県財政と省財政の補助金割合表

		1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年	1940年	1941年	1942年
県旗 市財	国庫補助	18.5%	15.5%	11.1%	10.7%	9.4%	—	2.6%	1.9%	1.2%	1.7%	2.8%
	省補助	—	—	—	—	—	15.7%	22.8%	21.9%	22.2%	20.8%	14.6%
省財政	国庫補助						75.6%	62.5%	63.3%	64.5%	45.1%	47.1%

注. 満洲帝国国務院総務庁地方処:『地方財政概要』(康德3年度、康德5年度、康德7年度、康德9年度)

第三に、街村制度を実施した。1936年、民政部は「満洲国の政治行政の特質に悖らしめず且つ将来制定さるべき街村運営の素地を作るべく、1936年各省長に対し民政部大臣の許可を得て省令に依る暫行街村制を設け得」⁴²ることを訓令した。同年、奉天ほか四省が「暫行街村制」を実行し、1937年12月1日街制・村制を施行した。街制・村制の法令によって、「(街・村)税ノ賦課徴収ニ関シテ本法其ノ他法令ニ規定アルモノヲ除クノ外必要ナル事項ハ国務総理大臣及經濟部大臣之ヲ定ム…(街・村)住民ハ本法其ノ他法令ニ依ルノ外村ノ費用ノ負担ヲ命ゼラルルコトナシ」⁴³を規定したため、街村の徴税も統一された。街村の徴費機能は満洲国中央に統轄された。街村制の実施によって、従来の有料自衛団員制は義務制に再編された。表3-5によると、1937年以降の街村自衛団費は縮小し続けている。物価騰貴なども勘案しても、実質的に自衛団費は非常に減少したと考えられる。

前述した1936年12月の省地方費創出と街村制施行に合わせ、県旗市に対しても「県制」・「旗制」・「市制」という法令を公布した。これらにより、1937年からの国と地方の省財政が再建され、街村の財政は満洲国中央政権下に置かれた。満洲国支配は初期の中央一県という構造から中央一省一県旗市一街村に転換した。

以上の如く、満洲国の地方への支配は1936-1937年には、大きな制度上変化があった。しかし、中央一省一県旗市一街村の財政支配体制は、実際の運営上新たな問題が出た。

その第一は、省の弱い地位が変わらなかったことである。省地方費法は本来満洲の省地方権限を回復するのではなく、1937年行政機構改革の前奏であった。「中央・地方の連繫を密ならしめ、且地方行政機構の機能を拡充強化…地方自治を育成整備…」⁴⁴するため、建国後の省行政権力縮小方針を採った。しかし省地方費の徴収は従来から租税の管理部門財政部(後ほどの經濟部)に置かれていなかった。省地方費法の第十一条により「省地方費ハ民政部大臣之ヲ監督ス。民政部大臣ハ省地方費ノ監督上必要ナル命令又ハ処分ヲ為スコトヲ得」⁴⁵となっていた。更に、表3-6によると、省財政の約半分ぐらいの金額を特別会計の国庫補助金から仰ぐ状態になる。表3-7によると、省財政の歳出の30%ほどが県へ補助金として支払われている。要するに、省地方費は地方民政・治安に限定された。

表3-5 満洲国街・村地方歳入歳出累年比較表

単位:元

年次	歳入			歳出									
	税収入	税外収入	小計	公所費	自衛費	教育費	土木費	営繕費	勸業費	衛生費	公債費	其他	
1937年	30,402,276	3,957,454	34,359,730	10,066,673	7,685,167	7,711,710	997,368	1,358,590	626,884	340,091	—	5,573,247	34,359,730
1938年	32,484,027	8,637,867	41,121,894	12,310,971	4,850,395	9,962,441	1,236,277	2,478,329	912,426	575,452	68,647	8,726,956	41,121,894
1939年	46,872,110	15,489,291	62,361,401	19,296,704	4,736,446	14,703,085	4,154,860	3,052,724	1,528,077	1,137,027	211,617	13,540,861	62,361,401
1940年	58,547,739	18,549,570	77,097,309	26,298,691	4,377,200	11,905,626	3,531,099	9,975,744	1,878,170	1,823,814	78,747	17,228,218	77,097,309
1941年	69,393,652	26,574,312	95,967,964	38,183,724	4,414,428	17,966,433	4,307,790	6,766,217	2,012,240	2,402,202	77,598	19,837,332	95,967,964
1942年	82,882,681	32,203,597	115,086,278	50,015,805	4,066,747	18,865,346	3,455,175	6,926,653	2,088,092	2,710,609	69,875	26,887,976	115,086,278
1937年	88.48	11.52	100.00	29.30	22.37	22.44	2.90	3.95	1.82	0.99	0.00	16.22	100.00
1938年	78.99	21.01	100.00	29.94	11.80	24.23	3.01	6.03	2.22	1.40	0.20	21.22	100.00
1939年	75.16	24.84	100.00	30.94	7.60	23.58	6.66	4.90	2.45	1.82	0.51	21.71	100.00
1940年	75.94	24.06	100.00	34.11	5.68	15.44	4.58	12.94	2.44	2.37	0.13	22.35	100.00
1941年	72.31	27.69	100.00	39.79	4.60	18.72	4.49	7.05	2.10	2.50	0.10	20.67	100.00
1942年	72.02	27.98	100.00	43.46	3.53	16.39	3.00	6.02	1.81	2.36	0.07	23.36	100.00

注. 満洲帝国国務院総務庁地方処:『地方財政概要』(康德3年度、康德5年度、康德7年度、康德9年度)より作成

表3-7 満洲国省地方歳入歳出累年比較表

単位:元

年次	歳入				歳出									
	一般会計 税収	税外収入	一般会計	特別会計	歳入合計	警察費	土木費	産業費	教育費	市県補助費	営繕費	衛生費	其他	歳出合計
1937年	4,775,248	2,763,628	7,538,876	34,601,026	42,139,902	11,824,798	10,095,366	2,306,333	4,330,948	7,916,792	1,843,706	715,278	3,106,681	42,139,902
1938年	12,128,256	10,994,610	23,122,866	48,161,576	71,284,442	19,924,712	13,441,459	5,699,339	5,677,973	16,736,518	3,404,879	686,182	5,713,380	71,284,442
1939年	16,672,383	14,503,081	31,175,464	56,194,903	87,370,367	25,382,973	16,250,128	7,613,688	3,011,400	19,769,670	5,668,124	814,223	8,860,161	87,370,367
1940年	25,421,243	16,574,752	41,995,995	89,773,330	131,769,325	34,863,719	20,005,879	13,308,972	7,957,967	30,241,245	6,988,957	1,814,611	16,587,975	131,769,325
1941年	60,069,126	17,337,356	77,406,482	70,010,542	147,417,024	32,261,549	19,804,865	17,185,894	5,889,584	44,655,719	6,764,095	3,222,058	17,633,260	147,417,024
1942年	67,264,122	13,688,569	80,952,691	82,668,568	163,621,259	32,504,187	21,501,448	16,821,040	5,784,167	50,307,155	26,159,889	2,407,869	8,135,504	163,621,259
1937年	11.33	6.56	17.89	82.11	100.00	28.06	23.96	5.47	10.28	18.79	4.38	1.70	7.37	100.00
1938年	17.01	15.42	32.44	67.56	100.00	27.95	18.86	8.00	7.97	23.48	4.78	0.96	8.01	100.00
1939年	19.08	16.60	35.68	64.32	100.00	29.05	18.60	8.71	3.45	22.63	6.49	0.93	10.14	100.00
1940年	19.29	12.58	31.87	68.13	100.00	26.46	15.18	10.10	6.04	22.95	5.30	1.38	12.59	100.00
1941年	40.75	11.76	52.51	47.49	100.00	21.88	13.43	11.66	4.00	30.29	4.59	2.19	11.96	100.00
1942年	41.11	8.37	49.48	50.52	100.00	19.87	13.14	10.28	3.54	30.75	15.99	1.47	4.97	100.00

注. 満洲帝国国務院総務庁地方処:『地方財政概要』(康德3年度、康德5年度、康德7年度、康德9年度)より作成

表3-6 満洲国県財政と省財政の補助金割合表

		1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年	1940年	1941年	1942年
県財政	国庫補助	18.5%	15.5%	11.1%	10.7%	9.4%	—	2.6%	1.9%	1.2%	1.7%	2.8%
	省補助	—	—	—	—	—	15.7%	22.8%	21.9%	22.2%	20.8%	14.6%
省財政	国庫補助						75.6%	62.5%	63.3%	64.5%	45.1%	47.1%

注. 満洲帝国国務院総務庁地方処:『地方財政概要』(康德3年度、康德5年度、康德7年度、康德9年度)

第二に、県旗市財政発展の不均衡があげられる。県旗市は、省の補助がもらえる。しかし具体的に県・旗・市の財政構造を検討すると、1932年の31,441千元から、1938年の94,351千元まで、県旗市財政の一般会計は累年増加している。増加した内容を市と県旗に分けて見ると(表3-8)、1932年を100とすると、1936年まで県旗市はほぼ同じレベルの200に増加したが、市財政は1938年に536に達し、県旗の財政は300に増加した。要するに、1937年の地方税調整後の都市は飛躍的に発展により、農村の財政は立ち遅れている県旗市財政の不均衡発展を示した。

表3-8 県旗市一般会計予・決算累年比較

単位:千元

		1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年
市一般会計	実数	5,534	5,519	10,642	8,541	12,638	24,019	29,658
	増加率	100%	95%	192%	154%	228%	434%	536%
県旗一般会計	実数	25,907	33,970	36,931	24,996	53,698	49,074	64,693
	増加率	100%	131%	142%	96%	207%	189%	249%
県旗市合計	実数	31,441	39,489	47,573	33,537	66,336	73,093	94,351
	増加率	100%	126%	151%	107%	211%	232%	300%

注①. 満洲国通信社編:『満洲国現勢・康德六年版』(クレス出版 317頁)より作成

注②. 1936年までは決算、1937.1938年は予算による。1935年は半年度額とする

第三に、農村徴税負担の不公平があげられる。表5によると、街村の自衛団費は縮小し続けた。しかし街村の公所費は増え続け、街村民の主たる負担となった。街村制の財政状況で、補助費が少ないから、負担を重課せしめた。更に、街村公署・学校をはじめとする施設整備に取り組んで、いずれも農民から徴収する租税に依存した⁴⁶。そして、街村費の土地課税が等級別課税により、「大土地所有者、富農ほど実際の土地の豊度よりも以下の税率を課せられるチャンスを与えることとなり、貧農ほどその逆を行く傾向があるから、余りに等級を細分することは不適當」⁴⁷な現象が現われ。戸別課税の不公平課税、房屋課税の定額課税など課税体系であったため、「富者の軽課の不公平性」となる。⁴⁸つまり、街村制は「村民の大多数を占める勤労中貧農層それだけ貧困に喘いでいる。村制は多くの場合同時に地方の土豪劣紳の巢窟」⁴⁹である。

かくごとく、日中全面戦争期前後の満洲国は「国・及地方を通じ行・財政の調整をはじ

め、国及び地方を通じ行・財政の有機的連携……全体主義的確立の強化を図る」⁵⁰ために、省・県旗市・街村の財政を国財政に対する地方財政制度が確立された。中央集権化をすすめた満洲国は街村にいたるまで財政支配が実現した。但し、この財政体系の下には、日中全面戦争勃発後の統制経済期に入って、省財政は充実していないし、農村・農業と関わっている県旗財政は商工業と関わっている都市財政より相当に遅れている。更に、農村支配最末端の街村財政は地方有力者の逃避によって、中農以下農民の負担が重い状態であった。これらの矛盾や問題は、満洲国の支配を農村浸透することを阻害したと考えられる。

Ⅲ 満洲国地方財政の歳計

前文の地方財政確立と構造の分析した上に、ここには具体的な地方財政データを検討したい。

まず、歳計発展の趨勢を見ると、表3-9と表3-10にしめしたように歳計発展の趨勢は、(1)歳計が急激に膨張した。1932年の3千萬元強に対し、1942年は4億6500萬元以上となり、10年間に約15倍の増大をしめした。(2)1937年から省・県旗市・街村の費用を比較すると、省は1937年の7,538,876元から1942年の80,952,691元まで約10.74倍に上昇し、県旗市には1937年の73,093,647元から1942年の268,981,688元まで約3.68倍に上昇し、街村には1937年の34,359,730元から115,086,278元まで約3.35倍に上昇した。1932年から1942年までの物価は約3倍弱増加と比べると、省地方財政は急激に拡大し、比較見れば街村費の徴収権限が割合に小さく増加した。(3)地方歳入の税収入と税外収入の比率は、ほとんど55:45の上下で浮動した。しかし、具体的に各地方を見ると、省の税収入は63.3%から83.1%に増加し、県の税収入は57.8%から42.1%まで減り、税外収入は42.2%から57.9%に増加し、街村の税収入は88.5%から72.0%に減り、税外収入は11.5%から28.0%まで増加した。

表3-9 満洲国歳入経費膨張と小売物価騰貴

指数	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年	1940年	1941年	1942年
歳入合計	27	34	41	29	57	100	138	176	243	334	404
省						100	307	414	557	1027	1074
市県旗	43	54	65	45	90	100	129	149	219	288	368
街村						100	120	182	224	279	335
物価	93	91	84	94	97	100	112	145	207	226	253

注. 満洲国編纂刊行会編:『満洲国史・各論』1974年 431頁と山本有造:『「満洲国」経済史研究』名古屋大学出版会 2003年 64頁と前表の計算より作成

表3-10 満洲国中央と地方の一般会計歳入歳出累年比較表

単位:千元

	国・中央							地方								
	税収入				税外収入	小計	省			県			街村			
	内国税	関税	その他	計			税収入	税外収入	小計	税収入	税外収入	小計	税収入	税外収入	小計	
実数	1932年	25,358	52,355	18,820	96,533	56,390	152,923				18,187	13,254	31,441			
	1933年	37,915	75,619	20,543	134,077	60,497	194,574				21,255	18,234	39,489			
	1934年	46,699	86,999	22,030	155,728	59,171	214,899				23,947	23,626	47,573			
	1935年	25,294	43,384	8,755	77,433	55,335	132,768				13,258	20,279	33,537			
	1936年	62,703	93,535	27,389	183,627	79,983	263,610				35,751	30,585	66,336			
	1937年	72,584	108,069	0	180,653	132,102	312,755	4,775	2,764	7,539	31,106	41,987	73,093	30,402	3,957	34,359
	1938年	83,437	138,501	0	221,938	174,072	396,010	12,128	10,995	23,123	35,003	59,349	94,352	32,484	8,638	41,122
	1939年	127,693	193,035	0	320,728	283,174	603,902	16,672	14,503	31,175	44,832	64,281	109,113	46,872	15,489	62,361
	1940年	203,213	174,570	0	377,783	380,576	758,359	25,421	16,575	41,996	58,904	101,192	160,096	58,548	18,550	77,098
	1941年	211,740	165,368	0	377,108	368,467	745,575	60,069	17,337	77,406	77,238	133,357	210,595	69,394	26,574	95,968
1942年	384,666	120,000	0	504,666	318,734	823,400	67,264	13,689	80,953	113,150	155,832	268,982	82,883	32,204	115,087	
百分比	1932年				63.13	36.87	100.00				57.84	42.16	100.00			
	1933年				68.91	31.09	100.00				53.83	46.17	100.00			
	1934年				72.47	27.53	100.00				50.34	49.66	100.00			
	1935年				58.32	41.68	100.00				39.53	60.47	100.00			
	1936年				69.66	30.34	100.00				53.89	46.11	100.00			
	1937年				57.76	42.24	100.00	63.34	36.66	100.00	42.56	57.44	100.00	88.48	11.52	100.00
	1938年				56.04	43.96	100.00	52.45	47.55	100.00	37.10	62.90	100.00	78.99	21.01	100.00
	1939年				53.11	46.89	100.00	53.48	46.52	100.00	41.09	58.91	100.00	75.16	24.84	100.00
	1940年				49.82	50.18	100.00	60.53	39.47	100.00	36.79	63.21	100.00	75.94	24.06	100.00
	1941年				50.58	49.42	100.00	77.60	22.40	100.00	36.68	63.32	100.00	72.31	27.69	100.00
1942年				61.29	38.71	100.00	83.09	16.91	100.00	42.07	57.93	100.00	72.02	27.98	100.00	

注①. 満洲帝国国務院総務庁地方処:『地方財政概要』(康德3年度、康德5年度、康德7年度、康德9年度)、満洲国史編纂刊行会編:『満洲国史・各論』(満蒙同胞援護会 1970年) 447-450頁 より作成

注②: 国のデータは決算であり、地方のデータには、1932-1936年のは決算、1937-1942年のは予算である。

注③. 1935年は半年度額とする

つぎに、表 3-7 の省財政、表 3-3 の県財政と表 3-5 の街村財政の推移によって、具体的各費用項目を検討したい。

(1) 公署費

省の公署費は建国以来国家財政負担するため、支出していなかった。県旗市公署費は 1932 年—1942 年に 4 倍に増大し、全体歳出の比率には 29.1%から 13.5%まで減少した。街村の公所費は 1937 年—1942 年に 5 倍に増大し、全体の歳出には 29.3%から 43.5%まで上昇した。

(2) 警察費・自衛費

省の警察費は 1937 年—1942 年に 3 倍に増大したが、割合は 28.1%から 19.9%に減少した。県の警察費にも同じ状況で、10 年間に金額は 4 倍増大し、割合は 36.3%から 16.5%に減少した。街村の自衛団費には金額と割合両方とも減少という状況になっている。省と県旗市の場合から見れば、満洲国の地方の治安維持するために、長年に高額の警察費を維持していた。ただし、後期の建設と近代的な国家の造成を果すことによって、治安回復と抗日武装の衰退によって警察費の割合が減少した。

(3) 教育費

従来の満洲国教育に関する研究は「奴化」教育・学制改革・教育などに注目している。地方教育費の支出から見れば、省の教育費支出の絶対金額が増加していない、割合は 10.3%から 3.5%まで減少した。県の教育費は 10 年間に金額は約 9 倍に増加し、割合も 13%前後維持していた。街村の教育は金額は 2 倍ほど増加したが、割合が 22.4%から 16.4%まで減少し続けた。

(4) 産業費・勸業費

省財政の産業費の金額は約 8 倍に拡大で、割合が 5.47%から 10.28%に増加した。県旗市の勸業費は著しく 45 倍に拡大し、割合は 0.86%から 4.60%まで増加した。街村の勸業費は 3 倍ほど増加したが、割合はほとんど変わらない。この地方経済を振興する費用は、省・県旗市・街村の発展と緊密関わっている、県旗市は割合に大量の資金投入があるため、満洲国の地方建設は市県旗を中心という事実がわかる。

(5) 補助費

省の歳出にある市県補助費には、1937 年-1942 年に 8 倍以上増加し、割合では 18.79%から 30.75%まで上昇した。それに比べると、県旗市から各街村への補助費はたいしたことのない金額ではあるが、0.43%から 0.28%まで減少した。1937 年以降再建された省財政は、総額の約三分の一が各県に補助され、ここから見れば、満洲国の地方財政は県を中心とすることを表明できる。

以上の歳出実態に沿って、満洲国の省の歳入は税収入に頼っている傾向が強くなり、県

と街村の税外収入の比率が高くなり、特に、県の税外収入は税収入に逆転した。県旗市は割合に大量の資金投入があるため、満洲国の地方建設は市県旗を中心としていた事実がわかる。公署費と警察費に多く支出していることから、満洲国は県を中心として行政機構の権力を維持しようとしたという意図があったことを推測できる。一方、教育への投入については、県を中心として教育を促進したと考えられる。

小 括

満洲国は満洲全域への支配を実現するために、従来の軍閥政権の国税と地方税の枠組を改革した。地方の財政には、一般会計と特別会計を設置し、一般会計を税収入と税外収入に分け、税収入も各税目に区分した。この一連の地方税制の改革により、満洲国の歳入は従来の土地税と農産物税中心から脱出し、税外収入の比重が著しく増大した。つまり、満洲国の一般民衆への直接課税の比重が減少し、間接負担の収入が増加したといえる。ただし、直接の租税負担はやはり満洲国財政の重要な財源であった。

建国期には地方の軍閥権の影響を防ぐために、省税を全体的に中央に集中し、国税と県旗市税の二本立てにした。しかしその実態をみると、満洲地方の全域が関東軍の武力支配下に置かれていなかったため、内国税徴収が不完全の状態であった。まだ地方の在来軍閥権力も日本支配に対して抵抗的な措置をとった。更に各県旗市の税制は、従来のままであった。そのため、満洲国は地方財政支配を強化すべく、草創期の財政支配の不備を是正すべく、地方行政改革を実施することになるのである。

満洲国安定期の支配は、1934年の新省制に沿って行われた。新省制の実施により、省区画を細分化し、省長権限を縮小した。更に、従来の省行政に掌握されていた直接税の権限を国から県におろすなどの方針が打ち出された。県の財政の充実のためであった。満洲国では、中央と県旗市という二重支配構造が形成された。その上で、地方税法を公布し、県旗市の徴税に独立税主義と附加税主義を併用して、中央に統一した。しかし省は財政権を持たないため、行政力は弱体化した。各省行政の機能と運営は、末端機関である県行政と中央行政の単なる中継ぎにすぎなくなった。県は、行政の拡大とともに財源が制限されるという矛盾も出てきた。更に、満洲国は県旗市まで影響力を行使するのではなくて、もっと末端の行政機関（保甲、後は街村）への浸透を果たした。そのため省財政の創出、県財政の充実、街村制の施行などに着手することになる。

1936-1937年の地方制に関する法令によって地方行政改革を実施した。1936年の「省地方費法」により、省に附加税主義と国庫補助による省地方財源を創出した。省財政から県旗市へ多額の補助を行ったので、ある程度県財政は充実した。街村制の実施により、街村

の徴費権も中央に統轄された。しかし、この地方財政支配構造は、深層の矛盾や問題が解決していなかった。省財政は国庫補助に依拠しすぎており、自主性と弾力性が欠けていた。市財政は飛躍的に発展したのに対し、県旗が代表する農村財政は立ち遅れていた。街村の徴税では、富者に軽く貧者に重い租税となる傾向があったため、中貧農層農家の不満が惹起された。

1930年代の満洲国地方財政の改革について、以下のような幾つかの点が指摘できる。

1. 民国時代に比べると、満洲国の地方財政は法理上・事実上近代的中央集権国家の支配下に置かれた。
2. 本来中国の地方に最も権力を握っていた省地方行政は空洞化した。1937年以降、一部省財政の機能を再建したが、半分ぐらいの歳入は国庫補助に頼り、三分の一ぐらいの歳出は県に補助したため、省財政は自主的な地方財政運営ができなかった。
3. これまでの研究成果のなかで、安富歩氏は満洲地方は民国時代から県を中心として発展してきたと分析した⁵¹。しかし、県が事実上満洲地方の行政と経済の中心地として発展したこと、特に県地方財政権・税収と産業発展の中心となったのは満洲国時代に入ってからのことである。
4. 街村は、形式的に中央集権支配下に置かれた。しかし、事実上、街村費徴収の矛盾（不公平・税率不統一など）が解決していなかった。県の街村への徴税権はあったが、街村から更に末端の屯・部落村への浸透は不完全であった。
5. 満洲の省・県旗市・街村の地方財政は、基本的に生産部門への支出が非常に不足しており、特に市県旗と街村レベルには僅かな勸業費を支出していたのみである。県以下はほとんど農業が財政を支えていたのに対し、農業部門への財政支出の不足は明らかであった。農業生産の拡大は不可能であった。

満洲国政府公報 康德3年12月26日

敕令第二百号

省地方費法

第一条 省（興安省ヲ除ク）ニ省地方費ヲ設ケ省長ヲシテ之ヲ管理セシム

第二条 省地方費ノ収入ハ左ノ通トス

- 一 法人營業稅附加稅
- 二 出產糧石稅附加稅
- 三 木稅附加稅
- 四 鉞區稅附加稅
- 五 鉞產稅附加稅
- 六 禁煙特稅附加稅
- 七 前各号ニ関スル延滯金及過料
- 八 國庫補給金
- 九 省地方費支弁ノ事務又ハ事業ニ伴フ收入

第三条 省庁ハ必要アリト認ムルトキハ管内地方団体ヲシテ省地方費ニ納付金ヲ繰入レシムルコトヲ得

第四条 省長ハ省地方費支払ノ營造物及財産ノ使用ニ付テハ使用料、特ニ一箇人ノ為ニスル事務ニ付テハ手数料ヲ徴収スルコトヲ得

第五条 省長ハ省地方費支弁ノ事業ニ付特ニ必要アリト認ムルトキハ夫役現品ヲ賦課徴収スルコトヲ得

第六条 前二条ノ徴収金ノ賦課徴収ニ関シテハ國稅ノ賦課徴収ノ例ニ依ル

第七条 第四条及第五条ノ徴収金ハ國ノ徴収金ニ次デ優先シ其ノ追徴還付及時効又ハ省地方費ノ支払金ニ関スル時効ニ付テハ國ノ徴収金又ハ國ノ支払金ノ例ニ依ル

第八条 省長ハ省地方費ノ予算内ノ支出ヲ為ス為一時ノ借入金ヲ為スコトヲ得

第九条 省地方費ヲ以テ支弁スベキ費目ハ左ノ通トス

- 一 警察、教育、土木、勸業、衛生、社会及分化ニ関スル經費
- 二 県旗市財政調整補助ニ関スル經費

第十条 省地方費ハ民政部大臣之ヲ監督ス

民政部大臣ハ省地方費ノ監督上必要ナル命令又ハ処分ヲ為スコトヲ得

第十一条 本法ニ定ムルモノヲ除ク外省地方費ニ関シ必要なる事項ハ民政部大臣之ヲ定ム

本法ハ康德四年一月一日ヨリ施行ス

朕組織法第四十一条ニ依リ參議府ノ諮詢ヲ經テ地方稅法中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公

布セシム

康德三年十二月二十六日

國務総理大臣 張景恵

民政部大臣 呂榮寰

蒙政部大臣 斎黙特色木丕勒

財政部大臣 孫其昌

- ¹ 孔経緯：『新編中国東北地区経済史』吉林教育出版社 1997年
- ² 満洲国史編纂刊行会編：『満洲国史（各論）』満蒙同胞援護会 1970年
- ³ 同前 433頁
- ⁴ 黒龍江省財政庁史志辦公室：『黒龍江省財政資料長編』第一冊 1988年 8頁
- ⁵ 「財政上より観たる中央政府及奉天当局と黒龍江省との関係」（満鉄庶務部調査課：「調査時報」第9巻第10号 1929年 106頁）
- ⁶ 前掲『黒龍江省財政資料長編』第一冊 第136-153頁
- ⁷ 同前 100頁
- ⁸ 同前 104頁
- ⁹ 浜口裕子：『満洲国』の中国官吏と関東軍による中央集権化政策の展開（『アジア経済』第34巻3号 1993年3月）
- ¹⁰ 満洲国通信社編：『満洲国現勢・大同二年版』クレス出版 4頁
- ¹¹ 同前 4頁
- ¹² 満洲国史編纂刊行会編：『満洲国史（総論）』満蒙同胞援護会 1970年 304-308頁参照
- ¹³ 注：財政庁下に硝磺総局・漁業商船保護局・各県公署（田賦、契税）・各県税捐徴収局（県費）を統轄する。
満洲国編纂刊行会編：『満洲国史・各論』1974年 455頁
- ¹⁴ 解学詩：『偽満洲国新編』人民出版社 1995年 224頁参照
- ¹⁵ 『現代史資料 11・続満州事変』みすず書房 1965年 712頁
- ¹⁶ 同前 730-731頁
- ¹⁷ 木公冠者：「満洲匪賊の注意点」（『満洲評論』第2巻3号 1932年1月 3頁）
- ¹⁸ 満洲国編纂刊行会編：『満洲国史・総論』1974年 282頁
- ¹⁹ 前掲『満洲国現勢・康徳二年版』クレス出版 191頁
- ²⁰ 「満洲評論」第9巻12号 8頁 1935年9月
- ²¹ 『新制度下の満州国十省』（「満州日報」1934.10.9-1934.11.26）
- ²² 浜口裕子：『満洲国』の中国官吏と関東軍による中央集権化政策の展開（『アジア経済』第34巻3号 1993年3月 64頁）
- ²³ 注：(1)出産糧石税・捲菸税・木税などの改正統一、(2)消費税物件製造免許制度の確立、(3)営業税制度の改正統一、(4)貨物税・漁税・石税及び落地税を廃止、(5)酒税制度の改正統一、(6)鉱業税の改正統一
満洲国通信社編：『満洲国現勢・康徳五年版』クレス出版 108頁
- ²⁴ 『税率の低減統一木税法を制定』（「満州日報」1934.8.29）
- ²⁵ 民政部令第11号・財政部令第44号『地方税法施行規則』康徳二年（1935年）8月24日
- ²⁶ 「満洲評論」第9巻12号 8頁 1935年9月
- ²⁷ 比額制度：張権力は軍事力を維持するために、税収確保する必要がある。満州地各県に対して一定額の税収額を命じ、県税収機関はその金額以上の税収を達成する場合であれば、一定の奨励などがもらえる。逆に、徴収できない場合であれば、懲罰措置も取る。この制度は各地の行政に対しては、税収の確保と強化に対して大きな役割を立てた。
- ²⁸ 前掲『満洲国現勢・康徳五年版』クレス出版 111頁
- ²⁹ 同前
- ³⁰ 満洲国通信社編：『満洲国現勢・康徳六年版』クレス出版 315頁
- ³¹ 満史会編『満洲開發四十年史』（上巻）1964年 790頁
- ³² 治安部警務司『満洲国警察史（上巻）』1942年 315頁
- ³³ 注：保甲制とは古来支那に於ける地方自治の団体であつて、各府・県・州等の管下たる城・市・郷・村内に於て、一定の戸数に依り保・甲・牌と稱する隣保友愛を以て相倚る団体を編成し、其の団体内に於ける康寧を保持し、不測緊急の危害を防止することを主たる任務と為す制度である。
治安部警務司『満洲国警察史（上巻）』1942年 351頁
- ³⁴ 内務局管理処：『地方税関係法令類纂』1938年5月 534頁
- ³⁵ 拙著『満洲国』初期の農村租税公課に関する考察——北満地方を中心に（新潟大学大学院現代社会文化研究科『現代社会文化研究科』第48号 2010年7月）
『満洲国』期の農村経済関係と農民生活——吉林省永吉県南荒地村を中心に（新潟大学現代

社会文化研究科環日本海研究室『環日本海研究年報』第17号 2010年3月)

³⁶ 民政部警務司『保甲制度論』1936年 53頁

³⁷ 前掲『満洲国現勢・康徳六年版』クレス出版 315頁

³⁸ 同前 108頁

³⁹ 「省地方費法」(『満洲国政府公報』 1936年12月26日)

⁴⁰ 満洲国通信社編：『満洲国現勢・康徳四年版』クレス出版 161頁

⁴¹ 「省地方費法」(『満洲国政府公報』 1936年12月26日)

⁴² 前掲『満洲国現勢・康徳六年版』 55頁

⁴³ 敕令第412号「街制」(康徳四年12月1日)・敕令第415号「村制」(康徳四年12月1日)

前掲『地方税関係法令類纂』1938年5月1日 513-531頁

⁴⁴ 前掲『満洲国現勢・康徳六年版』クレス出版 45頁

⁴⁵ 同前

⁴⁶ 関口猛夫：「街村財政の現状とその諸問題」(『満洲評論』第16巻8号 1939年2月 10頁) 参照

⁴⁷ 同前 11頁

⁴⁸ 同前 11-13頁参照

⁴⁹ 大槻雪夫：「綏化県農事合作社の農村組織工作について(上)」(『満洲評論』第15巻4号 1940年9月 22頁)

⁵⁰ 前掲『満洲国現勢・康徳六年版』 315頁

⁵¹ 安富歩・深尾葉子：『「満洲」の成立——森林の消尽と近代空間の形成』(名古屋大学出版会 2009年) 165-200頁参照

第四章 日中全面戦争期の「満洲国」農村経済と統治状況 —1939年の双城堡四つの屯における聴取調査を中心に—

課 題

本章は、主として満鉄調査部が1939年8月に行った「双城堡ニ於ケル農民カラ聴取調査覚書」を手がかりとして、満洲国が日中全面戦争に入ってから農村の経済状況と統治状況を究明することを課題とする。

満鉄は満洲経営を中核として、その経営を維持するための基礎調査が必要と考えて、調査部は満洲に関するいろいろな調査を行った。1937年、日中戦争が全面的に広がって、関内に日本軍が進出していくとともに、調査部も関内に進出させた。それ以降、中国の関内に関する調査成果が多くなってきた。元々中核とする満洲経営に関する調査は少なくなった。日中全面戦争の勃発によって統制経済期に入った満洲国の農村に関する調査資料は割合に少なくなった。本章で使用する「双城堡ニ於ケル農民カラ聴取調査覚書」は現在吉林省満鉄資料館に所蔵している。この資料は満鉄調査部の調査を行った後、まとめていない状態で残った第一次資料であり、資料の内容は調査員が農民から聞いた情報の生記録である。そして、資料は本来書名がなく、吉林省社会科学院満鉄資料館の編集により「双城堡ニ於ケル農民カラ聴取調査覚書」を付けた。当時満洲農村の実態を反映できる貴重な資料と考えられる。

これまでの日中全面戦争下の満洲国統制経済期における農村に関する研究を検討しよう。日本帝国主義による満洲の支配は経済と政治両面があり、ようするに物的・人的支配の成否にかかわっている。今までの研究はほとんどこの両面をめぐって、満洲国の上層組織から農村に対する支配を実現したのかについて、を検討した。満洲農村に関する研究成果はまず風間秀人の成果をあげられる。風間秀人は満洲国の農村行政支配から協和会の民主運動と農村行政制度について、三つの時期（保甲制下、街村制下、国民隣保制下）を分けて検討した。¹そして、農村経済支配については満洲国の糧棧の存在実態を日本帝国主義が満洲で実施した農産物収奪政策と関連して、その実像を検討した。²しかし、このように協和会と糧棧（組合）を通じて満洲国農村に対する検討は、上層組織から農村社会へ支配に関するものにとどまっていると言えよう。

一方、塚瀬進は、1940年代における「満洲国」統治の社会への浸透を分析することにより、満洲国行政面の支配は県城まで浸透したことを明らかにした³。政治統制政策をめぐって、日本帝国主義は満洲国の各領域を統制権力の下に置こうとしたが、非日本人を動員す

ることには必ずしも成功していなかったと指摘していた。このような角度からの検討は満洲農村社会の統治状況が全く触れていない。安富歩は、統制経済期の農業金融問題に対して、興農合作社と大興公司の資金調達面から見れば、農村への金融浸透がある程度進んでいた。少なくとも満洲中央銀行の春耕資金が一時的に埋めた部分を確保することには成功したと検討した。⁴興農合作社と大興公司の面からの研究は会社の財務データから見た満洲農村金融支配であり、実際の効果は満洲農家の実感から検討しなければならないと考える。

中国方面の解学詩の『偽満州国新編』⁵では、「盧溝橋事件」の勃発と全面戦争期に入ってから、農業に対する要求は一般農村物の増産と出荷の促進に変わったと説明した。そして、統制経済期の満洲農村統治については、主に興農合作社・日本農業移民などを中心に分析した。

本章では、以上の研究状況を踏まえつつ、研究角度を一転して満洲農民の面から満洲国支配状況を究明したい。「双城県ニ於ケル農民カラ聴取調査覚書」を利用して、以下の課題を設定する。第一は日中全面戦争展開期の農民負担を検討することである。ここでは、本論第一章の『「満洲国」初期の農村租税公課に関する考察』の論述を引き続いて、統制経済期の満洲農民負担について検討する。第二は、満洲農民は満洲国の「行政—協和会—合作社」三位一体の支配構造をどこまで受け入れたのかを検討することである。

ここでは、まず資料の「双城県ニ於ケル農民カラ聴取調査覚書」を分析しよう。この資料は、1939年双城県の四つの屯で行った調査に関する聞き取りである。調査屯名と調査時間と調査参加者は表4-1の通りである。調査参加者の名前から見ると、金と王という中国人がこの調査に参加した。さらに、当時の屯名と現在の地名に比べると、興礼村沈家窩堡が確認できて、この沈家窩堡は現在黒竜江省双城市西に5キロメートルにある。時間的に看ると、19日・20日・23日・24日に行ったため、当時の交通手段を考えると、他の三つの屯は双城県の近くにあると推測できる。つまり、この調査の対象はある程度、北満鉄道にある県城附近の農村を代表する地域である。一方、調査の内容を見ると、興礼村正紅五屯に関する調査の一部は農家所有の農具に注目している。その他の調査は①大豆耕作面積・②甜菜と亜麻と小麦の耕作・③農事合作社・④金融合作社・⑤農産物販売先・⑥村屯長・公署・⑦協和会・⑧諸税負担・⑨賦役・⑩義倉・⑪自衛団・⑫青苗廟会費等12個問題をめぐって調査を行った。

表4-1 1939年の双城堡四つの屯における聴取調査の調査状況表

屯名	興礼村正紅五屯	興礼村区紅頭屯	尚勒村陳廂紅四	興礼村沈家窩堡
調査時間	1939年8月19日	1939年8月20日	1939年8月23日	1939年8月24日
調査参加者	山田・松田・櫛山・古田山・王・相良	相良・金・櫛山・古田山・王	佐藤・金・佐々木敦・芹澤五郎・横田・王	山本純愚・王木弘也・五島肇・佐藤・横田・佐々木敦・芹澤五郎・佐藤・金・横田・山本・三木

注. 満鉄調査部：「双城堡ニ於ケル農民カラ聴取調査覚書」1939年8月により作成

I 農家の経済状況と負担

ここでは、尚勒村陳廂紅四屯、興礼村沈家窩堡、興礼村正紅五屯の農家経営と負担について、検討したい。その具体的な内容は、前述した12個問題中の①大豆耕作面積・②甜菜と苧麻と小麦の耕作・③諸税負担・④賦役・⑤義倉・⑥自衛団・⑦青苗廟会費など7個問題を分析する。

まずは、尚勒村陳廂紅四屯の耕作状況に関する調査資料が割合に詳しいため、この屯の土地状況について説明する。尚勒村陳廂紅四屯では、在住農家に所有される土地は277晌があり、耕作している土地は415晌である。在住の農家の1番・3番・4番・9番・10番・16番・17番・18番・23番の九戸農家は農民所有土地の97%を占めている。一方、耕作状況では、3番・4番・5番・6番・10番・12番・17番・18番・22番・23番の10戸農家は392.5晌の土地を耕作し、耕作土地全体の95%を占めている。本屯の土地は所有状況は極めて大土地の形で在住地主と自作に所有され、土地耕作では自作と小作の大農地経営で展開している。

問題①・②の耕作状況については、尚勒村陳廂紅四屯、興礼村沈家窩堡、興礼村正紅五屯の調査資料に記載されている。尚勒村陳廂紅四屯のは一番詳しいである。この屯の大豆耕作では、1938年度の耕作面積は48晌であり、1939年調査年度では33.5晌まで減らした。甜菜を耕作している農家は6戸、その理由は主に統制会社「甜菜公司」の契約栽培、或いは「甜菜公司」は村公署を通じて農民に栽培命令を出したと推測している。小麦の栽培は統制価格がよいため、13戸の農家は小麦を植えている。興礼村沈家窩堡では、大豆耕作面積は1938年の57.5晌から43.5晌まで減らした。それに対して、小麦の栽培について、価格が良いため、14戸の農家は小麦を植えている。興礼村正紅五屯の資料は非常に不足なので、大豆を植えている1番・2番・4番・5番・9番農家中では、1番の農家は大豆栽培が増える以外、2番・4番は1938年と同じ、5番・9番農家の大豆栽培は約9.42晌を減少した。経済作物の苧麻と甜菜は統制会社と契約栽培していることが分かった。契約栽培は行政の命令によって行うために、農民の反感をもたらした。耕作面積から見ると、1939年の

時点では、双城堡下の農村では、大農的な自作・小作の耕作によって農業経営が展開されている。本来、満洲地方では最も重要な経済作物大豆の生産は統制経済期に入ってから相当に減産され、尚勒村陳廂紅四屯の場合では僅か8%ぐらいの土地では大豆を植えている。移出経済作物の大豆の鈍化に対して、内需的な経済作物の亜麻・甜菜・小麦は進んでいる。亜麻・甜菜は統制政策によって⁶、「亜麻公司」と「甜菜公司」と契約栽培によって、行政の力で推進する。そして、極めて重要な農産品の小麦では、統制によって価格が上昇したため、農民の栽培意欲は強くなって、栽培面積が拡大している。双城堡の農村では、以上の経済作物を作る以外には、農地は主に中国農民主食の高粱・包米・粟などを生産していると推測できる。

問題⑧・⑨・⑩の公租公課を分析しよう。本来北満地方の村費は農村に対しては最も重い負担であり、双城堡の場合では、1937年1晌の村費2.175元は1晌の大租0.615元の三倍余りに達した。⁷尚勒村陳廂紅四屯、興礼村沈家窩堡、興礼村正紅五屯の調査から見ると、1939年の村費負担約1.5元ぐらいであり、1937年より相当に減少した。一方、大租については、大多数の農民は村費が一番高いと答えたが、一部農民は大租が一番高いと答えた。要するに、大租も約1.5元ぐらいに達し、村費と同じぐらい負担になった。しかし、統制経済期に入ってから、満洲国の紙幣発行は1937年2.1億から1939年の4.2億まで増加によって、物価が急騰をもたらした。⁸相当の農民は租税負担が重くないと思っている。賦役は満洲農村一負担である。三つの屯の調査から見ると、賦役は農閑期或いは出荷直前に村から大通りまでの道路修繕を行うことである。ただし、如何に賦役を加担するのかを究明することが難しく、農家一戸では年間1-5日間ぐらい道路修繕を行う。そして、道路修繕する場合は、食事は自分で持って行く。もし、賦役は行われなければ、他の人を雇って行くことも可能である。義倉は不作の年を準備するために、土地に賦課することであり、本来中国農村の一重要な自治組織である。義倉は近くの正白五屯にあり、興礼村沈家窩堡では1晌土地に二升五合を納め、興礼村正紅五屯は七升を納めていることが分かった。この農村自治組織は農民に対する影響力については、尚勒村陳廂紅四屯の農民の88% (22戸) と興礼村沈家窩堡農家の72.7% (24戸) は「分からぬ・何もしてもらわぬ」と答えた。義倉から援助を貰った両屯農家は僅か15.5% (9戸) である。

問題⑪自衛団・⑫青苗廟会費を検討する。まずは自衛団について、「分からない」と答えた農家は両屯で12戸であり、殆どの農民は自衛団がわかると見られる。自衛団に参加できる条件は20代前後・財産ある・字が読める・大きな農家の男子である。興礼村沈家窩堡では19番の自作地主・21番38晌土地耕作の小作・22番の自作・26番の自小作と興礼村正紅五屯9番の自作など農家は自衛団員に出たことがある。これによって、満洲国の農村自衛団組織の構成は少なくとも自作や大きな土地経営している小作レベル以上の農家の男

子から構成することが分かる。そして、何十戸農家の屯では年間には僅か一戸か二戸ぐらいの農家は自衛団に出ている。それに対して、尚勒村陳廂紅四屯では自衛団員に出る農家はなかったが、自衛団よりもっと基層的な治安組織の壮丁団には3戸の農家は出ている。次は青苗廟会費については、興礼村沈家窩堡と尚勒村陳廂紅四屯同じで虫王廟という土地廟があるため、毎年6月6日に虫王祭を行う。⁹しかし、1939年度は地畝局の土地測量を行うために、屯は対応したため、忙しくて今年は虫王祭が行わなかったことが分った。農民の答えから見ると、青苗廟会費については、青苗費と廟会費がある。両方とも大金ではないため、農民は青廟費と認識している。廟会費は一戸年間一元、土地所有者はそれ以外に1晌0.008元を納める。青苗費は看青費にも言われ、屯で数人ほどの「看青」人を雇って、村の耕作人から集まった穀物で支出する。

II 農村の支配状況

今までの満洲農村支配の研究については、基本的に協和会・行政・合作社という三者の戦時体制と動員をめぐって展開するものである。このような農村支配を塚瀬進氏は「三位一体」という言葉で定義した。¹⁰中国側の研究では、解学詩はこの言葉を使っていないが、満洲農村統制の研究を見ると、分析の基軸はほとんど同じである。これらの研究は協和会・行政・合作社は満洲農村に対する統治構造面から分析した。しかし、三者は満洲農村に対する浸透効果はどうなるか、農民はこのような統治構造を受け入れたかなどを検討していなかった。ここではこのような農村統治構造について、尚勒村陳廂紅四屯、興礼村沈家窩堡、興礼村正紅五屯、興礼村区紅頭屯の調査資料を利用して、満洲国の農村支配を検討したい。その具体的内容は前述した12個問題中の③農事合作社・④金融合作社・⑤農産物販売先・⑥村屯長・公署・⑦協和会など5個問題（表4-2）について検討したい。

表 4-2 双白県下四つの屯の聞取調査統計表

		尚勒村陳廂紅四屯		興礼村沈家窩堡		興礼村正紅五屯		興礼村区紅頭屯			
		戸数	百分率	戸数	百分率	戸数	百分率	戸数	百分率		
農事合作社	多少分かる	7	28%	9	27%	3	30%	良い	8	25%	
	知らぬ	18	72%	22	67%	3	30%	知らぬ	15	47%	
	其他	—	—	2	6%	4	40%	其他	9	28%	
販売先の 交易市场 について	なぜ交易市場に 売るか	他の売る所ない	10	40%	17	52%	3	30%	交易市场へ 売却物が ない	17	53%
		高く売れる	2	8%	3	9%	—	—		11	34%
		公正	3	12%	1	3%	3	30%	其他	4	13%
		其他	10	40%	12	36%	4	40%			
	昔と比べてど うと思うか	良い	8	32%	16	49%	—	—			
		損する・微妙	6	24%	5	15%	1	10%			
		知らぬ	5	20%	3	9%	—	—			
		其他	6	24%	9	27%	9	90%			
	誰が交易市場 を経営してい るか	国家経営	4	16%	13	40%	—	—			
		知らぬ	15	60%	12	36%	—	—			
		農事合作社	2	8%	1	3%	2	20%			
		其他	4	16%	7	21%	8	80%			
	どちらが 便利	交易市场	4	16%	5	15%	1	10%			
糧棧		6	24%	2	6%	3	30%				
同じ		1	4%	1	3%	—	—				
其他		14	56%	25	76%	6	60%				
金融合作社	借金状況	借金した	14	56%	10	30%	4	40%			
		借金していない	10	40%	21	64%	3	30%			
		其他	1	4%	2	6%	3	30%			
	金融合作社の 認識	金貸す処	17	68%	16	49%	5	50%	良い	14	43%
		其他	1	4%	2	6%	3	30%	其他	6	19%
村公所は昔と比 べる	良い	12	48%	19	58%	2	20%				
	知らぬ	5	20%	5	15%	2	20%				
	同じ	—	—	2	6%	—	—				
	其他	8	32%	7	21%	6	60%				
協和会に就いて	知らぬ	23	92%	27	82%	1	10%	知らぬ	21	66%	
	多少分かる	2	8%	4	12%	1	10%	良い	7	22%	
	其他	—	—	2	6%	8	80%	其他	4	12%	

まずは農事合作社を検討しよう。農事合作社は1937年6月、設立してから、1939年末まで全国に153社を作った。¹¹比較的によく農村へ浸透した省は、奉天省23社、吉林省23社、濱江省16社、龍江省14社、北安省14社、三江省10社、安東省6社、熱河省6社などがある。農事合作社は基本的に戦時体制とともに満洲農業の統制を強化するために生まれた組織であると言える。以下は1937年「農事合作社設立要綱」の要領をみよう。

- 一、政府統制ノ下ニ自治的責任連帯ノ建前ニ於テ私経済活動ヲ営ムヲ本旨トスルコト
- 二、農事合作社ノ区域ト地方行政区域トハナルベク一致セシメ地方行政機構ナル連繫ヲ保持セシムル組織ト為スコト
- 三、農事合作社ニ達スル基本的方針ハ國務院ニ設ケラルベキ経済委員会ヲシテ審議セ

シムルコト

八、農事合作社ハ地方ノ実情ト民度ニ応ゼシムル為政府の基本方針ノ下ニ各省ヲシテ
之カ指導統制ニ任ゼシムルコト¹²

要するに、農事合作社は完全に政府の統制の下に置かれている農村統制組織と言えよう。双城堡の所在する濱江省では、1937年には既に11個の合作社を設立した。¹³二年間を渡った1939年時点には、農事合作社は満洲国統制政策に頼って、農村への浸透状況について四屯の調査資料を検討しよう。尚勒村陳廂紅四屯、興礼村沈家窩堡、興礼村正紅五屯では農事合作社について「多少分かる」農家は28%、27%、30%になる。興礼村区紅頭屯には「良い」と答えた農家もわずか25%である。その以外の農家は農事合作社に対して基本的に「知らない」と考えられる。更に農事合作社の農民に対する影響内容を見よう。本来、農事合作社設立事業では、農産物の検査・運搬・調製・加工・販売・農業倉庫券発行・共同経営・交易場の経営・生産物配給・資金融通がある。¹⁴双城堡農民の調査から見ると、尚勒村陳廂紅四屯で「多少分かる」と答えた農民は主に「市場経営・種子配給」の役割と答え、興礼村沈家窩堡ではほとんど「金貸す処」と認識し、興礼村正紅五屯、興礼村区紅頭屯では「市場経営」と認識していた。一方、販売先の交易市场については、三屯の農民は農事合作社の管理人の役割を知っている人は僅か8%・3%・20%となり、ほとんどの農民は交易市场の経営については「知らない」や「答えていなかった」にした。要するに、大部分の農民は農事合作社と全く連繋がないため、農事合作社は県城にある交易市场の管理に止まって、農民に対する農産物の統制を実現することも難しい言っただろうか。

次は販売先の交易市场に対する農民の認識の他に三つの調査をみてみたい。満洲国本来の糧穀貿易ルートは二つがある。一つは農民は糧穀を持って満洲各地の中心村・県城にある糧棧を代表する土着資本に売る。もう一つは糧棧を代表する土着資本は外柜（土着資本の職員）を満洲農村各地に派遣して、各地から直接糧穀を集まる。このような自由的な貿易状況は1936年—1937年間まで続いて、糧棧を代表する土着資本は極めて満洲農村の糧穀を支配していた。1935年11月29日に双城堡と同省の青岡県では、交易市场の設立と市場外での取引禁止を実施した。¹⁵青岡県の経験は1936年には「全国的普及を見た」。¹⁶双城堡は1936年12月に公設糧穀市場ができた。¹⁷そして、農事合作社運動も北満の各地において異常な勢いを見せるまで至った。¹⁸では、このような統制体制の下に、双城堡の農民は如何に農事合作社を管理する交易市场を認識するのか？「なぜ交易市场に売るか」について、市場以外には「売るところがない」と答えた尚勒村陳廂紅四屯、興礼村沈家窩堡、興礼村正紅五屯農家は40%・52%・30%となる。そして、「昔と比べると同と思うか」について、三屯農家は「良い」と思っている農民は32%・49%・0%となっている。交易市

場と糧棧の便利さについては、糧棧が便利だと答えた農家は 24%・6%・30%であり、交易市場が便利だと答えた農家は 16%・15%・10%しかない。1939 年の統制初期では、糧穀の統制を実現するために、糧穀蒐集の値段などを値上がったが、結局三屯の農民は昔に比べると「損する・微妙」と答えた農家は 24%・15%・10%となる。つまり、「公正・高く売れる」など経済的な原因で交易市場へ売るとは少ないため、交易市場は統制政策によって糧穀販売を支配する。

更に、四屯の農民の答えを検討すると、尚勒村陳廂紅四屯の 12 番は 30 晌土地を耕作し、売ることがないと答えた。16 番の地主は 27 晌土地を持っているが、販売内容に対して一切答えなかった。興礼村沈家窩堡では、11 番は市場へ持っていかない、12 番・21 番・26 番は糧棧が屯にこないため交易市場へ売る、30 番は 20 晌を耕作するが売らないと答えた。興礼村正紅五屯では、1 番は屯内に僅か売る、5 番は地主に渡す、直接市場へ行かないと答えた。興礼村区紅頭屯の 5 番は屯内に売却した。以上の農家の答えから見ると、これらの農家は農事合作社と交易市場の統制圏外に遊離している。統制の昇格によって、満洲国に統制されていない土着資本は満洲農村各地に進出することによって、以上の農家や地主を通じて、満洲国の統制政策と対抗して闇の横行になる。当然に、交易市場の値段が「良い」と答えた農家は統制経済後期の公定価格と闇価格の差が非常拡大したため、1939 年時点は交易市場に売るとを交易市場の支配から脱出する可能性も高いと考えられる。

第三には金融合作社について検討したい。満洲事変によって官銀号が閉鎖され、満洲中銀設立後に官銀号附帯業務たる官商糧棧の活動が停止させられたことにより、旧来満洲地方の農村金融システムが崩壊した。1934 年満洲国実業部臨時産業調査局の「農村実態調査報告」により、農家の借入先は、農家の相互金融が 55.65%、営利的金貸業者（當舖）が 12.70.3%、商人（糧棧・油房・雑貨舗など）が 18.70%、金融合作社 0.11%、農業貸款 2.67%、義倉 0.03%、救済貸付 0.06%など¹⁹なって、農村負債における金融機関の役割は非常に軽いと見られる。満洲農村金融崩壊を再建するために、1934 年から、金融合作社を全国的に展開し、1938 年まで 110 社、社員 50 万超え、加入農家は全農家の 9.14%に達した。²⁰1937 年から、金融合作社は特別保証貸付を開始によって、担保力がない零細農にも一人当たり 50 元までの低利融資を行う。では、このような満洲国農村金融合作社の政策推移によって、1939 年の双城堡農村を如何に影響を与えたかを見よう。表 1 によって、尚勒村陳廂紅四屯、興礼村沈家窩堡、興礼村正紅五屯の農家は金融合作社から借金した農家は各屯農家の 56%・30%・40%になる。「借金していない」と答えた農家と「その他」と記載する農家は基本的に借金していないと推測できる。三屯の農家では金融合作社を利用できる農家は 1934 年の調査の状況と比べると、かなり違うと思う。そして、1938 年の金融合作社に加入農家割合にも高いと見られる。一方、金融合作に対する認識では、「金貸す

処」と認識する農家が 68%・49%・50%に達した。興礼村区紅頭屯にも 43%の農家は金融合作社が「良い」と答えた。ここまでの調査結果だけ見れば、金融合作社は 1939 年の時点では建国初期と比べて差が明瞭である。金融合作社の満洲農村への浸透がある程度進んでいたと考えられる。しかし、具体的に借金額を見ると、借金した農家 28 戸中では、一般の零細農家はほとんど 50 元未満を借りている。僅かに、興礼村沈家窩堡の 8 番が 340 元・19 番が 180 元・21 番が 150 元・22 番が 240 元、興礼村正紅五屯の 1 番が 500 元などの多い金を借りている。つまり、この四戸農家は全農家の借金総額の大部分を占めている。金融合作社の満洲農村への浸透は農村の有産農家や富裕層農家に対する金融融資に止まっている。本当に融資が必要な中下層農家はなかなか融資できないため、大部分の農家は金融合作社が全く「知らぬ」状態に落ちている。

第四には村屯長・村公所に関する答えを検討したい。一部の学者は旧来満洲農村地方の村落自治は地方官治行政と全く遊離していると指摘する。²¹少なくとも、満洲農村の村落は相当の自治権が持っていると思う。1927 年には、王永江は奉天で区村制を行って、各県は数区に分け、各区をして若干村を管轄し、村には散在する小村を管理する。満洲建国後、このような区村制の形骸は残されている。しかし、1937 年 12 月の市街村自衛法の公布より、全国的に街村制を実施した。これによって、満洲農村基層行政は本来の県—区—村—小村から県—村—屯という区画に転換した。要するに、満洲国は県城から支配権力は農村への浸透を強化するために、県から自然村までの行政を刷新して、大村主義によって区と村の機能を合併によって、新しい村という農村行政が作り出した。1939 年の尚勒村陳廂紅四屯、興礼村沈家窩堡、興礼村正紅五屯では、新村制の村公所に対して、48%・58%・20%の農家は「良い」と認識した。尚勒村、興礼村は各自 10 個と 12 個の屯を管理により、旧来県署持っている機能の充実によって、農民は両村公所は昔より便利・良くなったと評価した。そして、屯長と村長に対して、一般の農家は村長がほとんど分からないようである。しかし、表の 21 番・22 番・23 番の答えにより、屯長の人選は屯内で選挙を行い、農民は「屯長は百姓だ」と認識している。屯長の人格に対しては、農民は殆ど「公正な人・学問の人・土地持っている人」などと答えた。満洲国一番基層の農村行政は選挙により、農民は農村行政に対して好感が高くなって、満洲国の行政面から農村への浸透は進んでいると考えられる。

第五には協和会について検討したい。今までの満洲国協和会に関する研究では、主に協和会の組織構造と運動内容について検討した。²²ここでは、満洲農民はいかなる協和会を認識するのかを検討したい。双城堡四屯の調査結果から見れば、結果は「分からない」とその他である農家は 92%・88%・90%・78%になった。逆に満洲国の協和会に対して多少分かる・或いは良いと認識している農家は非常に少なかった。例えば、「協和会の名前だけ

は知っている、成績は良い、何をしているか知らぬ」²³と答えた興礼村沈家窩堡 21 番ような農家は協和会の農村へ浸透する結果と認識してよいと考えられる。「満洲国史各論」中では満洲国の支配構造は行政と協和会と言う二位一体構造に認識していたが、実際の農村調査結果から見れば、満洲国の協和会は農村社会への影響や支配は非常に弱かった。

III 農村実態の考察

以上の分析によって、1939 年の満洲国双城堡下四つ屯の農家経済状況と農村統治状況が分かってきた。

1 経済状況の考察

まず、尚勒村陳廂紅四屯の耕地状況から見た農村地方の二つの階層である。屯内の土地所有と耕作状況は全部極端的に一部農家に集中されている。土地所有面では、村在住の 9 戸の自作と地主の 277 晌土地と不在地主の 138 晌土地で構成される。一方、耕作の面では、自小作階層の 10 戸農家は 373 晌を耕作している。本屯では、在村の地主と自作は相当の土地所有によって、土地の集中度が極めて高く、在村地主・自作と不在地主に共同支配されている。彼らは土地を耕作すると、大土地的に経営を行い、要するに屯内は自小作の大量的な土地経営が優位であり、これも土地の高度集中する条件であろう。農民の収入は土地耕作と緊密にかかわり、土地の耕作の自小作農家の経済は本屯では有利である。土地所有と耕作面見ると、単純に地主と農民の関係ではない。屯には二つの極端に分かれて、土地所有の地主・自作と土地経営の自作・小作は屯の上層に位置して、彼らは屯の土地の大半所有し、大部分の土地も耕作している。それに対して、それ以外の農家は僅かな零細土地を小作し、或いは雇農として生活を維持している。一方、作物の統制に対しては、双城堡下農村では外需的な大豆経済は弱化に対して、小麦の価格高騰で栽培面積が拡大した。そして、本来満洲ではあまり植えていなかった亜麻と甜菜など経済作物は戦時統制によって、農村で一部に強制的な契約栽培でやっていた。いわゆる経済統制期に入っても、満洲国の農民の作物栽培は強力的に支配は実現していない、農民の農業生産は交易市場の「価格」に応じて生産を行っている。

次は租税負担の面では、「国強村弱」「行政強民治弱」という趨勢は強い。統制経済期までの満洲地方では、村費が農家に対しては最も重い負担の原因であった。統制経済期の双城堡の農村から見れば、国税は相当に増税したが、村費はほぼ増税していなかったため、少なくとも満洲国の行政徴税の力は県まで増強したことが説明できる。それに対して、村の徴税権限と金額は弱化したといえよう。そして、村費一部の青苗廟会費・義倉では、本来は満洲農村の自治組織の費用に属するわけであるが、1939 年の調査によって、農民は青

苗廟会費に対する認識は基本的に「看青は屯でやる・廟会は村で行う」という形にした。農民は農村行政力に頼って徴収する費用に対する認識は高まって、一方、本来満洲地方にある自治的救助組織の義倉に対しては、ほとんど「知らなかった」として、義倉の影響力は非常に弱かったといえよう。

2 農村支配の考察

まずは農産物の支配について説明する。日中戦争期に入ってから、満洲国の物価は徐々に上昇し、戦時インフレーションは問題とされるようになった。満洲国は暴利禁止令を公布した一方、価格統制を徹底する農産物統制法に乗り出した。それによって、農家は地方行政官署の指定される交易市場以外で農産物取引を行うことが禁止され、農民と取引しうる者は営業許可書を受けた交易市場にある糧棧・糧棧組合に限定される。しかし、このような統制モードは行政的な統制に偏って、経済的な統制措置と配合しなければならない。1939年開始された大豆の公定価格は百斤7元とされたが、当時の大連現物相場は7.89～9.63元であった。²⁴公定価格の設定は経済原則に求めていなかった。双城堡の調査から見れば、1939年の交易市場の公定価格は割合に農民に受け入れたが、一部の農民は既に公定価格は「損する」と覚悟していた。そして、交易市場の設定は従来満洲の糧棧は農村奥地まで糧穀を取引する構造を変えた。農民は農産物を売るために、交易市場へ持たなければならない、非常に不便となった。結局、1940年以降の公定価格と民間価格の差が大幅に拡大して、農産物蒐荷統制は地方行政の命令と警察の監督に頼らなければならない。それに対して、満洲農民は農産物統制政策に対して、抵抗な態勢に取れた。1940年・1941年・1942年の農産物蒐荷が失敗した。

次は農村金融の支配について検討する。合作社融資の農家に占める比率は満洲国建国初年ではほとんど無視でもいい程度であったが、1939年の双城堡四屯調査では、農家が借金する際、金融合作社を利用する割合は高くなった。当然、農家の借金は全部金融合作社から借り入れるわけではなく、それでも建国当初との差は明瞭である。更に、1941年興農合作社による農家負債調査による借入先の占有率については、合作社は39.12%までアップし、農家相互金融・當舖・商人などからの借金は減少した。²⁵いわゆる、満洲国の金融合作社は農村への金融浸透は旧来満洲金融システムを排除して、徐々に満洲農村への支配はある程度成功と見てよいであろう。ただし、金融合作社の農村金融支配の影響力は相当に農村地主層・富裕層農家に限定し、満洲農村には最も融資が必要である中下層農家まで金融の支配が及ばなかった。

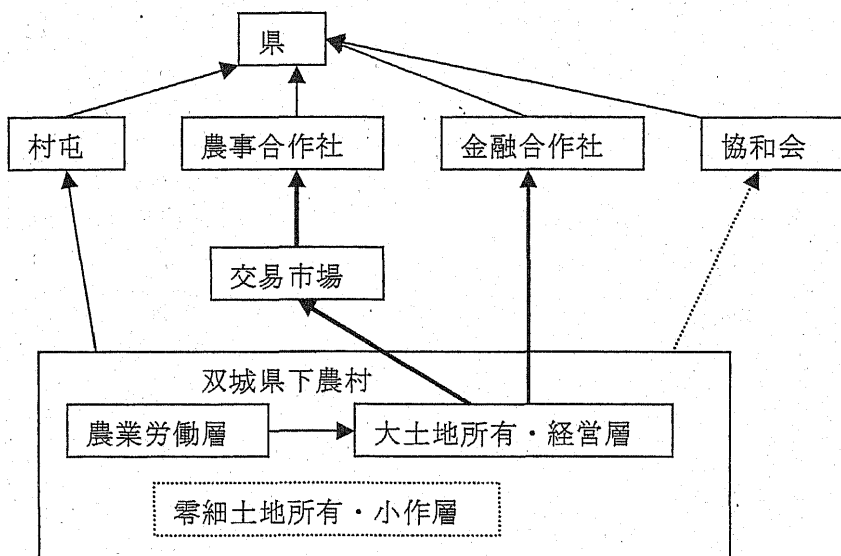
第三には農村行政支配について検討する。満洲国の行政は如何に満洲地方を支配するのか？どこまで支配したか？という問題については、塚瀬進氏は満洲国政府は屯の重要性を

認識し、屯を動かしている有力者へ働きかけることが政策実施上でのポイントだと気が付いた。²⁶このような農村行政の支配するために、保甲制から街村制へ展開した。1939年の双城堡下の調査から見れば、満洲国の農村行政は選挙によって、農村行政を担当する地方有力者は相当に農民に受け入れた。そして、村屯公所の機能が充実によって、公所に対する好感が高まっていた。少なくとも、統制経済初期には満洲国の農村行政支配は一旦村屯まで届いたと考えられる。ただし、村屯レベルの選挙の実行によって、農民は農村行政に好感が高まったが、戦争の昇級とともに満洲農村に求める物資も増えている。そうすると、満洲農村の選挙は村屯自治を促進する同時に、満洲国の利益は農村部の利益を損害すると、村屯は強烈な反発をもたらす。これは拙著の「満洲国統制政策下の農村闇市場問題」中で、言及した統制後期の満洲農村にある村屯長は積極的に統制反対の闇に介入する可能であろう。一方、満洲国行政とともに協和会の浸透については、協和会自身の報告した成績とは全く違っている。協和会は農村への影響はほとんど無視してもよいであろう。

小 括

以上の分析をまとめよう。日中前面戦争期では、双城堡下農村の在村農家は極めて両極化になって、主に土地所有や経営する農家と農業労働層農家に分けられている。満洲国は行政・農事合作社・金融合作社・協和会を通じて、満洲農村を全面的に統制したかった。このような統治体制は1938-1940頃に成立したと考えられる。その模様は以下の図の如く表現できる。

図 4-1 1939年時点の満洲国県以下農村支配構造図（→印は支配力の流れである。）



満洲国経済統制初期の農村統治特徴が以下通りにまとめられる。

まず第一に、満洲国は国税徴収が増えて、農村の村費の割合が削減し、国の支配力が強化するとともに、選挙によって農村にいる地方の有力者を起用した。満洲国は農村への支配が彼らの働きかけることを期待する。第二の特徴は農事合作社は農産物の統制するために、販売先の交易市場を全面的に統制した。この統制は農民が公的な交易市場へ持っていた穀物に対する統制に限定する。第三の特徴は金融合作社は着実な農村へ浸透が進んでいる。満洲国建国以来、満洲農村支配はある程度に成功といえるものは農民への金融浸透だろう。第四の特徴は協和会は満洲農村への浸透効果は全く無視できる状態である。これによって、現在残っている協和会が発表した「偉大」な業績に関する云々の資料は慎重に使用する必要がある。

にもかかわらず、日中全面戦争下の統制経済初期には、満洲国は農村を掌握する状況は非常に不完全であった。そして、一部の掌握も表面的なものに限定している。戦争拡大とともに、満洲農村に求める物資が増加し、公定価格と実際価格の差が拡大した。1940年から、行政の村屯長と農村有力者も闇に積極的に参加、交易市場に統制されていなかった「農民が売らない」農産物は闇に流入、さらに、土着資本も農民に資金提供を行う活動が顕現し、満洲国の農村行政運営・蒐荷政策・金融融通を動揺した。それによって、統制経済後期では満洲国は通化増発と生活配給品を投入して農村物を引き出し、このような政策は一時的に農産物を掌握できるが、全体的に農村の掌握ができないと考えられる。その結果は、農産物価格の暴騰と生活配給品も闇への流出をもたらした。これまで、満洲国農村は従来の農産物闇市場から農産物と生活配給品の闇市場（第五章）に転換した。

興礼村区紅頭屯ノ農民カラノ聴取調査表

昭和 14 年 8 月 20 日

番号	調査農民	農事合作社につ	金融合作社につ	糧穀販売地につ	協和会につ
1	温玉堂	—	—	交易市場	—
2	那文	知らず	低利、良い	交易市場	知らず
3	顧奎	—	—	—	—
4	顧徳財	価格公定がよい	良い	交易市場	知らず
5	郭満	知らず	便利	交易市場	要請はない良
6	郭山	—	—	—	—
7	張純書	交易市場を良い	良い	交易市場	知らず
8	郭鴻巨	便利	低利、簡単、便	交易市場	非常に良い
9	顧奎永	交易市場を良い	良い	交易市場	知らず
10	齊恩貴	交易市場を良い	知らず	交易市場	知らず
11	富迎山	良い	低利 良い	交易市場	多分良い
12	韓永昌	交易市場を良い	低利 良い	交易市場	知らず
13	富迎幅	交易市場を良い	良い	交易市場	多分良い
14	超徳?	—	—	—	—
15	劉振剛	知らず	良い	売却ものがない	知らず
16	顧奎武	知らず	知らず	売却ものがない	知らず
17	卜成喜	知らず	知らず	売却ものがない	知らず
18	趙士遠	知らず	知らず	交易市場	知らず
19	康志全	知らず	知らず	売却ものがない	知らず
20	張学仁	知らず	知らず	売却ものがない	知らず
21	周武金	知らず	知らず	売却ものがない	知らず
22	傅密堂	知らず	低利 良い	屯内に売却	知らず
23	関宝玉	知らず	知らず	売却ものがない	知らず
24	顔昭明	知らず	知らず	売却ものがない	知らず
25	韓永江	知らず	知らず	売却ものがない	知らず
26	荷顯臣	知らず	知らず	売却ものがない	知らず
27	荷云清	知らず	知らず	売却ものがない	知らず
28	温三	悪い	資金提供 良い	交易市場	良い
29	関軛	悪い	親切	交易市場	良い
30	趙文良	悪い	—	交易市場	影響がない
31	陳徳富	不便	—	交易市場	良い
32	汪福昌	親切 良い	親切 良い	交易市場	知らず

興礼村沈家窩堡 (不在農家9戸)

番号	調査農家	農家形態	耕作状況		大豆耕作	甜菜と亜麻と小麦	租税負担につき	賦役 道路修繕	義倉	自衛団		看青廟会	
			去年	今年						条件	本農家が出るか		
1	沈徳鳳	自作・副屯長	—	—	—	—	大租1.45元・村費1.50	一日間	判らぬ・一响に二升五合	若い人	出てない	5年期云々は、土地所有者はその以外に一响0.008元を納める	
2	沈徳江	日工	0	0	—	—	納めない	一日間	判らぬ・一响に二升五合	若い人	出てない		
3	沈徳龍	日工	0	0	—	—	納めない	一日間	判らぬ	若い人	出てない		
4	劉文	自小作	10	5	小麦去年4响、今年7响	—	2.9元・高いと思わぬ	二日間	判らぬ	字が読める・頑丈・忙しくない人	出てない	去年あった、今年なし	
5	于江	満鉄機関車給水夫	0	0	—	—	納めない	二日間	判らぬ	判らぬ	出てない	毎年ある1元を出した・今年がなかった	
6	趙慶	雇農	0	0	作付せず	—	納めない	一日間	納めない	判らぬ	出てない	納めない	
7	沈徳録	自小作	0	0	小麦の値段がいい	—	村費が高い	三日間	不作用意、何もして貰わぬ	一人出ても困らぬ農家	出てない	耕作面積により出す	
8	沈徳恩	自小作	作つ	0	小麦が儲かる	—	高い	二日間	判らぬ	土地ある・生活に困らぬ青年	出てない	今年がない	
9	孫富榮	小作	3	2	価格が良い・余計作る	—	高い	二日間	不作用意、何もして貰わぬ	知らぬ	出てない	去年一元だした・今年はない	
10	斐照寛	小作雇農	0	0	作付せず	—	なし	一日間	知らぬ	知らぬ	出てない	知らぬ	
11	郝善慶	雇農	0	0	なし	—	0.003元の穀草税	一日間	知らぬ	必要がない	出てない	去年一戸一元	
12	沈徳春	自小作	0	1	小麦2响・儲かる	—	村費が高い	一日間	知らぬ	自衛団がない	出てない	去年一戸一元	
13	王珍	小作・牌長	5	5	小麦4响・亜麻1响	—	村費1.5元	一日間	知らぬ	自衛団がない	出てない	去年一戸一元	
14	那瑞麟	教員	本屯17名子弟を教えている				—	—	—	—	—	—	—
15	蘇永福	小作	2	2	なし・種がない	—	村費1.5元・高くない	二日間	知らぬ	若い人・大きな農家から出る	出てない	去年一戸一元	
16	陳士貴	小作雇農	—	—	包米だけ作って	—	村費1.5元	四日間	知らぬ	知らぬ	—	知らぬ	
17	雷万有	自小作	2	2	小麦が一番いい	—	大租1元・村費1.5元	二日間	不作用意、何もして貰わぬ	大きな農家の人	出てない	—	
18	于治文	自作	0.5	1	なし	—	高く思わぬ	四日間	不作用意、粟二升五合	年適当・健康	出てない	—	
19	于治武	自作地主	1.5	1	小麦1响	—	合計2.8元高くないと思	二日間	不作用意、何もして貰わぬ	年適当財産ある人	去年まで出た	—	
20	佟文榮	—	2	3	今年小麦2响、去年なかった	—	村費は3年前から徴収、大車捐3元は昔より	四日間	不作用意、三年前1石借りたことある	知らぬ	出てない	虫王祭で二三元出した	
21	李長連	小作	小作38响	6	3	甜菜1响、亜麻1响、小麦2响	—	村費1.5元、地主は大租警捐を納める、公共の	二日間	不作用意、去年前200斗借りた	治安維持	去年三弟出た	看青費去年は1响土地に穀子1升
22	梅喜魁	—	8	8	亜麻1响契約栽培	—	高いと思わぬ	二日間	不作用意、去年前200斗借りた	屯を保護する	弟36歳、去年行った	—	
23	吳徳亮	—	—	—	—	—	高いと思わぬ	二日間	知らぬ・毎年二升五合を納	—	—	—	
24	屈鳳魁	自小作	0.5	1	なし	—	困難で納めなかった	二日間	知らぬ	知らぬ	出てない	—	
25	李徳貴	自小作	2	3	甜菜が植えた	—	困難でも仕方ないではな	一日間	去年倉庫から借りた	若く・村長が選ぶ	出てない	—	
26	張雲峯	自小作	2	2	小麦・亜麻が植えた	—	困難だが仕方がない	二日間	二升五合納め・去年借りた	泥棒の警戒	三番目の子出	—	
27	万榮和	小作	0	0	なし	—	村費が納める	一日間	不作用意、去年救済貰つ	18-25歳の男子	出てない	屯でやる、一戸一元	
28	于治均	自小作	30响	5	6	1响甜菜	—	高いと思わぬ	一日間	不作用意、何もして貰わぬ	25歳	出てない	屯でやる、一戸一元
29	劉守文	自作	1	1	なし	—	合計3元納めた	三日間	知らぬ	知らぬ	出てない	一定していない	
30	温徳山	小作	20响	3	5	なし	—	困難がない	二日間	不作用意・借りなかった	—	出てない	屯でやる、一戸一元
31	曹盛明	自小作	4响	2	1	なし	—	困難がない	二日間	不作用意・借りなかった	—	出てない	屯でやる、一戸一元
32	高德堯	地主自作	1	1	なし	—	—	二日間	不作用意・借りなかった	—	出てない	屯でやる、一戸一元	
33	郎喜山	自作	1	0.5	なし	—	不作の年は苦しい	一日間	不作用意・去年借りた	18-25歳の男子	出てない	屯でやる、一戸一元	

尚勒村陳廂紅四屯

番号	調査農家	農家形態	土地状況		大豆耕作		甜菜	小麦	諸税負担	賦役 道路修繕	義倉	自衛団	青苗廟会	
			所有	耕作	去年	今年								
1	張積良	地主自作	30.5	2	—	0	—	早く収穫でき	困りはしない	年五日間	何もして貰わぬ	20歳位・財産ある人	僅かの金額	
2	隋道成	自作	4.5	4.5	—	0	作付せず	作付せず	大租一番高い、困る	一日	何もして貰わぬ	20歳位・財産ある人	僅かの費用	
3	鄂万鈞	自小作	13	20	1	1	公司指定	値段好い	村費一番高い	二日間	何もして貰わぬ	財産がないと出来ぬ	僅かの金	
4	郎文貴	自小作	55	100	13	10	—	値段好い	村費一番高い、困る	三日間	何もして貰わぬ	20-30歳	大した事なし	
5	羅正發	小作	0	24	4	2	指定され	なるべく作る	村費一番高い、困る	五日間	何もして貰わぬ	知らない	払わず	
6	張成山	小作	0	20	3	3	—	低地連作なし	村費一番高い、困る	二日間	何もして貰わぬ	年齢適当人	払わず	
7	張酒信	雇農	0	0	—	—	—	—	なし	なかつた	不作の準備	20歳位・財産ある人	僅かの費用	
8	張 俊	雇農	0	0	—	—	—	—	なし	一日	知らぬ	知らぬ	労賃から前払	
9	白文勝	地主・牌	10	0	0	0	—	—	村費と大租、畝捐なし	四日間	何もして貰わぬ	18-24歳男子	一戸1元	
10	隋権成	自作	80	80	8	5	作付せず	15晌・儲ける	村費1.5元、大租1.4元	三日間	何もして貰わぬ	18-24歳男子	一戸1元	
11	李福全	自作	2	2	0	0	—	0	0	村費一番高い	四日間	何もして貰わぬ	18-24歳男・弟壮丁団	一戸1元
12	朗鳳楼	小作	0	30	3	1.5	植えた・儲ける	—	村費が高い	四日間	何もして貰わぬ	18-24歳男・壮丁団員	一戸1元	
13	張玉祥	雇農	0	0	0	0	—	—	—	四日間	知らぬ	若い男	一戸1元	
14	伊徳慶	雇農	0	0	0	0	—	—	—	四日間	何もして貰わぬ	知らぬ	一戸1元	
15	張有財	雇農	0	0	0	0	—	—	—	四日間	何もして貰わぬ	知らぬ	一戸1元	
16	張積賢	地主自作	27	2	0	0	—	0	—	村費と屠宰捐高い	五日間	知らぬ	若い人・出て居らず	戸口に比例し
17	張玉林	自小作	28	44	6	6	儲ける	儲ける	村費一番高い	五日間	何もして貰わぬ	若い人・出て居らず	土地戸口・7元	
18	隋道榮	自小作	17.5	26	3	3	村公所命令	儲かる	大車捐屠宰捐村費高	五日間	康徳元・二年分	20歳位・出て居らず	30-40銭	
19	劉殿祥	小作	0	1	0	0	—	1晌・儲ける	高くない	二日間	知らぬ	20歳位・息子壮丁団員	僅か	
20	王建堂	小作	0	1	0	0	なし	なし	高くない	十日間	何もして貰わぬ	壮年・出て居らず	僅か	
21	劉宗江	小作	0	7	0	0	—	0.3晌・儲ける	牲畜税屠宰捐高い	四日間	何もして貰わぬ	家族多い家・出ていない	何もない	
22	石国有	小作	0	27	3	2	1晌・儲かる	7晌・儲かる	地主払い	三日間	何もして貰わぬ	若く財産有る・出ていない	1.5元	
23	高玉秀	自小作	6.5	22	5	0	命令で植え	6晌・儲かる	屠宰捐高い	2-6日間	何も恩恵を受け	18-40歳財産有り・出ていない	払う	
24	陳治安	自作	3	3	0	0	—	—	屠宰捐高い	五日間	康徳元・二年分	20歳位青年・出ていない	廟会費30銭	
25	孟憲章	雇農	0	0	0	0	—	—	なし	五日間	知らぬ	若い人・出ていない	何もない	

興例村正紅五屯（一部）

番号	農民	農家形態	大豆	甜菜・亜麻・小麦	諸税負担	賦役	義倉	自衛団	青苗廟会
1	徐發林	地主自作	今年多い、5.8晌	亜麻は上官の命令で栽培	村費重い、昔0.8元、今1元	二日間	一晌に七升	丈夫な青年	耕作人出る、僅
2	周文江		去年と同じ	甜菜・小麦は命令でやる、小麦が一番いい	—	—	—	—	—
3	王 亜		—	甜菜は命令でやる・反感	—	ある	—	自衛団員	—
4	楊恩波	小作	去年と同じ	甜菜と亜麻は公司与契約	—	有る	—	—	—
5	韓剛煥	小作	去年11.5晌、今年4.0	甜菜は甜菜公司の割当に	大租が最高、次は村費	道路修繕	なし	知らぬ	なし
6	羅世春	自作	—	—	重いと思わぬ	—	—	—	—
7	佟盛源	土木監督	—	—	殆どない	—	—	—	—
8	白永昌	地主自作	—	—	—	—	—	—	—
9	徐煥章	自作	去年2.4晌、今年2.2	甜菜と亜麻は公司与契約	重いと思わぬ	—	—	自衛団員	—
10	趙永徳	自作	—	亜麻は亜麻公司の割当に	合計一晌三元、高くない	—	—	—	—

興礼村沈家窩堡 (不在農家9戸)

番号	調査農家	農事合作社		金融合作社			販売先			村屯長・村公所		協和会
		農事合作社	金融合作社	なぜ交易市场へ	経営	昔の値段と比べる	どっちが便	村長	屯長	村公所		
1	沈徳鳳	穀物売る処	金貸す処・50元	高く売れる	農事合作社	多少高い、得にな	糧棧	村長鄂文和・民間事やらぬ、公正・嘘を	便利	民間の事をやる		
2	沈徳江	関係なし	金貸す処・借金な					村長は知らない、屯長張發・副屯長沈徳	以前より良	知らぬ		
3	沈徳龍	知らぬ	金貸す処・10元					村長は知らない、屯長張發・副屯長沈徳	以前より良	力を協せて満洲国を作っていく		
4	劉文	知らぬ	知らぬ	市場が良い	知らぬ	公平だから良い	交易市场	村長は知らない、屯長張發・副屯長沈徳	知らぬ	知らぬ		
5	于江	知らぬ	知らぬ					村長は知らない、沈徳鳳は屯長代理		知らぬ		
6	趙慶											
7	沈徳録	知っている	金貸す処・50元	他の売る所ない	国家経営	今の値段は実際値段より安い・損す		村屯代表する人、品行のいい人	便利	知らぬ		
8	沈徳恩	知らぬ	金貸す処・340元	全部交易市场	官庁	インチキしない		村長は村の仕事、区長は区の仕事	便利	知らぬ		
9	孫富栄	知らぬ	金貸す処・50元	公定価格が良い	知らぬ	インチキしない		公平財産ある人・選挙に当選した人	良い	知らぬ		
10	斐照寛	知らぬ	知らぬ	知らぬ	知らぬ	知らぬ	知らぬ	村長は牌長	知らぬ	知らぬ		
11	郝善慶	知らぬ	知らぬ	市場へ持たない	知らぬ	知らぬ	知らぬ	監督してくれる人	知らぬ	知らぬ		
12	沈徳春	知らぬ	知らぬ	屯子に売れぬ	県公署	変わらぬ	同様	村長知らぬ、屯長は百姓さんだ	便利・良い	知らぬ		
13	王珍	知らぬ	知らぬ	売りに行かない	知らぬ	知らぬ	知らぬ	村長知らぬ、屯長は百姓さんだ	便利	知らぬ		
14	那瑞麟											
15	蘇永福	売る市場	知らぬ・村公署 50元借金	他の売る所ない	官庁経営	公平		農民の代表・公平な人	便利	知らぬ		
16	陳士貴	知らぬ	知らぬ	売らない	—	—	—	分からぬ	—	知らぬ		
17	雷万有	売る場所	金貸す処	他の売る所ない	国家経営	公平・インチキしない	交易市场	皆で選定した人	便利	知らぬ		
18	于治文	金貸す処・50元	金貸す処・借金な	他の売る所ない	知らぬ	公平	—	村長は12屯の管理、屯長は百姓だ	知らぬ	知らぬ		
19	于治武	売る場所	金貸す処・180元	他の売る所ない	知らぬ	高く売れる	交易市场	村長は12屯の人の中土地と家屋を持っている者から屯長が集って選挙する	便利	知らぬ		
20	佟文栄	知らぬ	金貸す処	他の売る所ない	知らぬ	価格が良い	—	温和・真面目な人を選挙する	良い	知らぬ		
21	李長連	知らぬ	金貸す処・150元	糧棧が屯に来ない	満洲国人管理	価格が良い	—	村長鄂文和	同じ	知らぬ		
22	梅喜魁	種子貸す処	金貸す処・240元	値段公平・糧棧も屯に来ない	満洲国人管理	値段公平	—	村長鄂文和・屯長張發、村長は公正・学問財産ある人	便利	知らぬ		
23	吳徳亮	知らぬ	金貸す処・50元	自食で売らない	—	—	—	—	—	知らぬ		
24	屈鳳魁	知らぬ	知らぬ	他の売る所ない	知らぬ	価格が良い	知らぬ	村長知らぬ、屯長張發、金がある人	同じ	知らぬ		
25	李徳貴	知らぬ	知らぬ	他の売る所ない	知らぬ	微妙	—	村長鄂文和・屯長張發、心が正しい人	良い	知らぬ		
26	張雲峯	知らぬ	知らぬ	糧棧が屯に来ない	知らぬ	公正	—	村長鄂文和・屯長張發、公正な人	判らぬ	知らぬ		
27	万栄和	知らぬ	金貸す処	他の売る所ない	知らぬ	相場安定	—	村長は村を監督する、屯長は農民だ	便利	知らぬ		
28	于治均	種子貸して貰	金貸す処	他の売る所ない	国家経営	多く売る、相場安定	—	本人は愛護村長・甲長であり、詳しい	良い	民族の協和		
29	劉守文	知らぬ	知らぬ	他の売る所ない	国家経営	良い、相場安定	交易市场	村長は知らない、屯長は屯がよく知った人	便利	知らぬ		
30	温徳山	知らぬ	知らぬ	自家食・売らな	国家経営	—	—	村長は屯を管理、屯長は屯がよく知った人。公平な人	—	知らぬ		
31	曹盛明	知らぬ	知らぬ	自家食・売らな	国家経営	—	—	村長は屯を管理、屯長は屯がよく知った人。公平な人	便利	知らぬ		
32	高德發	知らぬ	知らぬ	他の売る所ない	国家経営	変わらぬ	糧棧	屯長は多く土地持ち、村長は屯の者で推	—	知らぬ		
33	郎喜山	金貸す処・50元	金貸す処	他の売る所ない	国家経営	高く売れ、公正	交易市场	農業良く知っている人	便利	満洲国の援助機関		

尚勒村陳鼎紅四屯

番号	調査農家	農家形態	土地状況		農事合作社	金融合作社	販売先				村屯長・村公所			協和会
			所有	耕作			交易市场	経営	昔と比べ	どっちが便	村長	屯長	村公所	
1	張積良	地主自作	30.5	2	知らぬ	金貸す処・50元	全部市場へ	国家経営	得にならぬ	糧棧	財産知識ある人	便利	よく知らぬ	
2	隋道成	自作	4.5	4.5	知らぬ	金貸す処・借	官庁命令	知らぬ	高く売れる	糧棧	財産知識ある人	好い	知らぬ	
3	鄂万鈞	自小作	13	20	種子配給	金貸す処	他売る処ない	官家経営	高く売れる	糧棧	知識あり仕事できる人	官庁であり	知らぬ	
4	郎文貴	自小作	55	100	市場経営・種子配	金貸す処・借	他売る処ない	農事合作社	得にならぬ	糧棧	知識あり人品ある人	便利	何もしてく	
5	羅正發	小作	0	24	市場経営・種子配	金貸す処・30元	他売る処ない	満洲国	公平なる	—	知識あり信用・公平な人	便利	分からぬ	
6	張成山	小作	0	20	市場経営・種子配	金貸す処・30元	他売る処ない	知らぬ	公平なる	糧棧	資格ある人	便利・良い	知らぬ	
7	張通信	雇農	0	0	知らぬ	知らぬ	他売る処ない	—	—	—	分からぬ	何でもしてくれ	宣伝するところ	
8	張 俊	雇農	0	0	知らぬ	—	—	—	—	—	知識ある人	分からぬ	知らぬ	
9	白文勝	地主・牌	10	0	知らぬ	金貸す処・30元	他売る処ない	国家経営	計算できず	交易市场	財産あり頭いい人	—	知らぬ	
10	隋權成	自作	80	80	知らぬ	何もしてもら	他売る処ない	知らぬ	多く売れる	交易市场	文字分かる品行正しい人	10個屯子を管理	知らぬ	
11	李福全	自作	2	2	知らぬ	何もしてもら	他売る処ない	知らぬ	分からぬ	分からぬ	文字分かる頭いい人	—	知らぬ	
12	朝鳳樓	小作	0	30	知らぬ	金貸す処・30元	販売なし	知らぬ	知らぬ	知らぬ	一番偉い人	分からぬ	知らぬ	
13	張玉祥	雇農	0	0	知らぬ	金貸す処・30元	販売なし	知らぬ	知らぬ	知らぬ	知らぬ	知らぬ	知らぬ	
14	伊徳慶	雇農	0	0	知らぬ	知らぬ	販売なし	知らぬ	知らぬ	知らぬ	字の書ける人	—	知らぬ	
15	張有財	雇農	0	0	知らぬ	知らぬ	販売なし	知らぬ	知らぬ	知らぬ	知らぬ	知らぬ	知らぬ	
16	張積賢	地主自作	27	2	知らぬ	金貸す処	—	—	—	—	公平に評判の良い人	便利	知らぬ	
17	張玉林	自小作	28	44	知らぬ	金貸す処	他売る処ない	知らぬ	得にならぬ	交易市场	品行正しく公平な人	便利	知らぬ	
18	隋道榮	自小作	17.5	26	市場経営・種子配	金貸す処・借	他売る処ない	知らぬ	同じ	交易市场	品行方正公平な人	便利	知らぬ	
19	劉殿祥	小作	0	1	知らぬ	金貸す処・30元	高く売れる	知らぬ	高く売れる	知らぬ	親切道徳心のある人	知らぬ	知らぬ	
20	王建堂	小作	0	1	知らぬ	金貸す処・30元	知らぬ	知らぬ	—	知らぬ	親切問題解決できるな人	便利	知らぬ	
21	劉宗江	小作	0	7	知らぬ	知らぬ	知らぬ	知らぬ	—	知らぬ	評判よく正直公平な人	便利	知らぬ	
22	石国有	小作	0	27	知らぬ	金貸す処・35元	公平	知らぬ	高く売れる	—	評判よい人	便利	知らぬ	
23	高玉秀	自小作	6.5	22	糧穀集め	金貸す処・借金	公平	知らぬ	悪くなる	両方が変	字が解り・文書整理立派	—	知らぬ	
24	陳治安	自作	3	3	売買斡旋	金貸す処・30元	公正	農事合作社	高く売れる	糧棧	知識階級で進歩の人	容易すぐ接触で	人民の代表	
25	孟惠章	雇農	0	0	知らぬ	知らぬ	—	—	—	—	人格高尚な人	知らぬ	知らぬ	

興礼村正紅五屯

番号	調査農家	農家形態	農事合作社	金融合作社	販売先				村屯長・村公所		協和会		
					なぜ交易市场へ	経営	昔と比べ	どっちが便	村長・屯長	村公所・村制			
1	徐發林	地主自作	交易市场の管理	融通便利・500元	屯内は僅かに売	農事合作社	—	非常に不便	—	保甲制良い	—		
2	周文江	—	—	—	公正	—	—	不便	知らぬ	連絡しない	—		
3	王 亜	—	—	良い、40元借金	公正	—	—	不便	—	—	—		
4	楊恩波	小作	不作の干渉し	金貸す処・具体は知	他の売る処がない	—	—	—	—	—	—		
5	韓剛煥	小作	知らぬ	金貸す処・40元借	地主に渡す、直接市場へ行かな	—	—	良くない	—	村長は公正な人	賭博取締など。便利	知らぬ	
6	羅世春	自作	知らぬ	—	—	—	—	—	—	知らぬ	知らぬ	—	
7	佟盛源	土木監督	—	—	—	—	—	—	—	公正妥当な人	—	—	
8	白永昌	地主自作	—	知らぬ	価格決定	—	—	便利	公正妥当な人	—	—	—	
9	徐煥章	自作	価格決定	金貸す処・借金中	他の売る処がない	農事合作社	—	—	—	—	—	治安関係	—
10	趙永徳	自作	知らぬ	知らぬ	糧棧に売却	—	—	—	—	公正な人	—	—	—

- ¹ 浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満洲支配——十五年戦争期を中心に』（時潮社、1986年）
- ² 風間秀人：『満洲民族資本の研究—日本帝国主義と土着流通資本—』（緑蔭書房、1993年）。
- ³ 塚瀬進：「1940年代における満洲国統治の社会への浸透」（『アジア経済』第39巻7号）
- ⁴ 安富歩：『「満洲国」の金融』創文社 1997年
- ⁵ 解学詩『偽満洲国新編』（人民出版社、1995年）。
- ⁶ 1938年春以来の外貨管理によって、麻袋と砂糖の輸入が急減した。日本は満洲農村に亜麻と甜菜の栽培面積を拡大するために、契約栽培という形で行政の力を使って農民に栽培を強制した。
- ⁷ 拙著『「満洲国」初期の農村租税公課に関する考察』（新潟大学現代社会文化研究科『現代社会文化研究』第48号 頁）
- ⁸ 解学詩：「満洲国機密経済資料第16巻 生産指数と物価指数」2001年 本の友社 174頁
- ⁹ 南満洲鉄道株式会社調査部「双城堡ニ於ケル農民カラ聴取調査覚書」1939年 42、130頁
- ¹⁰ 前掲「1940年代における満洲国統治の社会への浸透」（『アジア経済』第39巻7号）
- ¹¹ 日満農政研究会新京事務局「満洲農業要覧」1940年 999頁
- ¹² 「農事合作社設立要綱」1937年6月28日（同前「満洲農業要覧」1940年 985頁）
- ¹³ 前掲「満洲農業要覧」1940年 999頁
- ¹⁴ 前掲「満洲農業要覧」1940年 986頁
- ¹⁵ 満洲国実業部臨時産業調査局「特産取引事情」（上刊） 1937年 608頁
- ¹⁶ 満洲帝国政府編「満洲建国十年史」659頁
- ¹⁷ 満洲国史編纂刊行会編「満洲国史各論」1971年 790頁
- ¹⁸ 同前
- ¹⁹ 満洲国実業部臨時産業調査局編「農村実態調査報告書」（第15巻） 1989年復刻 龍溪書舎 173頁
- ²⁰ 前掲「満洲農業要覧」1940年 1123—1126頁
- ²¹ 前掲「満洲国史各論」1971年 184頁
- ²² 岡部牧夫「植民地ファシズム運動の成立と展開——満洲青年聯盟と満洲協和党」（『歴史研究』1974年第3巻）
- ²³ 「双城堡ニ於ケル農民カラ聴取調査覚書」76頁
- ²⁴ 安富歩『「満洲国」の農業関係金融』（京都大学人文科学研究所『人文学報』第78号 1996年 59頁）
- ²⁵ 満洲調査機関联合会「農業金融調査報告（調聯報告資料3）」1943年6月 226頁（「張公権文書」04-17）
- ²⁶ 前掲「1940年代における満洲国統治の社会への浸透」（『アジア経済』第39巻7号 19頁）

第五章 「満洲国」統制経済下の農村闇市場問題

課 題

本章は、満洲国が1942年9月に実施した農村生活必需品配給機構調査の報告書を手がかりとして、満洲国下の農村部の闇問題の実態を明らかにすることを課題とする。

農村生活必需品配給機構調査の報告書は満洲国の県以下を調査対象とした調査である。ただし、この調査シリーズに関する報告書は完全に保存されていないので、本論では主に海城県と通陽県の報告書を利用する。そのほかの綏化県、開原県、安達県、延吉県などの調査報告書も利用する。これらの報告書を利用するにあたり、いくつかの問題点がある。まず、調査した県はほとんど鉄道沿線にある県であるという制約がある。奥地農村に関する調査をしていなかったか、あるいは報告書が残っていなかったためである。第二点は、満洲国が実施した1942年の農村生活必需品配給機構調査は、戦局の悪化により後続の調査は中止された。満洲国末期の農村社会に存在している闇問題の把握のための全面調査は見つかっていない。従って当時の農村闇問題を説明するためには、満洲国の都市闇問題に関する調査報告書が必要となる。それ以外、『満洲評論』や他の調査を利用することによって補い推計しなければならない。

これまでの研究では、満洲国地域社会が戦時中の統制政策により、どのように支配されたかについて検討しているが¹、統制政策以外にその存在が公然と認められた²闇市場にかかわる具体的な研究はほとんどない。特に、農村部の闇問題についての研究は、関係調査資料に制約されて、深く分析されたことはなかった。満洲国の闇市場問題に触れた先行研究を整理しておこう。

まず、満洲国社会経済の末端をとりあげた研究としては、風間秀人の著書があげられる³。風間秀人は日本帝国主義下の満洲国における代表的な民族資本であった土着資本・糧棧の動向を検討した。満洲国の糧棧が統制政策の下で、農村市場を支配したことを日本帝国主義による農産物収奪政策の全体像のなかで検討した。しかし、闇市場については、「配給統制機構を通して農村市場に供給される生活必需品は、極端に減少し、大多数農民は正常なる手段にては入手することができないために公定価格の何倍かで購入せざるを得ない」⁴と述べたのみである。土着資本の糧棧が日本帝国主義の農産物収奪政策を規定していたとする論法は、闇問題を視野に入れていないと言えよう。

山本有造の『「満洲国」経済史研究』⁵は、全般的に満洲国経済の輪郭をあざやかに描きだした。本書の闇価格に関する部分では、新京物価指数のデータを利用して、「公定価格に比較した闇価の上昇倍率は幾何級数的な高騰を示す」⁶と指摘したが、農村闇問題には全く触れていなか

い。

塚瀬進は、1940年代における「満洲国」統治の社会への浸透を分析することにより、満洲国行政面の支配は県城まで浸透したことを明らかにした⁷。塚瀬は満洲国の三大都市の闇経済の分析により、統制が広範囲に及んで、満洲国の各領域を統制下に置こうとしたが、非日本人を動員することには必ずしも成功していなかったと指摘している。

次は、中国方面の解学詩の『偽満洲国新編』⁸は、闇市場問題に触れている。満洲国の闇問題と統制配給問題に分けて分析し、闇については価格暴騰と公定価格の差に言及した。たとえば、「その他の一般部品では、特に生活と密接な関係がある生活必需品は公定価格にもかかわらず、物価の暴騰を抑えられなかった。特に官定の公定価格以外には、いわゆる「民価」は実際に役に立っている。」⁹と分析した。つまり、日本帝国主義の失敗とともに、満洲国は「民価」に対する統制は無力であった。

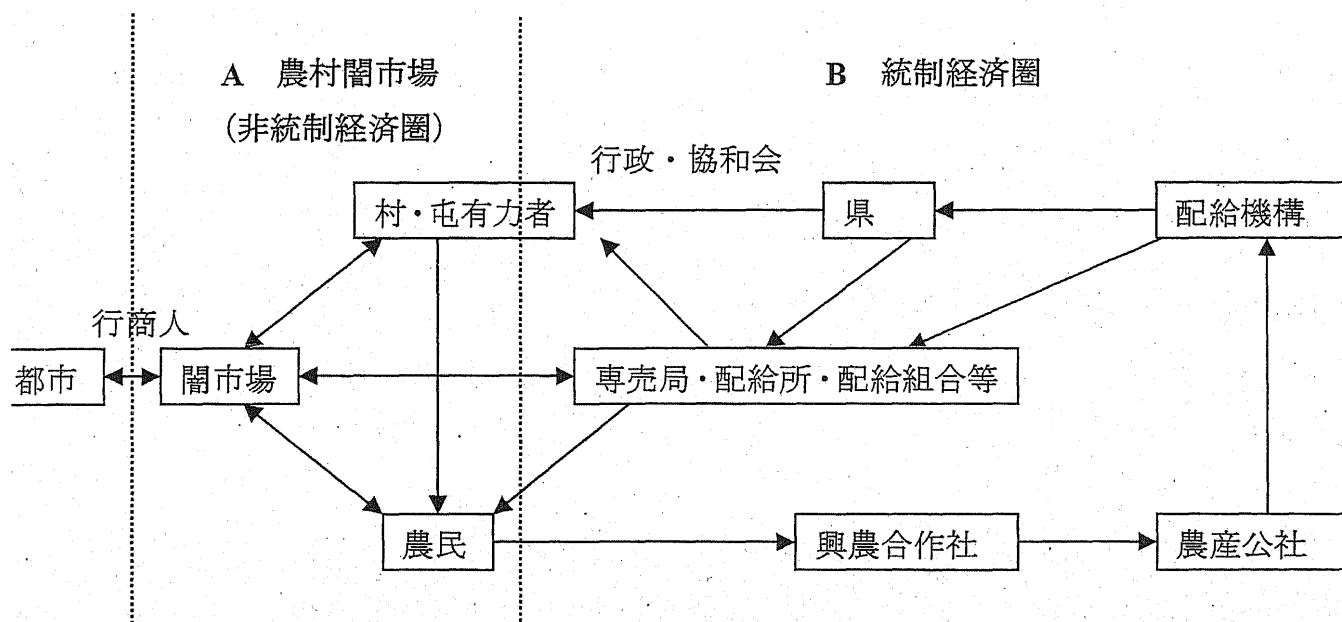
本章では、かかる研究状況を踏まえつつ、以下の検討課題を設定する。第一は、満洲国における農村統制政策の構造を実態に即して検討することである。この部分の検討は、第二、三部分の闇問題の前提となる。

第二には、農民の統制に対する認識と闇市場形成の原因を検討することである。従来の満洲国の闇に関する研究は、前述したように、主に満洲国の都市と公定価格・闇価格、配給不足という面から闇市場を分析したが、それ以外の要素には全く触れていなかった。満洲国の闇問題について、農村部の問題は殆ど触れていなかった。満洲国農村の闇市場にはどんな特質があるのか、満洲国農民の統制に対する期待と農村部に特有な闇市場に対する原因を明らかにすることは重要であろう。

第三には、満洲国農村社会に存在している闇市場の実態を検討する。今までの研究は農村社会に存在している闇の実態にほとんど触れていなかった。ここでは農村闇市場はどんな流通ルートで都市へ流出して、厩大な闇市場を形成したかを検討する。

以上の検討課題に取り組むことによって、本章は、「満洲国」農村に存在している闇市場問題の実態を具体的に究明しようとする。以下の図のように、「満洲国」農村社会に二つ経済圏が存在した。これまで研究は主にBの統制経済圏に注目していた。本章はそれと対立しているAの農村闇市場に注目する。

図 5-1 満洲国農村における経済循環構造図（→印は商品の流通方向である。）



I 農村統制政策の構造

満洲国は、どのような仕組みによって満洲社会を支配しようとしていたか。特に県と県以下の農村社会に対する支配の構造を検討してみたい。ここでは主に1942年7月農村配給機構調査報告書を利用して、当時の県下農村部の統制の仕組みを分析する。

これまでの研究は、主に統制経済法令の頒布と改定に注目していたが¹⁰、統制経済法令が満洲国の組織構造を通じてどのように社会末端を統制するのかについて言及していない。県以下の統制政策の実施は、1940年のことであった。満洲国は、1940年に県レベルの統制機構の調整を行った。日本人の副県長を中心とする経済統制委員会あるいは整備委員会制度を設立した。たとえば、奉天省の海城県統制経済委員会は1940年6月1日に成立、吉林省の通陽県整備委員会は1940年5月21日に成立した。委員会の下に分科会を配置した。鋼鉄建築、燃料、皮革、金融、住宅、生活必需品、運輸、労務、糧食、木材、畜産、小麦などがある¹¹。地方経済統制委員会は最高経済方策を執行する機構で、中央と省の命令・指示により、具体的な執行方案を研究し、画策した¹²。海城県の統制経済委員会の構成をみると、日本人官吏の数が圧倒的に多かった。その上、各分科会の主査も日本人が担当し、日本人官吏は全面的に県レベルの重要統制部門を握った。

表 5-1 海城県経済統制委員会構成表

部門別	日本人		非日本人		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
顧問団	9	90%	1	10%	10	100%
委員長（副県長）	1	100%	0	0%	1	100%
委員	16	67%	8	33%	24	100%
幹事長（経済科長）	1	100%	0	0%	1	100%
幹事	11	92%	1	8%	12	100%
専売品分科会委員	11	79%	3	21%	14	100%
燃料分科会委員	16	94%	1	6%	17	100%
穀類分科会（一）委員	16	70%	7	30%	23	100%
建築分科会委員	11	73%	4	27%	15	100%
物価審査分科会委員	8	80%	2	20%	10	100%
労務分科会委員	12	86%	2	14%	14	100%
穀類分科会（二）委員	19	90%	2	10%	21	100%

注. 農村配給機構調査海城班『海城県配給機構調査報告書』（康德9年7月 56～64頁）より作成。

満洲国は県レベルの統制機構を支配すると同時に、統制力を有効的に農村社会へ浸透するために、各街村でも同様の経済統制委員会あるいは整備委員会を配置した。街村に全面的な統制機構を配置したのは比較的遅かった。海城県の街村レベルの経済統制委員会が成立したのは、1940年の6-7月の間のことであった。通陽県の記録は比較的に詳しかった。伊通地区は1940年の9-10月の間、街村レベルの整備委員会が配置された。双陽地区は、街村レベルの整備委員会を配置したのは1941年の3-4月であった。街・村レベルの委員会は「街村長ヲ委員長トシ所在機関職員若干名ヲ委員トシテ構成セラレ県委員会ノ指示ニ依リ概ネ物資配給ノ都度開会セラレ」た¹³。県—街村の統制機構を設立することにより、満洲国社会の最末端の支配制度が整った。日本人は重要な街村の街村長を担当した。通陽県の二つ重要な街の伊通街と双陽街の街長は、すべて日本人が担当していた。

これまでの農村統制に対する研究は、農産公社・興農合作社・糧棧組合など農民に対する配

給統制に偏っている。当時農村末端に対する配給は「通帳切符制」を採用していた。県統制経済委員会や県経済整備委員会は、県一街村の二級統治機構を通じて、農村に対する配給統治は当時農村の支配の実態であると考えていた。海城県の場合は、「麦粉・食塩・石油・火柴・豆油・砂糖ニ付テハ街村長ニ於テ各自通帳又ハ切符制ヲ採用シツツアリ、而シテ農民ニ対シ直接切符ヲ発給スルモノ又ハ屯長ニ切符ヲ発給以下農民ニ対スル配給ハ屯長ニ一任スルモノ等種々アリ」、「制綿花・打綿・綿布・綿靴下・綿糸・地下足袋・ゴム靴ニ対シテハ綿製品小売商組合、小売聯盟、打綿組合等ノ発給スル切符ニヨリ各農民ニ対シ配給シツツア」った¹⁴。満洲国は満洲社会を基礎とする県一街村の二級統制構造の設立によって、県レベルの統治機構は街村長を通じて農村各屯レベルに浸透し、同時に各専売制度・販売組合と合わせて農民生活必需品の配給を支配できる。表によると、県の統制機構は卸売人・小売人組合・小売人という三つの販売機構を通じて、小売人レベルまで約 140 個の小売業者をコントロールして農民に配給物資を配給した。理論的に考えると、行政と販売の両面を通じて、「満洲国」は制度上、街村社会の物資配給を支配できる。けれども、この統制構造は実施の過程で、いろいろな抜け道ができた。満洲各地には闇市場が形成されて、満洲国社会末端の支配を動揺させる。この状況は後で分析する。

表 5-2 安達県農村配給機関表

品目	元売捌人	卸売人	小売人組合	小売人
綿製品	哈爾濱織聯	伊藤忠又は丸永洋行	安達綿糸組合	26 戸
ゴム製品	哈爾濱生必支店	肇州配給所	小売聯盟靴店組合	17 戸
豆油	地場油房	興農合作社省聯合会		安達合作社
	地場油房		安達合作社	雑貨業
糧穀	農産公社出張所	指定商（糧棧）	糧米組合	76 戸
砂糖	生必支店	肇州配給所	小売聯盟雑貨組合	復聚成・広永久
専売品	安達専売局		専売品総合組合	合作社
石油	哈爾濱専売署	哈爾濱石油販売会社	販売人組合	19 戸

注. 農村配給機構調査安達県調査班：『農村生必品物資配給機構調査報告書』（康德 9 年 7 月）

21～22 頁。

II 統制政策に対する満洲農民の要望と闇市場形成

満洲国社会では、闇市場問題がどんどん拡大した。闇問題に言及したこれまでの研究は、主に都市部の公定価格と闇価格や満洲国の三大都市の闇活動に注目した。しかし、闇市場の形成原因と農村部の反応についての分析はほとんどなかった。そこで、1942年9月7月の農村配給機構に対する調査報告書を利用して、統制政策に対する農民の要望と闇市場形成について検討したい。

1 農民の要望

統制政策によって、満洲国は農民に出荷を統制しながら、流通の配給面も前述された配給機構に頼って統制を厳しくなってきた。一方、満洲国農民から糧穀を集荷してから、日本帝国主義はなかなか対応する生活必需品を配給できなかった。農民は配給制度に対する不満をつのらせた。まず、配給される量の角度から農民が希望している配給量を検討しよう。通陽県の農民調査資料から見ると、「豆油と小麦粉如き満系農民の嗜好度著しい高い品目」¹⁵の配給は非常に不足にいた。そして、農村では、綿布・塩のような代替のきかない生活必需品が不足していたという。海城県の農民も同様であった。「塩ト綿布ノ配給量ノ増加、並ニ配給時期ノ適正化ニ関シテハ全調査農家ヨリ希望アリタリ」があったという¹⁶。同県感王村葉深堡屯の農民の要望は「塩年十七斤、棉布五丈是非確保して」¹⁷、開原県の配給は「棉布ハ一年一人平均二十四尺ヲ要スルニ拘ハラズ八年実績ハ六尺前後ニ過ギ」¹⁸なかった。配給量と農民が実際に求めている量との内に大きな差が存在している。農民たちは生活必需品の購入のために闇市場に頼らなければならなかった。そして、日本帝国主義の戦争がだんだん拡大することによって、配給量問題も日々深刻化になった。

表 5-3 通陽県一人当たりの生活必需品実際配給量と農民要望配給量表 (1941年)

	小麦粉/年	塩/年	石油/年	火柴/年	棉布/年	豆油/年	砂糖/年	靴下/年
希望配給	9斤	20斤	27斤	14包	32尺	7.5斤	2斤	3足
実際配給	3斤	10斤	9~10斤	4包	10尺	1斤余	過少	1足

注. 農村配給機構調査第九班『通陽県配給機構調査報告書』(康德9年7月) 57、58頁より作成。

次に、配給時期の問題を検討する。配給時期が先送りされたり、配給時期が農民の要望した時期とずれていたりした。通用県の農民は「綿布及塩ニツキ前者ハ旧二月及八月ヲ便宜トスルト言ハレ殊ニ塩ハ春秋二回旧四月及十月ノ二回配給ノ要望ガ強」かった¹⁹。塩の配給について海城県感王村葉深堡屯の農民も同感し、「塩ノ配給ハ農家ノ味噌ヲ作ル時期（五月頃陽曆）ト漬物ヲ作ル時期（九、十月頃）ニ重点的ニ配給」²⁰、開原県の農民は「平均配給ヨリ大醬生産時期ニ於て時期的重点主義を採用セラレムコトヲ希望」²¹にいた。一方、東北部に居住している朝鮮族は、「豆油ニ就テハ満系ハ毎月希望スルモ鮮系ハ佳節ニ限り之ガ配給方ヲ希望シ居」²²た。配給時期と農民の需要時期がずれているため、闇市場から購入せざるをえなくなっていた。

第三に、農民の配給機構に対する不満をみよう。自由経済時期には、農民は小売人・行商人・店舗など農村商業機構から生活必需品を購入できた。農民と農村商業機構は比較的平等な売買関係が成立していた。当時の農村商業機構の東北農村社会に対する浸透度は割合に高かった。生活必需品が全部行政の力で統轄されるようになると、農民は生活必需品を獲得するために、屯長（村長）・興農合作社・各統制販売組合などの統制機構に従属しなければならなくなった。商業活動に従事していた土着資本は統制組合に加入し、農民に対する態度も変化した。品質・質量・サービス態度等はどんどん悪くなった。

通陽県の「配給機関ノ問題トシテハ一般ニ業者配給ノモノハ秤量、検尺又品質ニ不正多シト言ヒ、又街ノ者ト屯ノ者トニヨツテ諸種ノ便宜ノ取計ヒヲ異ニスル事モアツ」たという。

海城县大甲村験軍堡では「配給機関（商店）及村公署ノ職員カ農民ニ対シテ甚タ不親切ニシテ衙門化シテイ」た²³。

一方、闇経済活動を取り扱っている農村土着資本は従来のネットワークを利用して、余剰特産品を集める同時に、生活必需品などを農民に販売している。それに対して統制配給機構は土着資本の商業活動のように、各農村まで浸透できなかった。各屯まで一配給機構を設置することも不可能である。海城県感王村葉深堡屯の農民は「小麦粉ノ小売人カ居ナイ為柳公村迄買ヒニ行カネハナラヌ又其他ゴム靴、綿布等ノ配給ニ当ツテモ大石橋海城、騰鰲堡、牛荘等相当遠距離ニアリ農繁期ノ猫ノ手ヲモ借りタイ時ハ配給ノ権利ヲ放棄スルコトナ」ったという²⁴。葉深堡屯のような辺鄙なところにある村は配給機構が設置されていないので、農繁期には配給品を購入できず、農閑期になると、闇市場に生活必需品を購入せざるを得なかった。

2 農村における闇市場形成の原因

満洲国末期の闇市場問題は、公定価格と闇価格が非常に拡大したところにある。ここでは従来ほとんど言及されていない農村社会における闇市場形成の原因について検討したい。

A 行商人の存在

行商人については従来ほとんど研究されていなかったが、近年「晋商（山西省商人）、徽商（安徽省商人）」などの研究が盛んになった。中国伝統社会における商人グループに関する研究は大きく進んでいる。これらの豪商は最初「行商」として、大量の資本を蓄積し、「坐商」になった。本文で論述している満洲国の行商人は中国の伝統的な行商人と多くの点で非常に似ている。満洲の行商人は主に針・糸・燐寸・鉢・椀・靴下・煙草などの雑貨類を売り歩いていた。

現金で物を売る以外に、物々交換によって品物を売っていることである。彼等がその代価として農民から受取るものには、豚や馬の毛、鶏や家鴨の卵などが多く、時にはなめされていない毛皮なども見受られる。之等は主として針や糸、女の装身具、化粧品類或いはマッチ等と交換されているようである。……以外に、糖葫蘆などを売り歩くものも見受けられた。²⁵

海城県のいくつかの屯の調査資料によると、各屯の公定価格はほぼ同じだったが、闇価格は非常に高かったし、値段も不一致であった。当時満洲国の経済統制政策は、「街村の生活必需品は県に集まれて、そこから各小売業組合に分割され、組合内の商人に配分され」²⁶た。各村・屯の経済分割体が形成されて、農村社会内部の闇価格差を拡大した。ここから、行商人の活動空間が拡大された。行商人は農村部にいるに巨大なビジネス活動空間があるため、「行商人ニ依ル配給品ノ闇取引ノ横行」²⁷していた。「(行商人ニ依ル配給品ノ闇取引は) 対農村必需品ノ暗取引ノ根源ト看做サル」²⁸、行商人の闇経済活動は相當的に満洲国の農村における経済統制政策を動揺させたと考えられる。

表 5-4 海城県農村生活必需品価格調査一覧（単位：銭）

屯名		葉深堡屯	駁軍堡屯	八里河屯	東艾台堡屯
小麦粉（一斤）	公定価格	23~28	同左	同左	同左
	闇相場	70	70	90	90
塩（一斤）	公定価格	7	同左	同左	同左
	闇相場	15	30	9	9
石油（一斤）	公定価格	22	同左	同左	同左
	闇相場	200	200	150	150
火柴（一個）	公定価格	2	同左	同左	同左
	闇相場	15	13	12	12
高粱（一斗）	公定価格	220	同左	240	同左
	闇相場	1000	800	2000	2000
包米（一斗）	公定価格	215	同左	235	同左

	闇相場	—	800	2200	2200
粟（一斗）	公定価格	200	200	220	220
	闇相場	1400	1200	2200	2200
豆油（一斤）	公定価格	32	同左	同左	同左
	闇相場	170	200	230	230
砂糖（一斤）	公定価格	44	40	—	—
	闇相場	250	300	—	—
棉布（一尺）	公定価格	22	23	25	26
	闇相場	320	280	250	260
棉靴下（一足）	公定価格	50～80	50～80	—	—
	闇相場	400	190	—	—
石鹼（一塊）	公定価格	20	20	20	20
	闇相場	80	60	55	70
手巾（一枚）	公定価格	50	50	28	28
	闇相場	200	200	50	50

注．農村配給機構調査海城班『海城県配給機構調査報告書』（康德9年7月）41～45頁より引用。

B 配給機構から闇市場への物資流出

村長・屯長は満洲国社会の統治機構の末端にいて、統制政策を施行する主体である。彼らは満洲国社会の統治基盤とに期待していた。街村経済統制委員会規程によると、「街村長ノ監督ニ属シ物資物価及労務ノ統制ニ関スル重要事項ヲ審議立案。」²⁹するとなっていた。街・村長や村長以下の屯長は各屯に対する配給物資の決定権を持っていた。だから、これらの地方有力者の多くは公平に配給を執行した訳ではない。彼らは「利潤追求ニ急ニシ且責任観念薄ク特ニ物資配給上与ヘラレタル地位ヲ乱用スルノ傾向」³⁰があった。配給物資は村・屯長の手によって闇市場に流出した。

各屯並ニ屯民迄ノ配給計画ヲ立ツルニハ人員不足シ居リ且僅小ナル物資配給ニ依ル非難ヲ避クル為各村単位ノ配給ヲ行ヒタル上各屯並ニ屯民ヘノ配給計画ハ場合ヲ除クノ外、村整備委員会ハ村長ヲ中心トシ、警察官・屯長有力者等ヲ集メ割当計画ヲ立テ……大孤山村ニ付之ヲ見ルニ村整備委員会ハ必ズシモ公平ナル配給計画ヲ立テテ居ルトハ謂ヒ難ク寧ロ極言スレバ有力者ノ秘密会議的観ヲ呈シ、村自体自然発生的集団性ヲ有セザル行政区割タル為、各屯ヘノ連絡悪ク各屯ノ代表タル屯長ノ出席セザル場合モ多ク、又出席スルモ、既ニ其レ以前ニ予備的打合せガ村ニ於ル委員ニ行ハレ業者モ亦有力者トシテ打合せ会ニ出席、相互ノ利益ヲ図リツツアルヤニ見受ケラレ……一部人士ノ利益ノ為ニ運用セラルル

怖レ多……人的問題ハ又一部分ノ特例トモ思ハレズ、相当普遍的ナル現象トシテ考フル³¹
 彼らは満州国統制政策の下にある執行機構として最終的に配給物資を決められる立場にあつた。しかし実際の配給過程において、彼らはいろんな手段を通じて本来の配給物資を占有し、ひそかに物資を闇市場に流出させた。

村整備委員会ハ其ノ人的関係ヨリ運営上遺憾ノ点多ク各委員並ニ商人ガ相互ノ了解ノ下ニ一定ノ特配ヲ一部ニ行フニ対シ商人ノ不正ヲ或程度寛大ニ黙認スル模様アリ³²

次表は、通陽県のある村は実際に配給する時に、「全村人口ニ 26,678 人ニ対スル各機関人員ハ 75 人ニシテ例令家族割合ヲ含ムモワズカ 1%ニ過ギザル状況」³³であつたという。特配という名目で相当数の配給品が村内有力者に占有されていたことがわかる。海城県の場合も同じような状況が存在した。

葉深堡屯 209 戸 1226 人ニ対シ屯長代表シテ康徳 9 年（注：1942 年）3 月 30 日感王村公所ヨリ、1218 張ノ配給票カ交付サレタルモ本實際調査ニ当リ今年中綿布ヲ貰ツタモノハ地主及自作農ノ一部ニ相当多量配給サレ居ルモノノ如ク配給ノ不公平ト其ノ一部ヲ闇ニ銷流セシメ居ルモノノ如シ³⁴

全国的にも同様のことが考えられる。相当数量の配給品が不正に流通したことを推知できよう。闇市場への物資の流出は、満州国統制政策の基盤を動揺させたと考えられる。

表 5-5 通陽県一農村の特配状況

年月	品名	一般配給数量	特配数量	パーセント
1941 年 3 月	石油	6,972 斤	1,617 斤	23%
1941 年 6 月	小麦粉	27,930 斤	2,008 斤	7%
1941 年 8 月	ゴム靴	468 足	430 足	92%
1941 年 9 月	小麦粉	2,311 斤	270 斤	12%
1941 年 12 月	靴下	4,920 足	486 足	10%

注. 農村配給機構調査第九班『通陽県配給機構調査報告書』（康徳 9 年 7 月） 60～61 頁より作成。

C 農村土着資本金の流入と菟市

満州国の闇問題が益々深刻になったもう一つ原因は、満洲農村の土着資本金が流入したのである。農村の土着資本金の規模は闇市場の規模に対応していた。満洲国経済統制政策が実施さ

れる前には、満州の土着資本代表の糧棧は満洲国の成立によって、満洲農村社会に対する支配から退去していなかった。糧棧は弾力的に新しい満洲国政権を対応しながら、旧来の農村社会支配システムも利用して、頑強的に満洲国農村の特産市場を支配していた。統制経済期に入ったばかりの1938年時点では、満洲国の糧棧は4500強店舗あった。³⁵しかし、農事合作社が設立されるようになり、それと競合する糧棧は次第に事業を縮小せざるをえなくなった。1943年12月には満洲の糧棧総数は2317個³⁶まで減少した。これらの土着資本の相当部分は闇に転換したと考えられる。まだ営業している土着資本も合法的な営業身分を利用して、ひそかに資本金を闇に流出した。これらの土着資本は元々農民とのネットワークを利用して、町の郊外地で町と農村の間の各種闇貿易を行っていた。

県南門外西湖春（料理店）トハター取引ニ依リ本年一月ヨリ六月迄ノ間ニ高粱米二斗、大豆二斗、米一斗ヲ西湖春ニ引渡シ之カ対価トシテ西湖春ヨリ小麦粉五十二斤ヲ数回ニ亘リ貰ヒ受ケ居リタリ而モ本調査戸ハ自興村主点部落タル駿軍堡ノ農家経済調査戸トシテ合作社ヨリ指定サレ居リ別ニ家計調査簿ノ内ニ記載シ居リタルモノヲ摘出調査シタルモノニシテ如斯基商人トノ間ノ闇取引ハ相当頻繁ナルモノノ如ク観取サレタリ³⁷

海城県の西湖春料理店は小規模の土着資本で県城と農村部間の闇貿易商である。他の大規模な土着資本が更に都市や区域の闇貿易に従事していた。1939年の報告がある。

龍江省訥河県糧棧十数名は、穀粉会社の複代理人として小麦を買付、代理収買人に売却せず奉天、安東方面へ高価に横流しして、訥河県下全糧棧が違反に問はれ、罰金、追徴金合計七十万圓以上を科せられたる³⁸

一方、綏化県満系糧棧の資本金の変遷を見ると、満洲国建国後、満系糧棧の資本金と軒数がいったん減少したが、その後だんだん回復してきている。しかし、統制経済に入ってから土着資本が急に減少し、数字だけから見ると1942年度満系糧棧の資本金はピーク時の1940年に比べ、約74%廃業したという。これら廃業した満系糧棧の60.5%の資本金はそのままに綏化県内に残り、他には県外に転じた。県外に転じることは必ず綏化県との関係を断絶するわけではないと考えている。廃業した満系糧棧の資本金は無業と称しながら金貨業又は仲買業を営んでいるもの58.6%と露天商5.2%を占めている。つまり、統制経済政策の強化のなかで、綏化県満系糧棧の大部分は地元に残り、元の商業ネットワークを利用して営業を続けた。これらの資本は統制政策の配給システムに入っていないため、配給システム以外の闇市場に流出していた可能性が高い。

表 5-6 綏化県満系糧棧資本変遷 (単位：万圓)

	建国前	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年	1940年	1941年	1942年
軒数	13	9	15	24	61	51	33	29	12	5
資本額	40.20	32.99	25.57	40.32	54.32	47.57	50.70	101.73	58.03	36.23

注. 松本幸一「特約収買人廃止後に來たるべきもの——戦時統制経済下に於ける土着資本基本対策に関する覚書」(『満洲評論』第27巻第9号 昭和19年9月 11頁より引用。)

表 5-7 1936年度～1942年度綏化県満系廃業糧棧調査 (単位：%)

地域別	軒数比率	資本比率	転業先別	軒数比率	資本比率
綏化県に残留	54.4	60.5	無業と称し金貨業又は仲買業を営む	54.8	58.6
綏化街に移る	7.1	7.2	当舗に転ず	6.5	3.6
慶城に行く	1.7	0.7	露天商に転ず	9.7	5.2
望奎に行く	1.7	3.1	精白商に転ず	6.5	5.3
海倫に行く	1.7	1.7	酒製造業に転ず	3.2	6.7
ハルピンに行く	8.8	9.0	旅館業に転ず	3.2	1.8
佳木斯に行く	3.5	3.1	大車店に転ず	3.2	1.2
南満地方に行く	1.7	0.6	木材業に転ず	3.2	6.1
関内地方に逃避	12.3	11.0	糧棧事務員となり	9.7	11.5
行先不明	7.1	3.1			

注. 松本幸一「特約収買人廃止後に來たるべきもの——戦時統制経済下に於ける土着資本基本対策に関する覚書」(『満洲評論』第二十七巻第九号 昭和19年9月 12-13頁より作成。)

農村の土着資本金は闇市場に流入した。

闇取引就中行商人並ニ小売商店ニ於テ行ハルル闇取引ハ農村ニ於テ普通化シツツアリ且又菟市ニ於ケル闇相場ノ横行ハ言語ニ絶エスモノ」³⁹……「毎月一定ノ期日ニ開催サレル菟市ニシテ、原則トシテ附近農村ノ蔬菜類ヲ販売シタリ、家畜ノ市場ニシテ其ノ間ニ処シテ都市ノ商人カ生必品ヲ闇相場ヲ以テ販売シ居ルモノナリ」⁴⁰

一般的な農家は闇取引に参加していたと考えられる。この菟市は自由経済期時代に、主に農民と糧棧を代表している満系土着資本が集まって満洲各地で行われていた。農民は馬車などの

運搬工具で特産品を積み、慣習上に定まったところに集まって、農民はそこにある各糧棧へ特産品を売り出す。農民と糧棧の間には何等の仲介もなしに直接売買の取引が行われていた。そして、県城中で公然的に菟市を行われることを禁止されていたため、県城の城門外などで行う場合が多かった。これらの菟市は農村と都市の物流連結点になった。海城県城の菟市については以下の記録がある。

毎月三、六、九ノ日南門外ノ海城河ノ橋ヲ渡ツタ処ニ在ル広場ニ開催サレル、其他家畜市場、野菜市場ハ毎日開カレル本市場ニ於テ洗濯石鹼カ一個七〇銭ニテ売買サレ、……且又営口ヨリ袋ノ中ニ石鹼ヲ入レ行商シ居ル者ヲモ見受ケタルモ買受ケタル」。⁴¹同県の感王村の菟市には「毎月二、五、八ノ日ニ家畜市場カ開カレルモノニシテ」、大甲村には「毎月二、六、九ノ日ニ菟市アル模様ニテ、本村ノ市ハ時間ノ都合上之ヲ見ルコト能ハサリキ」⁴²

菟市の行商人は生活必需品を闇価格で販売した。販売は生活必需物資配給機構の配給時間はずして行われた。菟市で集まられた物資を都市に闇流入させ、大連経由の密輸や華北へ密輸を行った。

満洲国による統制経済の実施により、農村部の統制が進められた。しかし、満洲国農村はこの体制をなかなか受け入れなかった。村・屯の有力者は各自の利益を守るために、相当数の配給品を占有した。そして、彼らは余分の配給品を闇市場に流出した。この点からみても、満洲国の大部分の農村地域の統制に成功したとはいえない。大部分の満系土着資本は配給機構に入らず、闇市場に流入した。

III 満洲国農村闇市場の実態

闇問題が満洲国の農村統制を動揺させたことを示す資料は割合に少ない。都市の統計によって農村から流出した闇物資の問題がわかると考えられる。南満州の大都市奉天について、以下の記述がある。

満系人口が約 20 万人と見て、毎月六千珽の闇糧穀が必要となり、尚此の他に浮動人口と称する配給物資に入らざる部分が約 10 万人と推算して、之等は全部闇購入で暮すとすれば一人 15 珽にて毎月 1500 珽、両者を合計すると七千五百珽となり、之を奉天の糧穀の闇一珽二円と見て、毎月二千五百万円、年間には一億八千万円の莫大なる闇資金となる。斯る莫大数の主要糧穀の闇が旋風の中心となって……大都市に隣接する農村に於いては、……都市への闇物資搬入の代償として都市の闇資金の厩大量が毎月農村へ流入し、百姓の懐中に吸収される。推算に依れば現在農村より都市への闇糧穀の搬入に依って、都市より農村

へ流入する金が年間十億円乃至十二億円の多額に上ると云はれるが、単に糧穀のみに止らず蔬菜の闇、食品類の闇にて満農は現在相当に豊富な資金を持って居る。⁴³

1944年の奉天では九コの大市場があり、莫大な闇市場を通して消費者に販売した。

原材料、製品、生活必需物資一般の商売がこの九大市場（店舗 451 軒、露店 1096 軒）では殆ど公認された形で、統制とは凡そ無関心然として取引されている。……購買客数は一日三万人以上でその売上代金約三十五万円……⁴⁴

表 5-8 奉天市日常生活の闇依存率（1944年4～9月平均）

品目	雑穀	蔬菜類	魚類・肉類	其他食料品	調味嗜好品	衣料品	燃料	総平均
満系	70%	69%	91.1%	67.3%	63.6%	85.6%	62.9%	74.9%

品目	雑品	嗜好品	食料品	調味品	衣料品	燃料	総平均
日系	51.9%	3.4%	43.2%	11.0%	42.1%	35.9%	30.1%

注. 満洲中央銀行調査部『都市購買力実態調査報告書』（康德 11年7月） 210頁より作成。

このように都市部に住んでいる人々は、闇経済への依存度を非常に高めていた。闇市場の店舗や露店は、満洲国各地の農村から生活必需品を集め、都市部の消費者に販売する闇流通システムが形成していた。

一方、農村部の綏化県について、以下の記述がある。

四十四人の家族を有する三合屯の劉家では、昔織物を自由に手に入れた時代には、家族員中十五歳を越えた男子は大布（大尺布一八吋二二碼）一疋（一反のこと）、一〇～一五歳のもの半疋、五～一〇歳三竿（一竿は五尺）、婦女は一〇歳以上のもの半疋、五～一〇歳の三竿といふ割合で毎年『家全体』として支給したが、康德八年頃から綿布が自由に手に入らなくなったため、織物一疋の代りに金を四十圓（康德八年度）づつ各家族員に支給したといふ。⁴⁵

1941年以降、劉家家族全員 44 人は 40 元づつを支給されていたが、農村の配給機構から公定価格で生活必需品を購入できないため、闇市場から生活必需品を購入しなければならなかった。藤田順三は 1940 年 6 月から 1943 年 4 月まで遼陽市警務科経済保管股長の任にあり、この 2 年 10 ヶ月で遼陽市で経済統制違反の中国人 1400 人余りを逮捕した。⁴⁶

土着資本の各商店は、農家に生活必需品を供給すると共に、闇活動にも参加した。安達県の紹武興農会の談に「街ニ行ケバ何デモ手ニ入ル只無暗ニ高イ丈デ幾ラデモ入手スルコトカデキル」⁴⁷とある。海城県下各商店の営業状況を見ると、公定の対農家生活必需品の取扱は総資本金の二割弱を占めている。それに対して、相当の資本は他商品を取り扱っていた。

表 5-9 海城県下各商店営業実態調査表 (1942 年 7 月調査)

金額：元

商店名	資本金 (A)	利益 (B)	B/A の割 合	対農家生必 品 取扱金額 (C)	其他商品取 扱金額	合計(D)	C/D の 割合
盛記公司	30,000	128,698	429%	130,633	564,473	695,106	19%
公興湧	66,200	-1,424	-2.2%	40,081	321,143	361,224	12%
公和盛	38,000	10,193	27%	249,756	278,865	528,621	47%
徳泰盛	41,060	18,155	44%	20,009	83,755	103,764	19%
徳興東	16,300	17,397	107%	23,751	116,492	140,243	17%
同昌盛	18,000	728	4%	638	90,751	91,389	1%
天興会社	10,000	54,079	541%	5,682	249,964	255,646	2%
慶昇厚	88,000	15,459	18%	20,906	113,100	134,006	16%
徳昇厚	60,000	47,677	80%	21,414	183,721	205,135	10%
大徳厚	41,000	64,985	159%	13,498	99,173	112,671	12%
大連商行	26,150	-10,947	-42%	1,671	165,518	167,189	1%
東和洋行	8,000	1,168	15%	27,070	6,239	33,309	81%
日盛福	1,000	4,195	420%	792	27,115	27,907	3%
協和商店	4,000	-704	-18%	12,591	28,014	40,605	31%
天福興	1,000	-1,401	-140%	576	4,887	5,463	11%
万盛興	10,000	4,801	48%	4,971	45,700	50,671	10%
合計	458,710	353,049	77%	574,039	2,378,910	2,952,949	19%

注. 農村配給機構調査海城班『海城県配給機構調査報告書』(康德9年7月) 69~72頁より作成。

このように、満洲国の都市は、農村から膨大な物資を集めた。菟市を通じて物資を集め、土着資本が輸送をした。統制経済期における農村経済は、配給機構の一翼を担いながら、闇市場を形成した。満洲の県城は張氏軍閥時代から、経済力・政治力が集中して、農村・農民対する

関係を強化したことを明らかにした。

小 括

統制経済期には、県以下の市場は配給統制機構によって統轄された。生活必需物資が十分に農民に届かなくなった。その結果、闇活動が盛んになり、戦局と共に県下の菟市を中心として村や屯まで浸透した。農村部の闇活動は配給統制政策の隙間を利用してどんどん拡大した。満州国は日本人を中心とする県統制機構をつくり、県統制機構を通じて街・村を統制しようとした。しかし、多くの村・屯の有力者は配給権力を利用し、自らの利益を求めて、大量の配給物資を闇に流出させた。一方、農民たちは手元の一部生活必需品を闇に流出させ、生活必需品を購入した。農村の統制配給機構の外で「行商人—村・屯の有力者—農民」という「三位一体」の闇市場が形成された。「行政—協和会—合作社」という「三位一体」の配給統制政策と対峙し、共存した。しかし満州国の統制経済圏はだんだん弱体化し、1943年以降、農産物の集荷を実現するために、警察力も動員しなければならなくなった。1945年になると闇経済は公然とその存在が認められるようになった。

この一連の推移中で、「満州国」は経済統制期に入ってから、県—街・村の二級統制構造を通じて農村社会末端を支配しようとした。しかし、満州国の権力支配は農村末端まで浸透していたとはいえない。行商人や相当数の村・屯有力者、農民はかなりの程度で統制経済圏の外側に遊離していた。「満州国」政権の崩壊により、統制経済圏が一気になくなった。非統制経済圏の闇市場は現実の経済循環システムになった。このシステムを誰か把握するが満州国政権崩壊後の重要な課題になった。

- ¹ 「満洲国」についての研究は、浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満洲支配——十五年戦争期を中心に』（時潮社、1986年）、山本有造編『「満洲国」の研究』（緑蔭書房、1995年）など総合的な成果が出され、近年では「満洲国」に対する研究成果が一層進んできた。山本有造『「満洲国」経済史研究』（名古屋大学出版会、2003年）、田中隆一『満洲国と日本の帝国支配』（有志社、2007年）、日本の殖民地文化学会と中国の東北淪陷十四年史総編室共編『「満洲国」とは何だったか』（小学館、2008年）などの大きな進展があった。
- ² 塚瀬進：「1940年代における満洲国統治の社会への浸透」（『アジア経済』第39巻7号） 11頁。
- ³ 風間秀人：『満洲民族資本の研究—日本帝国主義と土着流通資本—』（緑蔭書房、1993年）。
- ⁴ 同前、186頁
- ⁵ 山本有造：『「満洲国」経済史研究』（名古屋大学出版会、2003年）。
- ⁶ 同前、66頁
- ⁷ 塚瀬進、前掲、2頁
- ⁸ 解学詩『偽満洲国新編』（人民出版社、1995年）。
- ⁹ 同前、769頁
- ¹⁰ 注：本格的な統制経済は、1937年中日前面戦争前後に始まった。1937年5月の「重要産業統制法」公布・同年10月実施、10月の「綿花統制法」、1938年2月の「国家総動員法」、4月の「鉄鋼類統制法」、10月の「米穀管理法」、12月の「毛皮皮革類統制法」、1939年に入ると、一層「原綿、綿製品統制法」・「主要米穀統制法」・「小麦及び製粉業統制法」などである。
- ¹¹ 農村配給機構調査第九班『通陽県配給機構調査報告書』（康德9年7月） 10頁。
- ¹² 1940年6月～1943年4月偽満洲国遼陽市警務科経済保管股長を勤めていた藤田順三の供述
中央档案馆、中国第二歴史档案馆、吉林省社会科学院合編『日本帝国主義侵華档案資料選編（7）偽満憲警統治』（中華書局、1993年） 651頁
- ¹³ 前掲、『通陽県配給機構調査報告書』 11頁
- ¹⁴ 農村配給機構調査海城班：『海城県配給機構調査報告書』（康德9年7月） 18頁。
- ¹⁵ 前掲、『通陽県配給機構調査報告書』 56頁
- ¹⁶ 前掲、『海城県配給機構調査報告書』 33頁
- ¹⁷ 同前、31頁
- ¹⁸ 農村配給機構調査開原班：『開原県配給機構調査報告書』（康德9年7月） 13頁。
- ¹⁹ 前掲、『通陽県配給機構調査報告書』 58頁
- ²⁰ 前掲、『海城県配給機構調査報告書』 32頁
- ²¹ 前掲、『開原県配給機構調査報告書』 13頁
- ²² 間島省延吉県班：『生必物資ノ農村配給機構調査報告書』（康德9年7月） 53頁。
- ²³ 前掲、『通陽県配給機構調査報告書』 31頁
- ²⁴ 前掲、『海城県配給機構調査報告書』 32頁
- ²⁵ 満洲国実業部臨時産業調査局：『農村実態調査報告書』第四卷（龍溪書舎 1989年復刻） 71、72頁。
- ²⁶ 前掲、『満洲民族資本の研究—日本帝国主義と土着流通資本—』 186頁
- ²⁷ 前掲、『海城県配給機構調査報告書』 38頁
- ²⁸ 前掲、『海城県配給機構調査報告書』 38頁
- ²⁹ 同前、53頁
- ³⁰ 前掲、『通陽県配給機構調査報告書』 62頁
- ³¹ 同前、71頁
- ³² 同前、60頁
- ³³ 同前、61頁
- ³⁴ 前掲、『海城県配給機構調査報告書』 47頁
- ³⁵ 東北物資調節委員会研究組：『東北経済小叢書③（流通篇 上）』1948年 114頁
- ³⁶ 興農合作社中央会：『糧棧組合及組合員ニ関スル調査、統計篇』 1943年の統計により
- ³⁷ 前掲、『海城県配給機構調査報告書』 47頁
- ³⁸ 警務総局経済保安科編：『満洲国の経済警察』1944年 72頁
- ³⁹ 前掲、『海城県配給機構調査報告書』 73頁
- ⁴⁰ 同前、35頁
- ⁴¹ 同前、35頁
- ⁴² 同前、35頁

-
- ⁴³ 満州中央銀行調査部『全満都市の生活必需物資配給事情と闇価問題』（康德 11 年 7 月） 40～47 頁。
⁴⁴ 満州中央銀行調査部『都市購買力実態調査報告書』（康德 11 年 7 月） 210 頁。
⁴⁵ 王振経「農民の衣」（『満洲評論』第 27 卷第 5 号、昭和 19 年 8 月） 22 頁。
⁴⁶ 前掲、『日本帝国主義侵華档案資料選編（7）偽満憲警統治』 650 頁
⁴⁷ 前掲、『農村生必需品物資配給機構調査報告書』 80 頁

第六章 日中戦争による「満洲国」農業政策の転換

課 題

本章は、満洲国の農業政策がどのように展開したのかを究明することを課題とする。農業政策の検討を通して満洲国の統治実態を究明することは重要な意義があるだろう。

これまでの満洲国の研究には、農業政策を正面から考察する研究はほとんどない。満洲農村に関する研究成果では、まず風間秀人の成果をあげられる。満洲農村の糧棧という土着資本は、糧棧は統制経済実施前の日本の支配に対して「従属と対抗」の姿勢をもっていた。満洲農村社会と深く結合し、日本資本の介入を阻止して、独自の経済圏を確保していた。統制経済期には満洲の糧棧は分裂し、大糧棧を中心とする組織は満洲国の農産物蒐荷機構の下部に組み込まれ、満洲国の統制支配の下で農産物の加工・保管などを行った。中小糧棧は満洲国の農産物流通機構から排除された。彼らは満洲国各地に存在している闇市場の形成・拡大する過程のなかで、日本帝国主義の支配と対抗・対決する民族資本として存在した。風間は日本帝国主義の満洲農村の土着資本に対する支配政策は失敗だったと指摘した¹。更に、風間秀人と飯塚靖は「農業資源の収奪」策をめぐって、満洲事変期・日中戦争期・太平洋戦争期に分けて検討した。流通政策・増産政策、蒐荷機構の実績、農事合作社・興農合作社、糧棧の対抗など四つの課題を通じて、満洲国の農産物収奪政策の展開と実態と検討した²。

次に、中国の解学詩は『偽満州国新編』で満洲国農業政策をふれている。満洲国の農業生産は停滞した根本的な原因は農民の貧困であり、農業生産投資不足により農業改良を実現していなかったと説明した³。

山本有造の『「満洲国」経済史研究』は、マクロ的指標を利用して数量的・実証的に満洲国14年間の経済を分析した⁴。農業面に対しては、1920年代後半から1940年代後半までの満洲農業生産指数と農産物統制を検討した。これらは農業生産力の水準と構造の作業であり、満洲国の農業政策の検討ではない。原朗の「満洲事変期の経済統制政策」は鉱工業の統制を中心に分析した。⁵要するに、本論の検討対象である日中戦争期下の満洲国農業政策については、前述した各研究で多少言及しているが、全面的な検討はなされていない。

そこで本章では以下の問題を検討したい。

第一に、満洲国初期に、満洲国はいかなる農業政策を立案し、どのように農業政策を実

施しようとしたのかを検討したい。第二には産業開発五ヵ年計画と統制経済開始をめぐって農業政策が国策の重点項目とされた日中全面戦争展開期の満洲国の農村政策を検討する。第三に、アジア太平洋戦争期に、蒐荷目標実現が農業政策の主眼となることを検討する。

以上の課題を検討することにより、満洲国の農村に対する統治の展開過程を明らかにしたい。

I 満洲国初期の農業政策

まず、満洲国初期にいかなる農業政策を立案し、満洲国はどのように農業政策を具体化しようとしたかを検討したい。

1 農業政策の基調

満州事変により、関東軍は満洲全域を占拠した。軍事占領とともに、今後の満洲経済開発に関する問題が浮上した。1931年12月8日、関東軍参謀部第三課は「満蒙開発方策案」を作成した。「満蒙開発政策は原則として内地及植民地と満蒙とを一体として企画経済の下に統制実行すること」⁶とした。一方、「満蒙の開発方針」については、満洲を「平戦両時に於ける帝国の資源独立政策に適應せしむること」、さらに、満洲の農業経済に対しては「差当り国家統制の下に適當なる資本団をして行はしめ為し得る限り之に国家資本（地方自治資本共）を参加せしめ所謂資本家をして利益を壟断するを許す」⁷意図を明らかになった。この案は1933年の「満洲国経済建設綱要」に大きな影響を与える。

1933年3月1日、満洲国政府は、関東軍特務部および満鉄経済調査会が立案した「満洲国経済建設綱要」を発表した。この綱要は所謂「満洲国第一期経済建設」の計画である。綱要は「順天安民・王道楽土」を実現するために、満洲国の経済建設は「無統制ナル資本主義ノ弊害ニ鑑ミ之ニ所要ノ国家的統制を加ヘ資本ノ効果ヲ活用シ以テ国民経済全体ノ健全且ツ浚刺タル発展ヲ図ラントス」⁸とした。農業政策に関する内容は、以下の通りである。

(一) 我國民經濟は農を以て其根幹とす而して農産増殖の目標は外国に依存する農産物の自給を図ると共に一般農産物の輸出に努め以て農民大衆の福利を増進し其生活を向上せしめんとす

(二) 農産の改良増殖 (イ) 我農業経営の基幹を為す大豆、高粱、粟、玉蜀黍に就ては之が栽培に指導奨励を加え品種の改良と其の増殖を図る (ロ) 棉は栽培面積三十万町歩、繰棉年産統一億五千万斤に達せしむ (ハ) 小麦は栽培面積二百三十万町

歩、年産額二千万石に達せしむ(二) 煙草、麻類、落花生、胡麻、蓖麻、忽布、甜菜、果樹、蔬菜等の栽培並柞蚕の飼育を奨励して農業経営の改善並農家経済の調和を図る

本綱要を前述した関東軍の案と比べると、満洲農業を国家が統制し、自給自足を目指して農家の経済力を強化する考え方が新たに示されたことがわかる。(イ)は普通作物を増産し、(ロ) (ハ)では棉花・小麦の増産額を具体的に取り上げ、(ニ)で農家経営改善にも言及している。軍需的意義が持っている棉花・小麦について、一定の需要量を確保しなければならないと考えられた。

しかし満洲農業は建国前からすでに世界経済恐慌に襲われていた。農業金融と流通システムは張軍閥政権の撤退により危機状態に落ち込んでいたため、「大豆その他の農産物の暴落は更に農民の農産物処分難となり金融梗塞して如何ともし難い窮状」となった⁹。

表6-1 満洲国農業生産統計表 面積単位:千陌 収穫単位:千噸

年次	大豆		其他豆類		高粱		粟		玉蜀黍		小麦		水稻		陸稻		合計	
	面積	産量	面積	産量	面積	産量	面積	産量	面積	産量	面積	産量	面積	産量	面積	産量	面積	産量
1924年	2167	3451		177	2191	4450	1549	3025	698	1618	745	805	56	94	78	88	5317	10080
1925年	2678	4178		239	2508	4678	1887	3119	1028	1808	880	961	93	192	108	150	6504	10908
1926年	3337	4781		415	2377	4523	1910	2982	1099	1702	895	968	110	180	118	133	6509	10488
1927年	3542	4822		434	2653	4577	2096	3207	1004	1712	1138	1448	125	148	117	147	7133	11239
1928年	3743	4839		476	2896	4610	2169	3272	987	1741	1317	1469	82	150	101	145	7552	11387
1929年	3993	4854		277	2967	4678	2133	3350	877	1612	1298	1302	88	137	112	156	7475	11235
1930年	4190	5360			3066	4771	2289	3299	924	1588	1379	1384	80	154	120	157	7858	11353
1931年	4202	5227			2980	4497	2238	2960	989	1706	1579	1580	82	158	123	162	7991	11063
1932年	4225	4267	301	277	2830	3229	2254	2615	885	1541	1556	1133	80	109	107	137	7712	8764
1933年	3247	4601	323	325	2527	4021	2365	3184	1046	1758	1033	863	74	166	100	143	7145	10135
1934年	3365	3398	322	279	2845	3469	2364	2123	1195	1502	909	643	116	215	125	125	7554	8077
1935年	3363	3859	330	272	2954	4103	2464	2967	1280	1902	1008	1015	115	285	137	137	7958	10409
1936年	3431	4147	366	330	3053	4240	2577	3187	1288	2072	1106	959	170	438	136	136	8330	11032
1937年	3590	4173	364	309	3046	4098	2613	3184	1418	2126	1216	1079	200	522	134	134	8627	11143
1938年	3905	4612	356	305	3291	4678	2708	3133	1622	2400	1307	976	255	600	123	123	9306	11910
1939年	4008	4014			3377	4443	2762	3041	1763	2333	1350	892	284	694	95	95	9631	11498
1940年	3597	3480			2935	4399	2935	3138	2029	2776	1023	779					8922	11092

注①. 日滿農政研究会東京事務局『満洲農業の研究 其の一 ―生産の統計的分析』(日滿農政資料 第九輯)1942年、78～82頁;

注②. 1932～1938年の其他豆類は『満洲農業要覧』393-394頁よりデータを補足する

満洲国はこの局面を打開するために、1934年2月農業政策の根本方針を決定した。一つは南満方面においては極力棉花や麻などの栽培を督励することであり、もう一つは北満方面も大豆以外の農作物に転作するよう督励することであった¹⁰。大豆以外の農作物とは小麦のことである。ハルピンを中心とする北満鉄道沿線の都市には比較的大規模な新式製粉工場があったものの、満洲では小麦粉が不足である。そこで、満洲国政府は1935年から、北満で改良種子を配布する政策を実行し、積極的な増産をはかった。しかし、表6-1の小麦生産の推移を見ると、1931年のピーク時以降はずっと下がっている。増産政策の実際的

な効果は見られなかった。30年代は高粱、玉蜀黍と粟が増え続けた。農民は恐慌に対して、自衛手段として大豆、小麦などの経済作物の栽培から粟、玉蜀黍、高粱など自分たちの自家用主食作物に転換する傾向が分れた。一方、棉花の生産状況は（表6-2）、1934年には収穫量が一番多かったが、1936年度から満洲の改良棉栽培が拡大すると共に、在来棉花の収穫量は減少してきた。棉花を中心とする原料農産物の増殖計画は南満で実施されたが、増殖・増産成績は良好ではなかった。

表6-2 1933—1938年満洲国棉花栽培統計表 面積単位:千陌 収穫単位:千斤

棉花			改良棉		在来陸地棉		在来棉		棉花合計		
年度	作付面積	収穫高	年度	作付面積	収穫高	作付面積	収穫高	作付面積	収穫高	作付面積	収穫高
1933年	52	117,897	1936年	1	1,995	28	38,555	53	74,087	82	114,638
1934年	92	166,612	1937年	5	8,193	39	53,154	57	75,403	101	136,750
1935年	56	76,220	1938年	18	26,179	22	24,853	46	37,616	85	88,649

注. 日満農政研究会新京事務局:『満洲農業要覧』(1940.7.12) 425—426頁より作成

筆者の南荒地村の農産物販売状況の検討によると、大豆経済に頼っている満洲農村は、満洲国初期農業政策の影響を受け入れないまま、大豆・高粱・包米を中心に生産していたことがわかった¹¹。「満洲国経済建設綱要」の増産計画は村まで浸透していなかった。「南棉北麦」という政策の意図と効果は限定されていた。

第一に、「南棉北麦」への転換は工業の原料を確保するためではないかと考えられる。ただし、満洲農民の主食への転換意欲が強かったため、小麦の増産目標はほとんど実現していなかった。

第二に、棉花政策の目標は原料農産物の満洲国での自給を確保することであったが、1934年以降の棉花生産総量は逆に減少していた。

満洲国初期の農産物増産計画は基本的に失敗したと考えられる。その要因は、第一期経済建設の中で、関東軍と満洲国が農業政策を軽視したことである。増産計画は示したが、そのための資金はほとんど農業に投資されなかった。まず、1932—1936年の間に、地方財政＝県旗市財政における勸業費は僅かに0.86%、0.57%、0.38%、0.43%、0.73%であった。それに対して警察費と公署費は66.44%、63.69%、58.31%、49.73%、46.69%を占めていた¹²。一方、国家財政のうち、1932—1935年の農業投資データが収集できていないが、1936年の場合、実業部経費（5,623,368元）は満洲国歳出（1936年分：219,405,000元）の僅かに2.56%であった。そのうち34.64%が農業への投資である¹³。この時期の満洲国は主に農村の治安回復に注目し、生産部門への投資額は不足していた。

2 満洲国農業政策の展開と効果

満洲国の農業増産の主な目標は小麦と棉花などの軍需農産物であり、満洲農業の基幹であった大豆生産は減反・調整された。そのため、1931年までの満洲大豆の生産量は増えて続けたものの、満州事変後以降は落ち込んだ。大豆を中心とする満洲一般農産物の流通と農家金融の再編が不可欠となった。これらの状況に対する満洲国農業政策を分析したい。

A 農村金融政策

農村金融の促進は農村経済の重要な一環である。満州事変前は、官銀号（東三省官銀号・吉林永衡官銀錢号・黒龍江商官銀号）という金融機構から官商を中心とした糧棧へ資金が供給された。そのうちの相当部分は満洲の大地主と富農の手を経て農民に貸し出された。糧棧も一部の金を農業資金として農民に供給した¹⁴。しかし満州事変勃発後、農村に在住していた富農や地主は、敗残兵や馬賊などの略奪行為を防ぐために、資金を持って治安状況がよい都会地へ引越した。資金供給はほとんど都会地に集中した。1933年5月には、官商糧棧機構が全廃となり、糧棧から農民への資金供給の道も断れた。旧来の農村金融システムは崩壊した。別稿で検討した南荒地村の借貸関係¹⁵では、この時期に相当の農家が借金状態となった。借金農家は主に農村の中堅層農業経営農家であり、主に知人・親戚関係から借金してもらったのである。

このような満洲農村の困窮に直面した満洲国政府は、治安維持を目的とした。「農民経済の救済を提唱し」¹⁶た。1933年から「春耕資金」と称する低利農業資金が満洲中央銀行から貸出された。しかし春耕資金の供給は一時的な措置であり、この政策を継承するために金融合作社が設立された。金融合作社は1933年に奉天公署が「朝鮮金融組合の範に倣い」¹⁷、3月奉天で、5月復県で設立した。それ以降、1934年には奉天省の鉄嶺・遼陽・開原・錦県・撫順・蓋平・興安・遼源、吉林省の永吉・額穆、黒龍江省の克山など全国的に設置した。1938年までに110社、社員50万を超え、加入農家は全農家の9.1%に達した。¹⁸しかし金融合作社の融資条件は厳しく、財産担保なども必要だったので、貸付対象は地主富農中心となる。この時期の金融合作社の貸付業務は担保貸付金を中心としており、担保力のない零細農5～10人で一組で連帯保証団を組織させ、それに対して一人当たり50元までの低利融資をはかる制度であった。この制度は相互連帯保証の役割を果させようとする意図はあるが、寧ろ「各保証団体は夫々団長に依って統制されて居り更に各保証団体は分事務所或いは分駐在所を通じて、所属金融合作社の傘下に統制される仕組みとなつて」¹⁹いた。

金融合作社諸政策の結果を検討しよう。1934年以降、満洲国実業部臨時産業調査局により大規模な農村実態調査が実施された。1936年度には南満地方を中心として全満に亘り

21 県を選び実地調査が行われた。この調査により「農村実態調査報告—農家の負債並に貸借関係篇（南満の部）」を作成した。調査対象はほとんど県城近くの村であった。10 か村計 569 戸の農家の借入先は、農家の相互金融が 55.65%、営利的金貸業者（当舗）が 12.17%、商人（糧棧・油房・雜貨舗など）が 18.70%、金融合作社 0.11%、農商貸款 2.67%、義倉 0.03%、救済貸付 0.06%、煙草耕作組合 1.64%などであった²⁰。相互金融の比率が圧倒的に多く、金融合作社は少なかったが、それ以降金融合作社の貸出額と成績は年々好調になる。双城県興礼村沈家窩堡の調査によると、興礼村沈家窩堡の 27%の農家は金融合作社から融資をうけた。ただ富農レベルの 4 戸の農家が村全体の金融合作社からの借金の 81%を占めている²¹。

1941 年には満洲調査機関聯合会と農業金融調査委員会は農業生産と金融の関係を検出するために、満洲にある各種金融²²を対象とする調査を行った。191 屯・791 戸の農家調査では、借入先は、農家の相互金融が 45.65%、地主が 5.67%、営利的金貸業者（当舗）が 1.56%、商人（糧棧・油房・雜貨舗など）が 6.06%、合作社 39.12%、その他 1.94%となっている²³。

これらの調査は場所・時点・規模は異なっており、サンプル数も少ない。調査方法も具体的にふれられておらず、信憑性は定かではない。少なくとも満洲国の農村金融は農民相互金融であること、営利的貸付業者と商人の金融は金融合作社政策の浸透によって衰退しつつあったこと、農村金融政策が地主・富農にかたよっていたことなどが傾向としてわかる。余剰の農産物を市場に販売する農家は、ほとんど農村の地主と農業経営層の富農であり、農村徴税は主にこれら中農以上の農家が多かったので²⁴、農業金融政策は彼らを中心として農業資金を提供したことになる。

B 農村統制政策

張軍閥政権は農産物市場に対して統制を加えることはほとんどなかった。農民の農産物販売は穀物問屋である糧棧の意志によって自由に取引され、その価格は大連を通して、世界市場の農産物価格とともに連動していた。

建国後満洲国は統制経済に着手した。1933 年から棉花・葉煙草・麻類の増殖計画を立て、これらの特殊農産物の価格への統制を行った。満洲国政府は大豆共同販売会を組織した。この共同販売会も市場価格統制の一種に言ってもよい。共同販売会は恐慌克服の一時的措置に過ぎないし、農民の反応は消極的だった。共同販売会は 1933 年に黒龍江省管内の主要集散地 21 ヶ所に設けられたが、委託した農民は 138 名にすぎず、委託大豆数量も 6092 トン²⁵という惨憺な状況であった。これに対して、恒久的な市場統制政策とみるべきの糧穀交易市場の設置が求められた。1935 年に、濱江県青崗県公署は「県下中間業者の不当利

潤を排除し以て公正なる取引の確立と、全県下の糧穀取引の統一に重点を置き、現有糧穀取引機構に改革を加ふる事に決定」²⁶した。11月29日交易市場設立と市場外の取引禁止を実施した。交易市場の「創案は周辺の各県参事官の共鳴を得、……各県に運動が拡大されて行った」²⁷という。北満穀倉地帯の各県の農事合作運動は異常に盛り上がり、「今日（1942年）では設立をみざる県としては殆んどない状態であった」²⁸。満洲国の県以下のレベルの行政財源は、主に土地税の响捐と販売税の糧捐であった²⁹ため、これらの運動は前述した農産物取引の合理化・統制の基本動機のほかに、「各県における税收の確保という要請もあった。これは出産糧石税の付加税である糧石捐は、糧穀取引地における県の収入となるので、生産県では自県において蒐荷し取引させることを狙いとしたのであった」³⁰。要するに、この時期には満洲国に対して地方統治中心の県財政充実は農村支配浸透の重要な一環である。その結果では、各方面から交易市場に非難・指摘し、交易市場の政策は根本的な改革を直面していた。

交易市場の運営は特産商・糧棧の既存の利益を損害した。ただ交易市場は、設置箇所が少ない、サービスが悪いなどのため普及せず、出荷された農産物数量は満洲全体の農産物出荷量の半分に満たなかった。³¹これは、交易市場の動機は各県の財政確保を目的として、「市場手数料は…農民の負担が加重せられたる」³²。

3 小結

以上述べたように、日本支配下において、満洲国の農業政策は「満蒙開発」を目指して、農産物を増産しようと計画したが、現実条件によって、関東軍の指導に従って、満洲国は農村社会治安の安定、農産物の販路開拓、大豆単一耕作の危険分散などの策を実施した。これらの基本目的は満州事変後の困窮な地方財政を確保することである。しかし、このことは、満洲の農業政策が日本支配目標を実現したということを示すものではない。関東軍の農業軽視によって、農産物増産の目標は実現していないし、財政充実を中心とする農業政策によって、政府は満洲の土着資本を通じて農産物の蒐荷を行い、直接的に農産物を支配できなかった。農村市場にある土着資本は農産物取引を掌握し、農村の金融と市場面を強力に支配していたのであった。そのため、農業増産と農産物統制を中心とする農業政策に対しては、農産物蒐荷を企図する満洲国政府は新たな施策を講じなければならない。

II 日中全面戦争期の農業政策

日中全面戦争期に満洲国はいかに農業増産と農産物統制を展開したのかを検討する。

1 満洲農産五カ年計画の修正

1936年に、「満洲国第二期経済建設」計画が立案された。この動きを主導したのが石原莞爾であることはよく知られている。陸軍省は8月3日に「満洲開発策綱要」を決定し、8月5日付で関東軍に示達した。関東軍は8月10日に「満洲国第二期経済建設要綱」を提出した。この案の中では農業政策に関する要点は以下の通りである。

- 三 …農業生産品ノ有事ノ際ニ於ケル軍需ヲ考慮シ成シ得ル限り現地補充主義ノ下ニ適當ナル施策ヲ講ズルモノトス
- 四 現地調弁主義ノ目標ト日滿経済融和ノ精神ニ基キ、帝国政府ニ於テハ満洲国産業統制ニ關聯シ、内地、外地ヲ通ズル産業上ノ統制ニ關シ格別ノ考慮ヲ払フモノトス

関東軍、満鉄、満洲国三者は以上の方針に基づいて、1936年10月の湯岡子会議でその骨格を決めた。1937年1月25日に関東軍司令部「満洲産業開発五年計画綱要」を最終的に決定した。関東軍は満洲の「自給自足」方針に基づいて、軍事需要の「現地補充主義・現地調弁主義」を実現するために「農業統制経済」を発足させたと考えられる。「満洲産業開発五カ年計画」の主眼は関東軍主導の下で、国防産業の拡充のために、自給自足と国民生活安定を中心目標とした。計画は「鉱工業、農畜産、交通通信、移民の四部門に分かれ、生産力拡充目標は計画前の二倍乃至五、六倍に達せしめんとするもので、所用経費は二十五億圓乃至三十億圓と称せられ、鉱工業・農畜産等の直接産業部門が60%、交通通信・移民の補助産業部門が40%を示し、鉱工業の中、鉄・石炭・電力・液体燃料だけで73%、これに産金を加へると80%、自動車飛行機鉱業を加へると90%」³³となる。要するに、農業は満洲産業開発五カ年計画のなかで、依然として従属的な役割をもっていた。しかし、産業開発計画の目標は単に鉱工業だけではなく、「工業原料として、食糧として、飼料原料としての軍需的要請にバックされて、産業開発五カ年計画が樹立されることとなった」³⁴という。

1937年春に樹立された生産計画（表6-3）は、特殊農産物と普通農産物を網羅したものであった。

- (1)有事の際特に必要とせらるるものの現地調弁の見地からする改良又は増産のため米・小麦・大麦・燕麦・ルーサン・ケナフ（洋麻）・蓖麻・棉花の九種目。
- (2)農産物の自給自足を計る見地より改良又は増産を図るものとしての黄色葉煙草・甜菜の二種目。
- (3)其他国民生活安定の見地よりする改良又は増産作物として高粱・大豆・粟・玉蜀黍の四種目³⁵

この案では、対象とされた農産物は15種類がある。(1)は軍需作物であり、または特殊

作物ともいえ、これは最も増産の努力を尽くとしていた。それに対しては、(2)と(3)は一般民需作物で「改良又は増産」することとした。しかし、事実上の方針は「改良だけで」³⁶あった。表6-4によれば、(3)の大豆・高粱・玉蜀黍・粟はむしろ減反の方針さえ採られた。一方、「日本移民の入植地保留に対する考慮……軍需作物増産のために民需作物がその耕地を引渡さねばならなかった」³⁷。更に、表6-1の実績では満系農民が前述したように主食に逃避する傾向がしめされており、「作物転換の予想外の困難」³⁸であった。

表6-3 満洲産業開発五ヵ年計画の農業関係 単位:千トン

資源名	1936年現在能力	五年後目標	倍率	記事
米	337.2	517.7	1.5	国内自給考慮
水稻	257.9	417.6	1.6	日本移民による増産
陸稻	79.3	100.1	1.3	満農による自然増
小麦	966.0	2024.4	2.1	国内自給を目標 日本移民を主として満農の作付転換、ニ荒地の復興による
大麦	184.6	262.0	1.4	
燕麦	47.8	89.0	1.9	軍需を考慮
ルーサン	1.9	152.0	80.0	
洋麻	7.2	23.1	3.2	麻袋輸入の防遏、国内自給目標、作付転換
亜麻	1.6	23.1	14.4	
蓖麻	30.0	40.0	1.3	軍需を考慮
棉花	15.0	45.5	3.0	輸入の防遏、満農の作付転換
煙草	2.4	9.9	4.1	国内自給を考慮
甜菜	69.0	300.0	4.3	輸入の防遏
大豆	4201.3	4730.0	1.1	輸出の増進
高粱	4241.8	4600.6	1.1	対日輸出確保 反当収量の増加、ニ荒地の復興による
粟	3439.4	3590.0	1.0	民食自給確保 反当収量の増加、ニ荒地の復興による
玉蜀黍	2124.7	2200.0	1.0	対日輸出確保 反当収量の増加、ニ荒地の復興による

表6-4 満洲農産開発五ヵ年計画第一年度における作付面積と農産物増産計画対照表

	1936年		1937年度計画		増加	
	面積/千陌	産量/千トン	面積/千陌	産量/千トン	面積/千陌	産量/千トン
水稻	173.9	442.0	191.4	548.0	17.5	106.0
小麦	1085.0	835.0	1150.0	1094.0	65.0	259.0
大麦	139.0	192.0	139.0	192.0	0.0	0.0
燕麦	35.0	33.0	39.0	41.0	4.0	8.0
ルーサン	0.3	1.8	1.0	3.1	0.7	1.3
洋麻	0.7	0.7	2.0	2.0	1.3	1.3
亜麻	10.1	1.7	14.0	2.9	3.9	1.2
蓖麻	50.0	30.0	52.0	31.0	2.0	1.0
棉花	81.7	15.0	101.9	17.0	20.2	2.0
葉煙草	1.8	2.4	2.2	2.9	0.4	0.5
甜菜	6.3	51.0	12.0	134.0	5.7	83.0
大豆	3480.0	4100.0	3440.0	4130.0	-40.0	30.0
高粱	3080.0	4190.0	3070.0	4270.0	-10.0	80.0
玉蜀黍	1290.0	2120.0	1280.0	2090.0	-10.0	-30.0
粟	2750.0	3080.0	2740.0	3120.0	-10.0	40.0

注. 横山敏男『満洲国農業政策』東海堂 1942年 80~81頁より作成

1937年、5月10日から15日にかけて、関東軍の主催による農業政策審議委員会が開催された。委員会は五ヵ年計画を遂行するために行政機構改革を発表し、「農業政策綱要」

として答申した。

農畜部門の改良助成方策から林制の確立、さては土地制度の大綱樹立に及び、……農事合作社を中心とする、金融・生産・流通・利用の統制をなし、依って農家経済向上を図ると共に増産計画の要望に応ぜしめんとさせる……農事合作社乃至は農事協同組合の組織普及を以て満洲農村向上に資せんとする思想は、この農政審議会に依って表明された³⁹。

農業政策審議会の答申を受けた満洲国産業部は、「日滿ブロックの強化と農産物の自給自足化を図るため重要農産物の生産配給統制を断行することとなり……農業統制の実行機関には一県一組合主義」⁴⁰によって農事合作社を設立することとなった。1937年6月、農事合作社が設立された。農事合作社の生産統制方針は以下の通りである。適地適作主義

- 一、適地適作主義に基き農産物の生産割当を行い地域的に作物転換を行わしむ
- 二、農作物の輸出入は種類を指定しこれを国家管理とす
- 三、米・小麦・棉花・大豆・亜麻・煙草・甜菜・ケナフ（洋麻）・ルーサン（飼料）等の重要農産物の生産、販売を統制す
- 四、農作物の専売制は米のみとしその他は国家管理の下に価格統制により自給関係の円滑を期す⁴¹

その後、日中全面戦争が勃発し、「支那事変完遂の目的の下に、日本が第一次の物資動員計画を樹て」⁴²、1938年初の関東軍第四課「満洲国産業開発五年計画第二年度以降対策ニ関スル意見」に基づいて、満洲国は5月の修正案を決定した。この修正案の農業関係については、対象農作物を当初案の十五種目に更に四種目を付加して十九種目になった。その新種目は蕎麦、柞蠶、荏と落花生である。

- (I) 輸出振興並に輸入防遏に関するもの：大豆、蕎麦、荏、落花生、小麦、ケナフ、棉花、葉煙草、甜菜の九種目。
- (II) 国民生活安定に関するもの：高粱・粟・玉蜀黍・柞蠶
- (III) 戦時並に平時の軍需に應ずるもの：水稻・大麦・燕麦・ルーサン・亜麻・蓖麻

43

この修正案が1937年の計画に対して異なる点の、第一は、軍需作物の増産のみに偏るのではなく、大豆を中心とする普通作物の増産をはかることであった。これらの普通作物の増産目的は第三国に対する輸出に置かれた。要するに、満洲国本来の基本作物の増産により農民生活安定と生産力拡充をするという意図が明確である。第二は、盧溝橋事件後の華北侵攻により大麦・燕麦・ルーサン・亜麻・蓖麻などの軍需作物の確保が出来るようになったため、軍需作物の地位が低下した。他方、華北地方の食糧不足問題は深刻であり、日本農業は特に食糧の長期戦下における脆弱性が呈し、満洲国の農業動員による食糧不足

を填補し、日本・満洲国・華北占拠地における農業関係は一層強化された。

以上を要言すれば、この時期の満洲国農業政策の中心は米、小麦、大麦、燕麦、ルーサン、ケナフ（洋麻）、蓖麻、棉花などの軍需用作物が重視された。一方、普通作物には、力をいれていなかったとも言えよう。日中全面戦争の勃発前後、満洲国農業政策が一転し、満洲にある代表的な農産物である大豆を中心とする普通作物の増産に転換した。この政策の転換は、日中全面戦争期の満洲国農業に、大きな影響を与えた。表 6-1 の生産統計によると、満洲国農業を大幅に増産することが難しい、日中全面戦争期に日本と華北占拠地への供出を確保するために、普通作物の増産を目指す同時に、満洲農村の蒐荷も重視する策へ転換することは次項で検討する。

2 農産物統制政策の展開と限界

本項の課題は、満洲国政府が行った農産物統制の具体策の推移と実態を把握することである。

A 米穀統制・糧穀統制・特産統制（1937年8月～1939年11月）

満洲産業開発五ヵ年計画による歴大な資金⁴⁴投入と日中戦争全面化によって、一時的に安定したか見えた農産物をはじめとする物価は上昇し続けた。そのため、満洲国政府は1937年8月3日、前述した増産対象作物である米・小麦粉・燕麦・玉蜀黍・粟・蓖麻などの価格を抑制すべく「暴利取締に関する件」を公布した。1938年2月26日に国家総動員法を公布し、4月12日暴利取締令を改正強化した。⁴⁵1939年7月28日物価委員会において「時局物価対策大綱」の基本方針が明示した。大綱の特徴は以下の通りである。

- (一) 諸経済建設計画を積極的に促進せしめることを一般的な基準とし、かつこれと並んで国民安定をはかるために、理論より実践を重視する。
- (二) 戦時適正価格の安定を目標とするが、国内物資、輸出入品不急不要品、代用可能品につき各々その特殊性に照応して定める。
- (三) 重点主義により、先ず一般消費資材、生活必需品、家賃、労賃などに主力を注ぎ、生産資材については日満物動計画に即応して、現在の統制機構を整備強化するとともに、物資委員会との関聯において別途に考慮する。
- (四) つねに日本との関聯を考慮する⁴⁶。

これは1938年関東軍の「修正案」に比べて、対象農産物が基本的に同じであり、輸出振興並に輸入防遏に関するものと国民生活安定に関する普通作物であることが分かる。

以上の法令を補強するために、配給機構の整備にも着手し、特殊会社を中枢機関として統制を行うことになった。満洲国は普通作物の小麦類に対しては小麦統制会社、米穀に対

しては米穀統制法による糧穀会社を設立し、大豆・大豆粕・大豆油などの特産三品に対しては大豆専管公社など統制機関を設立した。

先ず日中全面戦争の勃発後の1938年9月満洲製粉連合会が設立された。従来、満洲には小麦・小麦粉の生産量は消費量より少なく、そのため無税で輸入されていた。自給自足をはかり・輸入を抑えたため、1934年11月から外国粉に輸入税を課した。更に、1937年「産業開発五ヵ年計画」の現地調弁主義に沿って、小麦に対して増産計画を立て、国内の製粉業を保護助長する策を講じた。しかし、日中全面戦争の勃発により、上海製粉工場の封鎖と華北地方需要増大・相場急騰⁴⁷のため、満洲国民主食物の一である小麦・小麦粉の価格も暴騰し、小麦に対する統制は緊迫に必要なになった。1938年にはまず地域別配給統制のため、小麦粉配給統制組合を設立した。そこで1938年9月5日国務院会議において「小麦粉根本対策」⁴⁸を決定し、全国的に統制を強化した。それと共に、1938年11月満洲製粉連合会を設立した。これは1939年12月に満洲穀粉管理会社に改組され、小麦・小麦粉の統制が行われた。

小麦の統制を行う同時に、満洲国は米穀をはじめとする主要糧穀の統制にも着手した。貿易統制法の1938年7月の改定により、輸出品目に高粱、小麦及び小麦粉、米が追加された。日本開拓民と朝鮮移民の増加によって、米の消費量が増加し、更に日中全面戦争長期化による軍需調弁の増大により、米の確保が求められた。「今日ノ如キ未曾有ノ飯米飢饉ヲ現出」⁴⁹により、米の生産・輸入・配給を調整し、価格の統制を実施すべく。1938年11月米穀管理法を公布した。満洲糧穀会社も12月に実行機関として設立された。同時に、米穀以外の主要糧食の確保のため、1939年2月に「主要糧穀統制法」を公布し、包米・高粱・粟など配給統制を実施した。これによって、満洲糧穀会社は、米穀をはじめとする満洲主要糧食の統制を行った。その統制方針は以下の通りである。

- 一、満洲糧穀株式会社は主要糧穀（差当り高粱、包米）の蒐貨、配給及一元的輸出を行うこと
- 二、主要糧穀の主要出廻地に於ける主要糧穀取扱業者をして主要糧穀の配給統制に協力せしめんが為組合を結成せしむること
-
- 五、満洲糧穀株式会社は国内大口需要考に対しては、直接配給を行い国内市場に対する配給に付ては当該市場に於ける配給業者の組合等を通じてこれを行うの外、必要と認むるときは直接小売を行うこと輸出に就いては直接又は他に委託して一元的に之を行う事
- 六、政府は必要に応じ主要出廻を除く他の出廻地に於ても主要糧穀に関し価格の公定、その他主要糧穀に関し価格の公定、その他主要糧穀配給統制上適當なる措

置を講ずること⁵⁰

米穀統制、糧穀統制につづいて、1939年9月に「重要特産物専管法」が公布され、大豆三品に対して統制もはじまった。従来、満洲の大豆は最も重要な輸出特産品であり、最大の輸出市場はヨーロッパであった。日中全面戦争開始以降、日本国内の化学工業の戦時動員のために、化学肥料生産が低下し、満洲大豆の需要が拡大する。特に、1939年のヨーロッパ戦の勃発により、日本以外の最大輸出地が封鎖状態に落ち込んだので、満洲大豆の輸出先は日本本土が中心となった。1939年9月の日満農政研究会第一回総会で、石坂常任幹事は、大豆に関する統制策「は日本側輸入統制機構に即応し日本に於ける低物価政策、生産力拡充計画に支障を来さざるやう対日輸出価格の適正を図ること…日本側で大豆及大豆粕が肥料として非常に重要なものでありますので、日本側に於ては満洲から入って来る大豆及大豆粕合せての輸入機構・国内に於ける配給機構等を整備し、これに依って一般的統制を行い」⁵¹と述べた。1940年3月23日衆議院予算総会席上、河野一郎も満洲大豆の低価格と重要性を言及した。

——満洲の大豆、雑穀の値上げについては、我が国の諸物資、殊に肥料、飼料の価格にも影響するところ大なるものがあるので、……満洲国政府としては強制収買の方法をとることも考慮している。この場合市価が公定価格より多少上廻っている事情も考へ若干引上げをしたが、強制収買を行ふことが出荷の円滑を期す上において妥当なりと考へられたのである。……我が国の現状としては価格低廉も必要ではあるものの、満洲農産物の確保をさらに需要なりと認め、大局上の見地からこれを承認するとともに満洲国政府当局に対し供給を確保につき一段の努力を要望している次第である。⁵²

つまり、満洲国の大豆統制は日本の化学肥料不足の補充の役割をもつようになった。大豆三品に対する統制政策は、いかに低価格の大豆を日本へ供給することに置かれた。そこで1939年11月に満洲特産専管公社を設立し、満洲の大豆に強制収買・価格統制を行った。

1937年から1939年にかけての農産物に対する統制策の重点は、生産政策から流通統制へと転換した。各農産物統制機関は満洲主要農産物の菟荷統制を開始した。表6-5の菟荷実績によって、この時期の統制成果が、その後の本格統制と比べて好成績であったことがわかる。満洲穀粉管理会社・満洲糧穀会社・満洲特産専管公社の設立は、主に農産物流通を統制するためであった。三統制機関はいずれも当時の農事合作社が運営している交易市場で販売していた農産物の統制を行った。しかし、この時期の統制政策には大きな危機が存在していた。第一に交易市場以外の農産物販売行為がなかなか統制できなかった。第二に1940年以降の物価上昇は激しく、公定価格と交易市場の蔭で闇の価格騰貴と市場拡大が顕在化した。

表6-5 満洲国農産物年度別生産量、販売量及び農村保留量

単位:千トン

		1937年	1938年	1939年	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年	総平均
生産量		16592	19321	18060	19704	18706	17627	19424	19287	18465
販売量	数量	7707	8349	8678	4724	5495	6048	7670	8926	7200
	比率	46.4%	43.2%	48.1%	25.3%	29.4%	34.3%	39.5%	46.3%	39.0%
農村保留量	数量	8885	10972	9382	13980	13211	11579	11754	10361	11265
	比率	53.6%	56.8%	51.9%	74.7%	70.6%	65.7%	60.5%	53.7%	61.0%

注. 東北物資調節委員会:「東北経済小叢書——農産(流通篇上)」1948年2月 5-6頁より作成

B. 本格的な統制政策の展開 (1939年11月~1941年)

1939年11月、専管公社が設立され、最も重要な大豆も統制下に入るようになった。専管公社は糧棧或いは糧商が鉄道で輸送する混保大豆⁵³と豆餅を買収し、指定された油坊で加工し、製品は全部買収するのである。専管公社は現物を買収する以外に、有力特産商の三菱、三井、宝隆などと混保大豆を先物契約で買収した。当時鉄道で輸送する大豆量は約全体輸送量の7-8割であったため、農産から出荷された大豆を鉄道沿線で統制する。蒐荷目標が達成できるだろうと予想した。しかし、専管実施後の1939年11月上旬混保大豆の鉄道受付数量は前年の一日平均7050トンから1939年の一日50トンまで激減した。同時に北満同様小口払の数が増加し、大豆の加工品の輸送量は1938年同期の700トンから1939年の2000トンに増加した。⁵⁴つまり、農民は公定価格が低いため、混保大豆を避けた。1939年11月から1940年1月までの大豆出廻量は昨年同期の55万トンより、40万トン⁵⁵も出廻量が不足したため、蒐荷は失敗した。

蒐荷不足と蒐荷促進の問題は、満洲国末期の農業統制政策の重点であった。満洲国は、中央官庁の機構を整備するほか、収買政策を更に徹底的に改革し、幾つかの措置を採った。まず特産専管法を改定すること。1940年2月10日から、重要産物は混保大豆以外の農産物及び農産物加工品に使用される大豆粕などを指定した。つぎに、興農合作社を設立すること。1939年の蒐荷失敗を回避するために、金融合作社と農事合作社を合併し、1940年4月に興農合作社を設立し、満洲国農村に対する一元的な統制機関とした。第三に、農事合作社が担当している交易市場の経営を興農合作社へ移管し、8月に「農産物交易場法」を公布すること。満洲各地に数十年間存在していた糧棧と糧市は禁止され、交易は興農合作社の交易場と収買所(表6-6)に限定された。第四に、農産物購買を制限すること。1940年9月17日「満洲国」国務総理官邸会議室で、農産物資の蒐荷配給機構強化再編成をめぐって十一省次長懇談会を行なった。この懇談会の決定により、10月に入ってから、満洲国の各地での糧棧組合が本格的に発足した。

主要糧穀統制強化方策従来の主要糧穀統制を一括し、新に主要糧穀管理法を制定、統制の完璧を期する新法制定に伴い焼鍋業、制粉業に対する統制を強化し金融等も極力引

締め 糧棧に再検討を加え各県旗別に新組合を結成せしめ組合に対しては強力なる許可制を採り、特産取扱は糧棧を含め⁵⁶

1940年に成立した糧棧組合数は94、1941年には42、1942年には18、1943年には0であった。組合に結成された2277軒である。184県、2317軒の糧棧の98%を占めた⁵⁷。満洲国は直接に農産物蒐荷を担当する糧棧の直接統制を行おうとした。第五に、出荷奨励金制度を導入すること。この制度は早めに農産物を掌握し、闇貿易を防ぐために、規定期間内に出荷した農民に対して、一定の奨励金を渡すものである。その内容は以下の通りである。

大豆	60 珎当り 2.32 円 (1940 年 10 月 1 日—1941 年 1 月 31 日)		
米 穀	60 珎当り 1.80 円 (1940 年 10 月中)	1.20 円 (11 月中)	0.60 円 (12 月—1 月末日)
高粱・包米	60 珎当り 1.20 円 (1940 年 10 月 1 日—11 月 15 日) ⁵⁸		

表6-6 1940年満洲国各省交易場と収買所数

	長春市	吉林省	龍江省	北安省	黒河省	三江省	東安省	牡丹江省	濱江省	間島省
交易場数	—	110	35	40	7	38	20	25	55	49
収買所数	—	7	2	3		1				
合計	—	117	37	43	7	39	20	25	1	
	通化省	安東省	奉天省	錦州省	興安南省	興安東省	興安北省	興安西省	熱河省	総計
交易場数	32	46	139	81	17	5	1	6	56	762
収買所数	2	25	18		5				37	101
合計	34	71	157		22	5	1	6	93	863

注. 東北物資調節委員会:『東北経済小叢書——農産(流通篇・上)』1948年2月 112頁

1941年度の統制政策のうち、最も重要な政策は統制機関の合併と先銭制度の実施であった。第一は、農産公社の設立である。前述した満洲農産物の統制は糧穀会社、穀粉会社と専管公社で行われたが、この三特殊会社の統制対象は米、糧穀(高粱・包米・穀子など)、大豆及び各種油料作物、小麦、麵粉など五項目があり、それと対応する統制法案は米穀管理法、糧穀管理法、特産物管理法、小麦製粉業統制法、麵粉専売法などであった。統制を開始した最初の段階には、戦局の進展により、各作物の需要も違うため、統制の方式・流通経路も相違していた。三特殊会社は別々に各種農産物の統制を行った。1941年に入ると、農産物に対する統制を厳格に実施するため、各種農産物の統制手段も画一的になった。満洲国は三特殊会社を「統合すべきである」⁵⁹と認識し、8月に合併して農産公社を設立した。農産公社は満洲国政府と一体になって農産物の統制に取り組む体制ができた。第二に、先銭制度が実施された。農産物の「青田売買」と闇貿易を根絶し、農産物を出荷する前に確実に掌握するために、満洲国興農部は出荷奨励金制度を廃止して、同年4月から先銭制

度の実施すると発表した。この制度の概要は以下の通りである。各村・屯長に命じて、増産出荷の目標を定めて、当該村・屯で出荷する前に興農合作社と契約を締結させる。政府はその契約に対して100キロの農産物に1圓の先銭奨励金を支払う。この100キロの1圓の金額は「小麦の場合はこの1圓は価格の5%にも達せざるに、包米・高粱に於ては10%に達する」⁶⁰という。当時の農民の状況に即してみると、決して少ないものではないと考えられる。契約した村・屯長と各農家は、収穫後、契約した出荷量を出荷しなければならないというものであった。この制度の実施により、満洲国の各市・県・旗には「増産出荷推進本部」をつくった。満洲国の行政機構は全面的に出荷動員に介入した。出荷状況は1940年度より良くなったが、ただ統制以前に比べると、先銭制度実施でもたらず蒐荷成績はまだ目標に達成していなかった。一方、満洲国行政機構の動員と満洲農村事情の掌握により、その後の出荷促進成功の基礎となる。

3 小 結

こうして、日中全面戦争後の農産物統制政策は、従来の「企画経済下の統制」・「農民生活安定・農業改良」という増産政策から、現地増産と農産物統制を重視する政策へ変化した。日本帝国主義の戦争に適応するために、満洲農産物に対する統制が強化された。満洲の農業は「日支に対し多量の糧穀を供給するに努む」⁶¹という地位に置かれた。この統制政策を応じて、1937-1939年に農産物流通統制によって、蒐荷実績はあがった。しかし、流通統制下「一方高騰せる一般物価に対し農産物統制価格は低廉にして」⁶²、物価と公定価格の差がどんどん拡大し、1940年・1941年には農民の「惜売」（交易市場に売らない）状況は急激に増加した。蒐荷の目標は前三年度平均の半分ぐらいしか達成できなかった。1941年7月28日には、満洲国は「七・二五物価停止令」⁶³を公布したが、公定価格を変動させない措置に対して実際の物価である闇価格は上昇し続けた。1941年に蒐荷統制が失敗すると、闇市場は満洲国の統制体制と対立する重要問題になった。

Ⅲ アジア太平洋戦争期の農業統制政策

ここでは、アジア太平洋戦争期に出荷統制策がいかに強化されたか、統制政策と対立する闇経済の実態はどこまで広汎に存在したかを検討する。

1 農産物蒐荷政策の強化

1940年と1941年に連続的に出荷統制が失敗したため、1942年度の統制は更に徹底的に行われた。全満省次長会議では蒐荷のために「農民向生必需物資特に綿糸・織物の優先的

配給する…富農不在地主に対する出荷工作の協力…集団出荷は過去非常に成績がよく、今後とも奨励されたい、闇取引は嚴重に取締」⁶⁴ことが決定された。第一は、農民に対する棉布など生活必需品の配給である。満洲国の生活必需品（棉布・塩・火柴・靴下など）は主に日本製品に頼っているため、戦局悪化と共に生活必需品の配給は非常に不足になった。農産物出荷を促進するために、農産物を出荷した農民に優先に生活必需品を配給し、特に農民が最も好ましく棉布の配給によって、農産物出荷促進の効果が大きくあらわれた。第二は、集団出荷である。前年度の先銭制度の実施により、契約した出荷量以外の農産物を統制するために、「屯」を一単位として集団出荷を行うことになった。これを担当するのは「行政・興農合作社・協和会」という三位一体の体制である。農民が独自に出荷する行為を禁止し、特に地主・富農層農家の農産物を闇に流出すること防ぐこととした。第三は、銭租制度の実行である。満洲農村には、小作料はほとんど現物支払いや現金・現物半々支払いで行われていた。前述した各統制制度は満洲地主小作料の農産物を統制していないため、この部分の農産物は相当に闇へ流出してしまったため、統制政策を動揺させた。本年度から、不在地主の小作料を現物で納めることを禁止し、現金で支払うことになった。1942年以降の物価は日々高くなった⁶⁵。1940年から配給手帳制度の実施により、地主・富農は現金があっても市場から必需品が購入できなくなった。つまり、地主・富農の現物地租の代わりに、満洲国が発行した紙幣を用いることになった。以上の制度の実施により、前年度出荷量より50万トン以上の増加を実現した。出荷統制は成功軌道に乗ってきた。

1943と1944年度には、出荷統制政策は従来の統制政策の変更点はなかった。主に前述した各政策の補正や配給量などを調整することだけを行った。最も注目される措置は農産物出荷量が満洲国中央一省一市一県・旗一村一屯に沿って規定され、前述した先銭制度と契約を排除し、直接に行政指令で出荷量を規定することになったのである。「報恩出荷」と称する強制出荷を広範に実施した。この出荷量を実現するために、満洲国の経済警察を動員した。満洲国の滅亡までに、出荷統制はやっと統制経済前のレベルに戻った。

以下は樺甸県と敦化県の警察が出荷政策に重要な役割を果たした例である。

樺甸県の警察官の指導による輸送挺進隊と云ふのがあった。樺甸県は通化県につらなる山岳地帯であるため、例年出荷は土地の凍結を待って把犁を以って交易市場に搬出するのを常とした。所が今年度は早期出荷のため土地道路の凍結以前に出荷せざるを得ないのど、村内の少数大車を動員して警察官が之を指揮して輸送挺進隊を編成し集団出荷をなすことになった。……敦化県の如き山岳地帯であって車馬数少きため県の出荷計画により、全県の車馬を動員し、各警察署中心となり部落の計画的集団出荷を実施し、割当を完了せる部落車馬は直ちに他の部落に増援され、割当を終った警察管区の子馬は又直ちに他の管区に増援され、かくして困難な条件にも

拘らず全県の割当を東部県中第一位の成績を以って完了した。⁶⁶

このようにアジア太平洋戦争期の農産物蒐荷政策の強化を検討してきたが、1942年からの強力な統制政策により、蒐荷実績が良くなって、1943年と1944年の蒐荷量はほとんど日中全面戦争期に入った頃のレベルに戻った。

2 農産物闇市場の実態

別稿では統制経済期に入ってから、満洲農村では統制経済圏に対して、村屯有力者の不法占有されていた配給物資が闇に流出され、一部農民も手元の生活必需品を流出させ、土着資本と行商人の資金と商業ネットワークの運営により、農村闇市場が形成されたことを検討した⁶⁷。しかし、農村闇市場に関する調査資料は非常に少ないため、この闇市場はどこまで成長したか、どのぐらい規模があったのか、なかなか検討しにくい。ここでは、「都市購買力実態調査報告」⁶⁸を利用して、1944年7月時点の満洲国三大都市の闇市場の実態を検討する。

A ハルビンの「老客児（出張員）」

ハルビンは北満農村を背後地として、糧食関係の工業と商業が発達していた。特に、傅家甸（現在の道外区にある）はハルビンの起源地として、背後地の農産物を収集するとともに、農村への生活必需品も供給する。傅家甸にある土着資本は各地の農産物を収集するために、「触手としての『老客児（出張員）』（老客児は糧棧従業員の中堅）が各地に派遣されて居て、糧棧は老客児を通じて、各地の市況、取引監視、受渡の監督、買付、販売等」⁶⁹を行っていた。従来老客児は常に自己代理店に宿泊するが、1944年の時点で、老客児の闇活動はどんどん拡大してきた。老客児は顧客として旅館に投宿し、旅館を利用して商品の所在、数量、売買条件などに関する情報を積極的に収集し、または旅館で比較的安全、秘密に取引が行われた。老客児は「旅館に常時七十万円乃至百万円の現金が予託され」⁷⁰、相当な農産物闇貿易を行っていたことが推測できる。

B 新京（長春）の小販児（立売人）

1944年になると、満洲国首都の新京には、人通りが一番多い大馬路約2kmの間の両側の歩道に立売人が多かった。このような人は営業許可がない露天商人であり、黒市小販児と呼ばれた。彼らは都市の街頭に出没し、満洲国の警察はなかなか取締が難しいので、大馬路を中心とする東両馬路から七馬路まで立売人の闇取引を放任していた。新京に「八百人の小販児と推定して、一人五円をはせると毎月十二万円は消化出来」⁷¹に達した。当時の特配階級でも配給できないリンゴは、主に南満洲の果樹園であるため、彼らは「鉄道の従業員と連絡し、駅前渡」⁷²を通して、果物も販売していた。

C 奉天の食糧不足

奉天は満洲国第一大都市としては、消費量が非常に多いため、1944年の時点で物資配給が非常に不足した。表6-7によると、奉天の物価総平均指数は新京・ハルビンより高い。特に食糧民価は相当の価格差がある。少なくとも、奉天の食糧を中心とする生活必需品配給は非常に不足していたのではないかと考えられる。160万人の中国系人口中、28万余の労需特配を受ける労働者階級を除いて、残りの約130万人口は1944年現在配給物が非常に不足である。更に、奉天には15万人の流動人口が存在しているとされた。彼らは全く配給物資を受け入れておらず。全部闇市場の依存によって生活していた⁷³。特配を受けている日本系の人々にある程度に配給不足状態となった。1944年の奉天では、中国系の人々の食糧は約70%が闇市場に依存し、日本系の人々には約40%以上が闇市場に依存していたという⁷⁴。

表6-7 1944年8月満洲国三都市民価指数(1941年12月を100基準とする)

	ハルビン	新京	奉天
主食品	524	540.1	724.1
副食品	744.7	745.3	816.4
衣料品	826.7	784.1	801.3
燃料雑品	713	648.2	673.3
総平均指数	702.1	679.4	753.8

注. 満洲中央銀行調査部:『都市購買力調査報告』1944年12月 208頁より

以上各都市の闇市場について一部の事例を取り上げた。ここからアジア太平洋戦争期の満洲国農産物闇市場の状況はある程度に推定できる。満洲国民の日常生活は、闇市場と深く依存していた。満洲国政府は農産物闇市場を黙認した。満洲国の農産物統制政策に対しては、大量の農作物が闇市場を通して、統制体制外に流出していた。そして、闇市場の農産物価格は満洲国日常生活の実際の物資価格となった。「公定価格制」は闇市場の存在によって、実際には維持できなくなった。

小 括

満洲国建国当初の農業政策の基本方針は満洲を日本の資源基地とし、統制経済手段を導入することであった。それに基づいて、初期には「統制的農業開発」を目指したが、経済恐慌と事変後の混乱などのため、農村は非常に窮乏状態に陥った。かかる事態に対応すべく、関東軍・満洲国は自給自足・地方生活安定という政策に転換した。ただし関東軍は実質的に農業を軽視したので、増産と転作の成果はほとんど見られなかった。

1936年から農業政策は「現地補充主義・現地調弁主義」という「農業統制経済」に転換

した。満洲国は農業を重工業と同じ重要な産業と見なした。農業への投資不足で従属地位は変わらなかった。日中全面戦争勃発により、満洲農業の役割は「適地適作主義」的に満洲在来農産物を増産し、日本・華北に供出することに転換された。日中全面戦争の長期化により、満洲国の農業政策は流通機関の統制と蒐荷促進へと変わった。1937-1939年には流通機関の統制によって、蒐荷成績は目標に達成したといえる。しかし、公定価格と実際価格の差が拡大することによって、流通統制は限界に達した。1940・1941年には、農民は農産物を交易市場に搬出しないまま、闇へ流出したので、闇市場はどんどん拡大した。

アジア太平洋戦争以降、満洲国の農産物出荷統制策は更に徹底的に行われた。農民への生活必需品配給・集団出荷・錢租制などが実施され、出荷量は増加した。1943・1944年には実質的強制出荷への転換により、蒐荷実績は1937-1939年のレベルを達成した。しかし、満洲各地にある膨大な闇市場の形成が促された。満洲国は実質的に満洲各地の闇市場を承認しそれによって、農産物統制政策は農村から解体した。

	満洲国初期	日中全面戦争期	アジア太平洋戦争期
政策立脚点	自立	統制	強力な統制策
経済地位	軍需基地・自給自足	対日従属	対日全面従属
重点領域	生産促進政策	流通統制	生産統制
目標作物	南棉北麦など経済作物供出	普通作物の供出	満洲農業の対日華供出
対象農民層	富農・地主	満洲一般の農民	富農・地主を含める全満農民
稼動機構	農業生産指導機構の支援	経済統制機構の動員	行政権力機構の発動

- ¹ 風間秀人：『満洲民族資本の研究—日本帝国主義と土着流通資本—』 緑蔭書房 1993年
- ² 風間秀人・飯塚靖「農業資源の収奪」（小林英夫・浅田喬二編：『日本帝国主義の満洲支配——十五年戦争を中心に』 時潮社 1986年）
- ³ 解学詩『偽満洲国新編』人民出版社 1995年 541頁
- ⁴ 山本有造：『「満洲国」経済史研究』 名古屋大学出版会 2003年
- ⁵ 満洲史研究会編：『日本帝国主義下の満洲——「満洲国」成立前後の経済研究』御茶の水書 1972年
- ⁶ 「満洲事変機密政略関係日誌其の二」昭和6年12月9日（『現代史資料7（満洲事変）』 みすず書房 1964年）291—292頁
- ⁷ 同前
- ⁸ 「満洲国経済建設綱要」（大阪時事新報 1933.3.1）
- ⁹ 「農産救済恒久策に大豆減段案採用」（満洲日報 1934.2.10）
- ¹⁰ 「農産救済恒久策に大豆減段案採用」（満洲日報 1934.2.10）
- ¹¹ 拙著「満洲国期の農村経済関係と農民生活——吉林省永吉県南荒地村を中心に」（新潟大学現代社会文化研究科・環日本海研究室『環日本海年報』第17号）
- ¹² 拙著「1930年代における「満洲国」地方財政構造の変化」（新潟大学大学院現代社会文化研究科『現代社会文化研究』第50号）参照
- ¹³ 注：実業部経費の農業関係支出：農事試験場 275,432元、綿羊改良場 75,259元、家畜防疫費 127,928元、柞蠶種繭場 36,026元、地方勸業費 228,718元、産業奨励費 1,204,374元、計 1,947,737元。
「康徳三年総予算」（中国・吉林省満鉄資料館所蔵）118—140頁より
- ¹⁴ 「満洲国財政部が地方金融に努力」（満洲日報 1934.6.22）参照
- ¹⁵ 前掲 拙著「満洲国期の農村経済関係と農民生活——吉林省永吉県南荒地村を中心に」
- ¹⁶ 「満洲農民よ、何処へ行く」（『満洲評論』 第六卷四号、1934.1.27 4頁）
- ¹⁷ 「金融合作社の沿革と業績(1-3)」（満洲日々新聞 1939.8.23—1939.8.26）
- ¹⁸ 日満農政研究会新京事務局『満洲農業要覧』1940年 1123—1126頁
- ¹⁹ 前掲「金融合作社の沿革と業績(1-3)」
- ²⁰ 満洲国実業部臨時産業調査局編『農村実態調査報告書』第15巻 1939年復刻 龍溪書舎 173頁
- ²¹ 南満洲鉄道株式会社調査部『双城県ニ於ケル農民カラ聴取調査覚書』 1939年 28—100頁
- ²² 注：調査対象金融機関は①興農合作社、②大興公司・私当、③満洲中央銀行・満洲興業銀行・東洋拓殖株式会社・横浜正金銀行、④国内普通銀行・商工金融合作社、⑤満洲拓殖公社・開拓協同組合、⑥糧棧及其他商人金融、⑦地主及農家相互金融などである。
- ²³ 満洲調査機関聯合会・農業金融調査委員会：『農業金融調査報告書（第一編 金融機関ノ現状ニ関スル調査）』 1943年6月 225—226頁（アジア経済研究所『張公権文書』R4-3）
- ²⁴ 前掲 拙著「満洲国期の農村経済関係と農民生活——吉林省永吉県南荒地村を中心に」参照
- ²⁵ 満史会編『満洲開発四十年史』（上巻）謙光社 1964年 774頁
- ²⁶ 『特産取引事情・上巻』1942年 606頁
- ²⁷ 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史・各論』1974年 789頁
- ²⁸ 横山敏男『満洲国農業政策』東海堂 1942年 28頁
- ²⁹ 拙著『「満洲国」初期の農村租税公課に関する考察——北満地方を中心に』（新潟大学大学院現代社会文化研究科『現代社会文化研究』第48号）参照
- ³⁰ 前掲『満洲国史・各論』1974年 790頁
- ³¹ 前掲『満洲民族資本の研究—日本帝国主義と土着流通資本—』緑蔭書房 1993年 108頁
- ³² 前掲『特産取引事情・上巻』703頁
- ³³ 前掲『満洲国農業政策』東海堂 1942年 78頁
- ³⁴ 前掲『満洲国農業政策』東海堂 1942年 79頁
- ³⁵ 満鉄産業部編：『満洲経済年報（昭和十二年・下）』1937年 149頁
- ³⁶ 満鉄産業部編：『満洲経済年報（昭和十三年・下）』1938年 271頁
- ³⁷ 前掲『満洲経済年報（昭和十三年・下）』1938年 271—272頁
- ³⁸ 前掲『満洲国農業政策』東海堂 1942年 82頁
- ³⁹ 満鉄産業部：『満洲経済年報（1937年・下）』 改造社版 128頁
- ⁴⁰ 「農事合作社新設・満洲国、農業統制方針」読売新聞 1937.6.24
- ⁴¹ 同前
- ⁴² 同前

- 43 前掲『満洲国農業政策』東海堂 1942年 83頁
- 44 前掲『「満洲国」経済史研究』名古屋大学出版会 2003年 37頁参照
- 45 暴利取締令に関することは、詳しく前掲『満洲国史・各論』1974年 533-534頁参照
- 46 「満洲に於ける物価問題(1-4)」(東京朝日新聞 1939.11.22-1939.11.29)
- 47 「前途多難の製粉界——内外から加る圧迫材料」(中外商業新報 1937.8.23)
- 48 「小麦粉根本対策」(満洲日日新聞 1938.9.6)
- 49 哈爾濱鉄道局附業課：『満洲農産物統制法ノ実施ガ管内経済界ニ及ホセル影響調査(其ノニ)』1940年9月 15-16頁
注：ページ番号は筆者より作成
- 50 「満洲糧穀統制成立 高粱包米も統制(上・下)」(国民新聞 1939.10.25-1939.10.27)
- 51 日満農政研究会：『日満農政研究会第一回総会速記録』1939年 109頁
- 52 満洲評論社：『満洲に於ける農業政策の諸問題』1942年 64頁
- 53 注：混合保管制度とは、満洲国の鉄道及港湾などの業務は満鉄に一括管理され、輸送上の便利のために、保管と混合保管に分けられる。依頼する貨物が依頼者を主体するのではなく、倉庫業者の立場から荷物を保管することである。例えば、石油、アルコール、大豆、棉、染料などがある。
東北物資調節委員会：「東北経済小叢書——農産(流通篇下)」1948年2月 12-13頁より
- 54 「専管制実施と大豆出廻」(『満洲評論』第17巻第23号 1939年12月 5頁)
- 55 『満洲評論』第18巻第3号 1940年1月 24頁
- 56 「現行専管法を廃し新法を公布 十一省次長懇談会 意見完全一致」(『満洲日日新聞』1940.8.18)
- 57 興農合作社中央会普及部調査課：『糧棧組合及組合員ニ関スル調査、統計篇』1943年12月より計算
- 58 「新穀出荷促進策成る」(『満洲評論』第19巻第15号 1940年10月 2頁)
- 59 「農本公社案の意味」(『満洲評論』第20巻第12号 1941年3月 2頁)
- 60 「農産物増産蒐荷新方策に就て」(『満洲評論』第20巻第17号 1941年4月 22頁)
- 61 「農業、日満一体——新体制案きょう七相会議へ」(大阪朝日新聞 1941.1.9)
- 62 「農産物統制の窮極」(『満洲評論』第18巻13号 1940年3月 18頁)
- 63 勅令第百八十一号『物価等臨時措置法』：1941年7月25日以降、物価は7月25日までの物価に従って、停止する。
- 64 「(情報) 増産蒐荷、全満省次長会議開催」(『満洲評論』第23巻第20号 1941年11月 28頁)

新京・奉天・ハルビン三都市民価類別指数表

1941年12月=100

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1942年指数				137.8	139.8	146.5	151.7	158.0	168.0	176.9	194.5	202.3
1943年指数	226.0	250.2	244.7	264.8	272.2	273.6	343.7	396.2	431.3	478.5	505.1	563.3
1944年指数	473.7	469.4	453.6	503.9	524.2							

注. 満洲中央銀行調査部：『民価調』1944年6月 2頁により作成

- 66 警務総局経済保安科編：『満洲国の経済警察』1943年 234、235頁
- 67 拙著『「満洲国」統制経済下の農村闇市場問題』(新潟大学大環東アジア研究センター『環東アジア研究センター年報』第5号)
- 68 満洲中央銀行調査部：『都市購買力実態調査報告』1944年12月
- 69 満洲国実業部臨時産業調査局：『農村実態調査報告書(第10巻 農産物販売事情篇)』(龍溪書舎1989年復刻) 74-75頁
- 70 前掲『都市購買力調査報告』 133頁
- 71 同前 34頁
- 72 同前 33頁
- 73 同前 208頁より参照
- 74 同前 210頁

満洲国農業関係年表

1932年	3月1日	建国宣言
	3月	奉天に金融合作社が設立
	8月	満洲特産物取引統制案（農業倉庫の合理化・農業金融の抑制）
1933年	3月1日	満洲国経済建設綱要
	5月	官商糧棧機構全廃
1934年	3月30日	日満経済統制方策要綱（閣議決定）
	12月27日	金融合作社聯合会設立（奉天・吉林・斎々哈爾の金融合作社総処廃止）
1935年	6月21日	特産中央会（販路開拓——関東軍、満洲国実業部、満鉄）
	7月15日	日満経済共同委員会設立（関東軍特務部撤去）
1936年	5月	満洲産業開発永年計画案大綱（満鉄経済調査会・大上末広担当）
	8月10日	満洲国第二期経済建設要綱（関東軍司令部）
	10月	湯崗子会議（「満洲産業開発五年計画」骨格決定——関東軍・満洲国・満鉄）
	8月15日	貿易緊急統制法公布
1937年	1月25日	満洲産業開発五年計画綱要（関東軍司令部）
	5月1日	重要産業統制法公布（5月10日施行）
	5月10-15日	満洲国農業政策審議委員会（農事合作社の設立を明示）
	5月15日	満洲国農業政策大綱
	6月28日	農事合作社設立要綱（7月には全国75県に農事合作社を創立）
	8月3日	暴利取締に関する件
	12月9日	貿易統制法公布（貿易統制法に基く輸出及び輸入の制限に関する改正の件「輸出入制限令」）
1938年	2月8日	満洲国産業開発五年計画第二年度以降対策ニ関スル意見（関東軍第4課）
	2月26日	国家総動員法公布（5月11日施行）
	4月12日	暴利取締令（経済部、治安部、産業部の共同部令）
	5月14日	産業開発五年計画修正案
	6月1日	小麦粉最高標準小売価格公定（6月5日実施）
	8月23日	小麦及小麦粉需給調整並ニ価格統制応急実施要領
	9月27日	満洲製粉聯合会設立

- 11月2日 米穀管理法公布（1939年6月1日施行）
- 11月2日 満洲糧穀株式会社法公布（12月2日同社設立）
- 12月27日 生活必需品配給統制要綱
- 12月 満洲綿花株式会社設立
- 12月 満洲麻袋組合設立
- 1939年 1月 満洲物資動員計画実施
- 3月23日 満洲生活必需品配給株式会社設立
- 3月25日 原棉・綿製品統制法公布
- 4月8日 三大国策決定（産業五カ年計画・開拓民政策・北邊振興政策）
- 7月28日 時局物価政策大綱
- 8月11日 対日期待重要物資発注統制に関する布告
- 9月11日 大豆買入価格決定
- 9月29日 生活必需品価格並配給統制要綱（物価委員会）
- 9月 治安部警務司保安科及び各都市警察庁保安科に経済保安股設置
- 10月17日 重要特産専管法公布
- 10月17日 満洲特産専管公社法公布（11月1日同公社設立、特産物取引所解散）
- 11月2日 主要糧穀統制法公布（高粱、玉蜀黍、粟）
- 11月25日 食糧品最高小売価格制
- 12月25日 満洲穀粉管理株式会社法公布（1940年1月16日同社設立、満洲製粉聯合会を改組）
- 1940年 1月 小麦粉専売価格引上
- 1月9日 興農合作社設立綱要
- 2月18日 特産、主要糧穀、麻袋等公定価格引上
- 3月23日 興農合作社法公布（4月10日興農合作社中央会設立）
- 6月20日 物価及物資統制法
- 7月13日 主要生活必需品価格並配給統制要綱（企画委員会）
- 8月29日 農産物交易場法裁可法公布
- 9月28日 不当利益等取締規則（暴利取締令廃止）
- 9月30日 特産物専管法公布（重要特産物専管法廃止、大豆三品に拡大）
- 10月21日 物価物資統制法第7条に基づく物品販売価格表示に関する件（物品販売価格表示令）

	10月	主要農産物出荷促進に関する農家生活必需品特別配給要領
	12月6日	麻繊維及び麻製品管理法制定公布、満洲麻袋株式会社設立
	12月27日	薬工品の菟荷及び配給制限に関する件（興農部令）
1941年	4月	農産物増産出荷奨励金制度（先銭制度）
	6月23日	繊維及繊維製品統制法公布（原綿綿製品統制法廃止）
	7月14日	満洲農産公社法公布（8月1日同公社設立、農産物統制機関一元化）
	7月25日	価格等臨時措置法（公定制以外の商品の価格を7月25日現在で固定、7・25物価停止令）
	8月5日	生活物資配給要綱制定（切符制実施）
	9月2日	第二次産業開発五ヵ年計画（案）決定
	10月	自粛価格、公定価格の立法化（10月21日現在で固定）
	12月22日	戦時緊急経済方策要綱
1942年	2月15日	綿製品切符配給制度開始
	6月1日	通帳切符生活配給統制規則制定施行
	11月12日	奢侈品の輸入禁止令
1943年	1月20日	戦時緊急農産物増産方策要綱
	7月	農産公社が満洲麻袋を吸収
	12月21日	日満食糧自給措置要綱
1944年	2月21日	満洲農地開発公社法公布
1945年	4月30日	非常用物資備蓄法公布
	8月18日	溥儀退位・満洲国滅亡

終章 満洲農村社会支配性質の検討

本論は、満洲国初期（1932年—1935年）、日中全面戦争展開期（1936年—1941年）、アジア太平洋戦争期（1942年—1945年）における満洲国の農村支配を、租税徴収と農産物出荷に焦点を当て、満洲国の支配ではうまく県以下の農村まで浸透していないことを検討するものである。

ここでは、本論の内容を整理して、本論結論を説明したい。

第一章「『満洲国』初期の農村租税公課に関する考察——北満地方を中心に」では、満洲国初期の国税・県税・村費を中心として、農村徴税負担関係を追究した。農業関係の国税率（糧石税）の統一が実現したが、徴税の仕方は県によって異なっていることが分かった。農業関係徴税についてみると、村費は国税・県税より多く加担されていた。農村財源は最末端の村行政の維持のために使われていたことが分かった。さらに南荒地村の徴税状況を検討した結果、村費は自衛団費・警察・保甲など組織の維持や人件費・銃弾費などに使われていた。農村行政機構が肥大化したと推測できる。この重い負担はほとんど農村中堅階層に課税され、農村全体の貧困化と所得格差の拡大をもたらした。

満洲国初期には、農村地方はけっして安定的な状態ではなかった。満州事変後の動乱やそれにとまなう困難によって、中央権力はなかなか農村部まで届かなかった。満洲農村は各自の利益を守るために、多額の村費徴収は実質的に各自の村行政組織の運営のために使われた。そこに、満洲国の中央集権に対して、制度上に強化する必要がある。

第二章「『満洲国』期の農村経済関係と農民生活——吉林省永吉県南荒地村を中心に」では、南荒地村を例として村の経済実態を丹念に追跡した。この村では、単純に地主と農民が存在したのではなく、土地経営層・農業労働層・零細土地層が村の基本的枠組を構成した。農民はほとんど土地を持たず、高額の小作料を取られ、農産物販売に際して糧棧に搾取された。また農村部の金融体系が不備であることを明らかにした。このような経済状況の下で、農民は農業生産と生活を維持するため、親戚・友人関係に頼って高利の資金を借り入れざるを得なかった。南荒地村の農民は農業の再生産はなかなか維持できず、社会不安や農産物と労働市場の変動などの影響を受けやすい状況にあった。

満洲国初期には、前述した徴税と村行政の以外には、最も農民生産生活と関わっている農業金融と農産物販売に対して、満洲国国家行政はなかなか介入できなかった。第六章で検討したように、金融合作社は成長し続けて、土着資本の農業金融シェアに対して相当打撃を与えたが、親戚・友人関係の農業金融は頑固的に存在していた。一方、土着資本は農

産物販売を支配した。第六章で農産物支配を目的とする集荷政策を検討する必要が生じた。

第三章「1930年代における『満洲国』地方財政」では、満洲国中央政権に対して、省・県旗市・街村などの地方財政状況を検討した。満洲建国後、迅速中央財政を確立したが、地方財政は主に租税に依存した。1933年初めまでに、満洲国は省財政を廃止し、国の中央財政と県の地方財政を確立した。1933年初～1936年7月には、県を中心として税制統一を進めた。1936年7月～1939年には、省財政の再建・県財政の充実・街村財政の統轄を行った。その結果、省財政が弱すぎ、県旗市財政の発展不均衡、街村租税不公平など深刻な問題存在し続け、満洲国中央集権の農村浸透を阻害した。

この時期には、満洲国の支配は財政面では、県を中心として、省・県旗市・街村の地方財政へ浸透する策を調整したが、新たに深刻な問題が絶えずに生み出した。満洲国はこれら問題を解決していないままに、日中全面戦争勃発後の物資不足の時局に突入した。支配重点は財政から農産物集荷へ転換した。したがって、こうした形式上に、或いは相対的に地方支配によって、戦時中の動員・統制の支配力を強化できることは原理的にありえないという性格を有している。

第四章「日中全面戦争期の『満洲国』農村経済と統治状況——1939年の双城堡四つ屯の聴取調査を中心に」では、「双城堡ニ於ケル農民カラ聴取調査覚書」を利用して、日中全面戦争下における満洲国農村支配の実態に迫ろうとした。双城堡下の四屯では、国税は相当増税したが、村費はほぼ増税していなかった。少なくとも満洲国の行政徴税の力は県までであったことが分った。それによって、村の機能は一部鈍化された。ただし、選挙によって農村にいる地方の有力者が起用された。同時に、農事合作社の交易市場統制・金融合作社の金融浸透などによって、満洲国の支配は部分的に農村部まで届いた。これも表6-5(本論116頁)の1938年・1939年の集荷量から推定できる。

この聴取調査によると、相当の農民は当時の交易市場統制、公定価格と街村公所に対して良い評価をした。これによって、満洲国の農産物支配も良い成績を残した。四屯の農民はほとんど交易市場に農産物を販売していた。ただし、基本的に公定価格で販売すると「損にならない」という前提がある。戦局の悪化とともに、1940年から実際の物価が高くなり、農民は交易市場に農産物を売らなくなった。農産物は闇市場に流出することによって、農産物を中心とする支配は画餅となった。

第五章「『満洲国』統制経済下の農村闇市場問題」では、満洲国末期の農村社会に存在した闇問題を把握する。ここでは、農村にある統制構造、農民の統制に対する要望と闇市場形成原因、満洲農村闇市場の実態という三つの課題を検討した。統制経済期には、県以下の市場は配給統制機構によって統轄された。生活必需物資が十分に農民に届かなくなった。「行商人一村・屯の有力者一農民」という「三位一体」の闇市場が形成され、「行政一

協和会—合作社」という「三位一体」の配給統制政策と対峙し、共存した。つまり、ここでは完全に支配できない闇システムが形成され、拡大した。この闇システムは満洲国の県—街村の農村支配構造を大きく動揺させた。

物資不足の深刻化と統制の強化は闇市場を成立させた必然的な結果である。これまでの満洲国闇市場に関する研究は、基本的に満洲国の都市の闇市場や経済数量的な闇市場の考察などに限定されていた。闇市場の農産物や配給品がどのように農民から闇市場へ流出するのか、統制構造中の農産物や配給品はどこから闇市場へ流出するのか一番重要である。第五章では少なくとも農村にある菟市と村屯有力者が相当に闇貿易に関与していたことを解明した。今後にもさらに引き続いて検討する必要があると考えている。

第六章「日中戦争による『満洲国』農業政策の転換」では、本論の時期区分に沿って、満洲国が満洲農村に対する統治の展開過程を分析し、満洲農村支配策が強化されると同時に、裏面にはどのような矛盾が生じたか、そのような矛盾はどう日本の満洲支配を動揺させたかについて、農業政策面から考究した。関東軍当初の意図は満洲農業経済を統制によって軍事資源基地として利用しようとした。ただし、現実には困難で、初期の満洲国は農業経済を自給自足策とすると転換した。初期には関東軍の農業軽視により、金融策と市場策は農村税収確保に止まっていたため、農業政策はうまく農村まで浸透していなかった。日中全面戦争展開期には、関東軍は農業生産を重視し、満洲の軍需作物生産に力を入れようとする。しかし日中全面戦争の勃発によって、満洲国は日本の全体戦略中食糧供出の地位に転換され、普通作物生産を中心に生産させた。生産促進を重視すると同時に流通の統制も強化された。戦局の発展とともに、流通統制に転換し、出荷達成を農業政策の中心とした。1937年から1941年までは流通領域の統制策は強められた。しかし、公定価格と実際価格が逆転し、統制策は限界に達した。太平洋戦争期には、菟荷政策は一層強化されたので出荷量はだんだん回復したが、菟荷政策に反発する闇市場も急激に拡大した。ここでは満洲三大都市の闇市場一部現象を取り上げて、農産物統制政策に対する強い反発を検討した。

この一連の農業政策の推移で、満洲国は満洲農村を完全に掌握しようとした。満洲国農業は日本の戦略に深く組み込まれた。しかし、政策が強化されると同時に、矛盾も深刻となった。満洲国は形式的に農村支配を強化したが、実際には農村支配は根底から動揺してしまう。

以上の検討の結果、本研究では以下の幾つの点を明らかにした。

その一は、満洲国は農村末端まで掌握しようとする近代的集権国家としては最初の試みについてである。このような支配は張権力の支配とは、相違した支配構造である。国・省・県旗市・街村の行政調整とともに、徴税権限なども調整した。その結果として、中央集権

を象徴する国税は増加し、それに対して、村行政に関する税収権限は中央に統轄された。ただし、近代化とともに、満洲農村従来 of 村行政機能の一部は鈍化された。

その二は、満洲国の農村統治は県—街村まで支配を浸透していなかった。満洲国支配の農村浸透は表面的に見れば、街村行政と徴税を中央に集中したが、街村以下の有力者や農民は実質的にその支配策と対抗する側面が現れた。

その三は、満洲国の農村支配を動揺させたものは、農村支配を強化しようとする統制政策であった。満洲国は農産物支配を実現するために、満洲土着資本と地方市場を排除した。1937—1939年には統制経済圏を創出し、良い成績を残した。しかし同時に、反対面の非統制経済圏を強化させた。統制経済圏に参加できないものは闇経済という経済圏を形成し、統制経済と対抗した。その結果、満洲国は実質的に闇経済を取締ると同時に、黙認した。満洲国の崩壊により、統制経済圏も一気になくなった。非統制経済圏の闇市場は現実の経済秩序となった。

以上、本研究が満洲国農村社会の研究の、さらには日本帝国主義研究の重要な一課題であるばかりか、近代中国農村社会史研究の重要な一課題でもある。

文献目録

中国語文献

拼音順

- 何治賓, 『中国東北と日本の経済関係史』 白帝社, 2002年.
 解学詩, 『偽満洲国新編』 人民出版社, 1995年.
 ——『満洲国機密経済資料』 本の友社, 2001年.
 孔経緯, 『新編中国東北地区経済史』 吉林教育出版社, 1994年.
 蘇崇民, 『満鉄史』 中華書局, 1990年.
 王紅艷, 『「満洲国」の勞工に関する史的研究: 華北からの入満勞工を中心に』 一橋大学博士論文.

日本語文献

五十音順

- 浅田喬二・小林英夫編, 『日本帝国主義の満洲支配——十五年戦争期を中心に』 時潮社, 1986年.
 天野弘之・井村哲郎編, 『満鉄調査部と中国農村調査——天野元之助中国研究回顧』 不二出版, 2008年.
 天野元之助, 『中国農業の地域的展開』 龍溪書舎, 1979年
 井村哲郎編, 『満鉄調査部: 関係者の証言』 アジア経済研究所, アジア経済出版会, 1996年.
 ——『1940年代のアジア: 文献解題』 アジア経済研究所, 1997年.
 江夏由樹, 『「満洲国」の農村実態調査』 (年次研究報告書 6 日本大学理学部情報科学研究所, 2006年).
 江夏由樹・江夏由樹・中見立夫・西村成雄・山本有造編, 『近代中国東北地域史研究の新視覚』 山川出版社, 2005年.
 奥村弘, 『「満洲国」街村制に関する基礎的考察』 (京都大学人文科学研究所『人文学報』第66号 1989年).
 風間秀人, 『満洲民族資本の研究—日本帝国主義と土着流通資本—』 緑蔭書房, 1993年.
 窪田宏一, 『満洲支配と労働問題』 (小島麗逸編: 『日本帝国主義と東アジア』 アジア経済研

究所, 1979年, 所収).

権哲男, 「満洲国農業経済分析序説」(東京経済大学経済学会: 『東京経大会誌・経済学』第233号, 2004年).

渋谷由里, 『馬賊で見る「満洲」——張作霖のあゆんだ道』講談社, 2004年

殖民地文化学会・東北淪陥十四年史総編室共編, 『「満洲国」とは何だったか』小学館, 2008年.

田中隆一, 『満洲国と日本の帝国支配』有志社, 2007年

塚瀬進, 『中国近代東北経済史』東方書店, 1993年.

——「1940年代における満洲国統治の社会への浸透」(『アジア経済』第39巻7号).

——『満洲の日本人』吉川弘文館, 2004年.

中村隆英, 『戦時日本の華北経済支配』山川出版社, 1983年

浜口裕子, 「『満洲国』の中国官吏と関東軍による中央集権化政策の展開」(『アジア経済』第34巻3号, 1993年3月).

満史会, 『満洲開発四十年』謙光社, 1964年.

満洲国史編纂刊行会編, 『満洲国史(総論)』満蒙同胞援護会, 1970年.

満洲国史編纂刊行会編, 『満洲国史(各論)』満蒙同胞援護会, 1970年.

満洲史研究会編, 『日本帝国主義下の満洲——「満洲国」成立前後の経済研究』御茶の水書房, 1972年.

山本有造編, 『「満洲国」の研究』緑蔭書房, 1995年.

——『「満洲国」経済史研究』名古屋大学出版会, 2003年.

——『満洲記憶と歴史』京都大学学術出版会, 2007年.

安富歩, 『「満洲国」の金融』創文社, 1995年.

——『「満洲国」の農業関係金融』(京都大学人文科学研究所『人文学報』第78号 1996年).

安富歩・深尾葉子, 『満洲の成立——森林の消尽と近代空間の形成』名古屋大学出版会, 2009年.

資料目録

中国語資料

拼音順

東北財經委員会調査統計処編、『偽滿時期 東北經濟資料 1931～1945 年』, 1949 年 (復刻版『旧満州經濟統計史料』柏書房, 1991 年)。

東北物資調節委員会研究組, 『東北經濟小叢書』瀋陽, 1948 年。

『東北經濟小叢書』とは、張公権を中心とする東北行營經濟委員会に統轄される東北物資調節委員会研究組が、満洲国時代の經濟状態についての体系的な研究調査を行い、満洲国時代直後には割合に豊富なデータと関係者の資料を整理し刊行したものである。全 20 巻の内容は次のとおりである。

1. 資源及産業 (上下)、2. 人文地理、3. 農産 (生産篇、加工篇、流通篇上、流通篇下、合作社篇)、4. 林産、5. 畜産、6. 水産、7. 鉱産、8. 煤炭、9. 鋼鉄、10. 機械、11. 化学工業、12. 水泥、13. 紙及紙漿、14. 纖維工業、15. 運輸、16. 電信、17. 電力、18. 水利、19. 金融、20. 貿易

本書利用した「農産」資料は、新潟大学井村哲郎先生所蔵する中国広東市中山図書館所蔵本のコピーである。

黒龍江省財政庁史志辦公室, 『黒龍江省財政資料長編』, 1988 年。

中央档案馆、中国第二歴史档案馆、吉林省社会科学院合編, 『日本帝国主義侵華档案資料選編 (7) 偽滿憲警統治』中華書局, 1993 年。

日本語資料

五十音順

經濟部稅務司、總務庁地方処, 『満洲国国民負担額調査書 (康德 6 年度)』

警務総局經濟保安科編, 『満洲国の經濟警察』, 1944 年。

『現代史資料 7 (満州事変)』 みすず書房 1964 年。

興農合作社中央会, 『糧棧組合及組合員ニ関スル調査、統計篇』, 1943 年。

大同学院, 『満洲農村社会実態調査報告書 (康德 2 年度)』, 1936 年

- 治安部警務司,『満洲国警察史(上巻)』1942年.
- 中支建設資料整備事務所,「支那全国土地調査報告綱要」(『編訳彙報』第83号,1942年)
内務局管理处],『地方税関係法令類纂』,1938年5月
- 日滿農政研究会新京事務局,『満洲農業要覧』,1940年.
- 農村配給機構調査海城班:『海城県配給機構調査報告書』(康德9年7月)
- 農村配給機構調査間島省延吉県班:『生必物資ノ農村配給機構調査報告書』(康德9年7月)
- 農村配給機構調査第九班『通陽県配給機構調査報告書』(康德9年7月)
- 野間清,「満洲の一農村に於ける農民の租税負担」満鉄経済調査会,1934年.
- 満洲国実業部臨時産業調査局,『特産取引事情 上巻』,1937年.
- 満洲国実業部臨時産業調査局,『農村実態調査報告書』(竜溪書舎,1989年).
- 満洲国通信社編,『満洲国現勢』クレス出版,2000年.
- 満洲調査機関联合会・農業金融調査委員会,『農業金融調査報告書(第一編 金融機関ノ現
状ニ関スル調査)』,1943年6月(アジア経済研究所『張公権文書』R4-3).
- 満洲中央銀行,『調査彙報』雄書堂,2006年.
- 満洲中央銀行調査課編,『躍進の満洲経済』,1940年.
- 満洲中央銀行調査部,『全満都市の生活必需物資配給事情と關価問題』(康德11年7月)
——『都市購買力実態調査報告書』(康德11年7月)
- 満洲帝国国務院総務庁地方処,『地方財政概要』(康德三・五・六・七・九年度).
- 満洲帝国政府編,『満洲建国十年史』原書房,1969年.
『満洲評論』,龍溪書舎,1981年.
- 満鉄経済調査会,「綏芬河地方調査報告」,1933年8月
——「踏査地区ニ於ケル北部黒龍江省経済事情」(佐藤鶴亀人),1933年11月
——「東寧附近農業調査報告」,1933年12月
——「一般経済調査報告——竜鎮、瓊瑋、奇克県、烏雲、遼河県」(小泉吉雄),1934
年1月.
——「東寧県調査報告書」(吉田美之、山下正巳),1934年3月.
——「烏吉密河、延寿、一面坡附近農業調査報告」(柏倉泰治),1934年3月.
——「北安鎮ヲ起点トセル竜鎮、奇克特、烏雲、遼河地方農業調査報告」,1934年3
月.
——『齊齊哈爾附近農業調査報告』,1934年4月.
——「吉林省穆稜県畜産調査報告」(渡辺勇),1934年4月.
——「齊齊哈爾一甘南沿道農業調査報告」(田中義英),1934年4月.
——「吉林省穆稜県穆稜河流域農業調査報告」(篠原斉),1934年5月.

- 「農安、扶餘地方農業調査報告」(篠原齊等), 1934年6月.
- 「凌源県、青竜県一般経済調査報告書」(和田耕作、尾崎助吉), 1934年6月.
- 「京大、洮大線地方農業調査報告」(福井文吉), 1934年7月.
- 「吉林省寧安県牡丹江流域農業調査報告」(土居丁等), 1934年9月.
- 「吉林省間島地方琿春、凉水泉子方面農業調査報告」(渡辺駿), 1934年9月.
- 「訥河、克山、泰安鎮地方農業調査報告書」(局巖), 1934年9月.
- 「訥河、克山県地方一般経済事情」(土肥武雄), 1934年9月.
- 「泰来県、札賚特旗、興安嶺麓、竜江県農業調査報告書」(木下寿男) 1934年10月.
- 「中部小興安嶺、吉里爾哈山脈ノ森林並地方農村調査報告書」(三田村六郎、伊東弘), 1933年11月.
- 「踏査地区ニ於ケル北部黒龍江省経済事情」(佐藤鶴亀人), 1933年11月.
- 「綏芬河地方調査報告」, 1933年12月.

満鉄産業部, 『満洲経済年報』改造社復刻版.

満鉄庶務部調査課, 『満鉄調査時報』不二出版, 1987年.

満鉄資料課, 『満鉄調査月報』開明書院, 1988年.

満鉄北満経済調査処[1937], 『満洲国ニ於ケル土地一晌当租税公課賦課率表——康德4年度ニ於ケル実績』, 1937年

水谷国一, 「満洲に於ける一農村の農業労働者」(『満鉄調査月報』第14卷10号, 1934年).

——「満洲に於ける一農村の金融」満鉄経済調査会, 1935年.

南満洲鉄道株式会社調査部, 「双城県ニ於ケル農民カラ聴取調査覚書」, 1939年

民政部警務司, 『保甲制度論』1936年.

遼寧省档案馆・小林英夫[1998], 『満鉄経済調査会史料』柏書房, 1998年

臨時産業調査局, 『吉林省敦化県農村実態調査一般調査報告書(康德3年度)』

——『錦州省盤山県農村実態調査一般調査報告書(康德3年度)』

——『竜江省洮南県農村実態調査一般調査報告書(康德3年度)』

芳井研一解説, 『満州事変日誌記録』不二出版, 2009年.

謝 辞

本論文の執筆には、多くの方々から指導と助言をいただいた。筆者の指導教員である芳井研一先生に心より感謝を申し上げたい。先生が細かいところまでご指導をいただいたため、本論を無事に仕上げる事が出来た。さらに、中国での資料調査を行うにあたって芳井先生が自ら中国の資料館・档案馆の方々をご紹介いただいた。そして、生活面にも、先生からいろいろお世話になって、この場をかりて、謹んで御礼申し上げたい。

副指導教員である真水康樹先生、山内民博先生からも、ありにふれ有益なご助言をいただきました。先生方に厚く御礼申し上げます。

前副指導教員の井村哲郎先生にも厚くご指導、ご助言をいただいたことに感謝の言葉を申し上げたい。また、2009年と2010年の新潟大学国際ワークショップで各参会した先生たちも多くご助言をいただいた。ここに深く感謝の意を表したい。そして、芳井研一先生の院生ゼミの皆さんは論文の各章を発表する時、多く意見・質疑をいただいて、厚く御礼申し上げたい。

また、論文を作成するために、中国吉林省社会科学院の満鉄資料館と遼寧省档案馆へ調査に行った。両館の方々のご協力をいただきまして、厚く感謝いたします。

筆者は新潟大学現代社会研究科に参った年から、新潟大学の朱継征先生と新潟国際情報大学区建英先生は筆者の学業と生活をお世話になって、厚く感謝を表したい。新潟大学現代社会文化研究科の岩本先生、石田先生にもいろいろにお世話になって、心から感謝の意を申し上げたい。

新潟大学には留学生に対して奨学金制度や授業料免除制度および医療費補助制度がある。私がおかげで今までやってきたことに御礼を申しあげたい。

また、生活面で大変お世話になった日本の友人伊藤桂子さんはお母さんように、私の家族にいろいろな面倒を見ていただいた。伊藤桂子さん一家にも最大の感謝を申し上げたい。

最後に、家族に感謝したい。今日にいたるまで、援助の手を惜しまなかった両親に御礼を述べたい。なお、いつも励ましてくれ学業を成り遂げて帰国することを期待していた祖母は、論文完成する直前の2010年11月21日になくなった。早く帰れなかったが、今でも心残りである。

日本で研究・生活をしている長い間で学んだことは、単に学問の知識や方法などだけではなく、人格や修養などに対しても大切な体験である。それらのすべては私の今後の人生を根底から支える不可欠のものである。以上の大勢の方々に対する感謝の気持ちを持って、

少しでも報いることが出来るように今後とも、研究及び日中友好の交流のために自分の微力をつくして、頑張りたいと思う。

2011年1月31日

陳 祥